官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方団体に対して交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（総務六六）　一
○経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業四二）　七
〔法規的告示〕
○こども家庭庁長官が定める児童等の一部を改正する件（こども家庭庁一二）　三
〔その他告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務一六二）　三
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学七六、七七）　四
○肥料を登録した件（農林水産六三八、六三九）　四
○平成二十四年国土交通省告示第三百五十六号の全部を改正する件（国土交通五八二）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　五
特殊法人等　共済組合定款の一部変更（国家公務員・内閣・厚生労働省）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定、税理士登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　八
地方公共団体　教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、公示送達、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　八
会社その他　八
会社決算公告　八

省令

○総務省令第六十六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項、第十六条第二項、第十九条第三項（同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項（同法附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）、附則第十三条第一項並びに附則第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令を次のように定める。

令和八年四月二十七日　総務大臣　林　芳正

地方団体に対して交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令

（令和八年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期）

第一条　各道府県及び各市町村に対して、令和八年九月及び令和九年三月において、当該各月に交付すべき令和八年度分の震災復興特別交付税（地方交付税法（第七条及び第八条において「法」という。）附則第四条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。）の額を決定し、交付する。

（令和八年度九月震災復興特別交付税額の算定方法）

第二条　各道府県及び各市町村に対して、令和八年九月に交付すべき震災復興特別交付税の額（以下「令和八年度九月震災復興特別交付税額」という。）は、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）の合算額とする。

一　地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令（平成二十三年総務省令第百五十五号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十三年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第2号）により交付される国の補助金、負担金又は交付金（以下「補助金等」という。）を受けて施行する各事業（補助金等のうち地方団体が設置する基金の積立てに充てられたものにつき令和八年度に当該基金を取り崩して施行する事業（以下「令和八年度基金事業」という。）に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二　平成二十三年度省令別表五の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）又は特別会計補正予算（特第3号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業（同項（四十一）に掲げる補助金等を受けて施行する事業にあっては、特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。第六十一号及び別表二の項（五）において「震災特別法」という。）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体をいう。以下この号、第四十五号、第六十一号及び第七十三号において同じ。）における事業及び特定被災地方公共団体以外における事業（直接特定被災地方公共団体に木材を供給するもの及び平成二十五年七月二日までの間に実施について議会の議決を得たものに限る。）に限り、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に係る事業（以下「全国防災事業」という。）を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号。以下「復興庁設置法等改正法」という。）第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十七条第二項第四号に規定する事業（以下「効果促進事業」という。）（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村の区域において実施される事業（以下「避難指示・解除区域市町村内事業」という。）を除く。）であって、平成二十三年度省令別表五の項（十九）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

三　平成二十三年度の一般会計補正予算（第３号）により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十三年度復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、次の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十三年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十三年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十三年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十三年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十三年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

区分	率
水道事業に係るもの	○・一〇
簡易水道事業に係るもの	○・五五
合流式の公共下水道事業に係るもの	○・六〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・七〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五十人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・六〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・五〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・四〇
分流式の公共下水道事業に係るもの　処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係るもの	○・三〇
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	○・七〇
市場事業に係るもの	○・五〇

四　地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十四年総務省令第三十六号。次条第一項第二号及び第三号において「平成二十四年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十六）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額）

五　平成二十四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十四年度復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、次の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十四年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十四年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十四年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十四年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十四年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

区分	率
水道事業に係るもの	○・一〇
簡易水道事業に係るもの	○・五五
合流式の公共下水道事業に係るもの	○・六〇
分流式の公共下水道事業のうち、雨水を排除するための事業（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）による地盤沈下に伴い必要となった事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下この表において「雨水排水対策事業」という。）に係るもの	一・〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの（雨水排水対策事業を除く。）　処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・七〇
分流式の公共下水道事業に係るもの（雨水排水対策事業を除く。）　処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五十人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・六〇
分流式の公共下水道事業に係るもの（雨水排水対策事業を除く。）　処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・五〇
分流式の公共下水道事業に係るもの（雨水排水対策事業を除く。）　処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・四〇
分流式の公共下水道事業に係るもの（雨水排水対策事業を除く。）　処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係るもの	○・三〇
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	○・七〇
市場事業に係るもの	○・五〇

六　地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十五年総務省令第六十一号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十五年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十八）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額）

七　平成二十五年度省令別表四の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（六）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

八　平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十五年度復興交付金」という。）若しくは福島復興再生特別措置法第四十六条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十五年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十五年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十五年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十五年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十五年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十五年度復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

九　地方団体に対して交付すべき平成二十六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十六年総務省令第四十五号。次条第一項第二号において「平成二十六年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十八）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

十　平成二十六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十六年度復興交付金」という。）若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十六年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十六年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十六年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十六年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十六年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十六年度復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

十一　地方団体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第四十五号。次条第一項第二号において「平成二十七年度省令」という。）別表二の項に掲げる平成二十七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限り、全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額（効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、同項（十七）に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額）

十二　平成二十七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号において「平成二十七年度復興交付金」という。）若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十七年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十七年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十七年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十七年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（公営企業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）であって、平成二十七年度復興交付金を流用して充てるものについては、当該事業（当該流用して充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十七年度復興交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

十三　地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十八年総務省令第五十五号。次号、第十六号、第十七号及び次条第一項第二号において「平成二十八年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十四　平成二十八年度省令別表四の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

十五　平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十八年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十八年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十八年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十八年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（平成二十八年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十八年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

十六　平成二十八年度省令別表七の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第２号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十七　平成二十八年度省令別表八の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第２号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

十八　地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十九年総務省令第三十八号。次号及び次条第一項第二号において「平成二十九年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

十九　平成二十九年度省令別表四の項に掲げる平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十　平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「平成二十九年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十九年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十九年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十九年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（平成二十九年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業に係る平成二十九年度復興交付金等の額を除いた額に○・九五を乗じて得た額）

二十一　地方団体に対して交付すべき平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成三十年総務省令第二十八号。次号及び次条第一項第二号において「平成三十年度省令」という。）別表三の項に掲げる平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二十二　平成三十年度省令別表四の項に掲げる平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額（当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十三　平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「平成三十年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成三十年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成三十年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平成三十年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（平成三十年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業に係る平成三十年度復興交付金等の額を除いた額に○・九五を乗じて得た額）

二十四　地方団体に対して交付すべき令和元年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成三十一年総務省令第五十四号。次号から第二十七号まで及び次条第一項第二号において「令和元年度省令」という。）別表三の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二十五　令和元年度省令別表四の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十六　令和元年度省令別表七の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第１号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

二十七　令和元年度省令別表八の項に掲げる令和元年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第１号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

二十八　令和元年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「令和元年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和元年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和元年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和元年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和元年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業に係る令和元年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

二十九　地方団体に対して交付すべき令和二年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和二年総務省令第五十五号。次号及び次条第一項第二号において「令和二年度省令」という。）別表三の項に掲げる令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十　令和二年度省令別表四の項に掲げる令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

三十一　令和二年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される復興庁設置法等改正法第二条による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金若しくは福島再生加速化交付金（以下この号において「令和二年度復興交付金等」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和二年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和二年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和二年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和二年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和二年度復興交付金等の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

三十二　地方団体に対して交付すべき令和三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和三年総務省令第五十二号。次号並びに次条第一項第二号及び第三号において「令和三年度省令」という。）別表二の項に掲げる令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十三　令和三年度省令別表三の項に掲げる令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

三十四　令和三年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和三年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和三年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和三年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和三年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和三年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和三年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

三十五　地方団体に対して交付すべき令和四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和四年総務省令第三十五号。次号並びに次条第一項第二号及び第三号において「令和四年度省令」という。）別表二の項に掲げる令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十六　令和四年度省令別表三の項に掲げる令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

三十七　令和四年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和四年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和四年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和四年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和四年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和四年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和四年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

三十八　地方団体に対して交付すべき令和五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和五年総務省令第四十三号。次号並びに次条第一項第二号及び第三号において「令和五年度省令」という。）別表二の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

三十九　令和五年度省令別表三の項に掲げる令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

四十　令和五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和五年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和五年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和五年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和五年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和五年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和五年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

四十一　地方団体に対して交付すべき令和六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和六年総務省令第四十六号。次号から第四十四号まで並びに次条第一項第二号及び第三号において「令和六年度省令」という。）別表一の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金（国において令和八年度に繰り越された事業に係るものに限る。）の額として総務大臣が調査した額

四十二　令和六年度省令別表二の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四十三　令和六年度省令別表三の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

四十四　令和六年度省令別表二の項に掲げる令和六年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四十五　令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等（特定被災地方公共団体若しくは特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合の行う企業、特定被災地方公共団体が設立団体である公営企業型地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第三号に掲げる業務を行う地方独立行政法人をいう。）又は空港アクセス鉄道事業を経営する被災第三セクター（特定被災地方公共団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する法人をいう。）をいう。以下この号、第五十号及び第五十五号において同じ。）に係る施設の災害復旧事業（国において令和八年度に繰り越された事業に係るものに限る。以下この号において「令和六年度公営企業等災害復旧事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は次の算式によって算定した額のうち令和六年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

算式

A＋B

算式の符号

A　国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業のうち次の表の左欄に掲げるものの事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額を除いた額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額（以下この号において「通常の公費負担額」という。）の合算額

区分	率
水道事業に係るもの	0.100
簡易水道事業に係るもの	0.550
合流式の公共下水道事業に係るもの	0.600
処理区域内人口密度が25人／ha未満の事業に係るもの	0.700
処理区域内人口密度が25人／ha以上50人／ha未満の事業に係るもの	0.600
処理区域内人口密度が50人／ha以上75人／ha未満の事業に係るもの	0.500
処理区域内人口密度が75人／ha以上100人／ha未満の事業に係るもの	0.400
処理区域内人口密度が100人／ha以上の事業に係るもの	0.300
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	0.700
病院事業に係るもの	0.500
市場事業に係るもの	0.500
空港アクセス鉄道事業に係るもの	0.401

B　国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業の各事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
公営企業等の事業の規模に相当する額として総務大臣が調査した額（以下この表において「事業規模」という。）の100分の50までに相当する部分	0.50
事業規模の100分の50を超え100分の100までに相当する部分	0.75
事業規模の100分の100を超える部分に相当する部分	1.00

四十六　令和六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和六年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和六年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和六年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和六年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和六年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和六年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

四十七　地方団体に対して交付すべき令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和七年総務省令第四十三号。次号及び第四十九号並びに次条第一項各号において「令和七年度省令」という。）別表一の項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金（国において令和八年度に繰り越された事業に係るものに限る。）の額として総務大臣が調査した額

四十八　令和七年度省令別表二の項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

四十九　令和七年度省令別表三の項に掲げる令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

五十　令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業（国において令和八年度に繰り越された事業に係るものに限る。以下この号において「令和七年度公営企業等災害復旧事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は第四十五号の算式によって算定した額のうち令和七年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

五十一　令和七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和七年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（令和八年度基金事業及び国において令和八年度に繰り越された補助金等に係る事業であって、第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和七年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和七年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和七年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和七年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和七年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

五十二　別表一の項に掲げる令和八年度の東日本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

五十三　別表二の項に掲げる令和八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

五十四　別表三の項に掲げる令和八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額（当該各事業のうち避難指示・解除区域市町村内事業については、当該事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額）

五十五　令和八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業（以下この号において「令和八年度公営企業等災害復旧事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は第四十五号の算式によって算定した額のうち令和八年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

五十六　令和八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される福島再生加速化交付金（以下この号において「令和八年度福島再生加速化交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（第五号の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「令和八年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は令和八年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る令和八年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額（令和八年度公営企業復興事業に係る効果促進事業（避難指示・解除区域市町村内事業を除く。）については、当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る令和八年度福島再生加速化交付金の額を除いた額に、第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に〇・九五を乗じて得た額）のいずれか少ない額

五十七　国の補助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る令和八年度の災害応急事業、災害復旧事業及び災害救助事業に要する経費について、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定により地方債（同法第五条の三第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるもの及び同法第五条の四第一項の規定による許可の申請を受けたならば許可をすることとなると認められるものに限る。）をもってその財源とすることができる額のうち震災復興特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十八　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　福島県　東日本大震災のため福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費のうち令和八年度に生じた金額の合算額として総務大臣が調査した額に〇・〇一五を乗じて得た額

ロ　福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村　東日本大震災のためその区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費のうち令和八年度に生じた金額の合算額として総務大臣が調査した額に〇・〇二を乗じて得た額

五十九　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　福島県　東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の特別交付税及び震災復興特別交付税並びに平成二十四年度分、平成二十五年度分、平成二十六年度分、平成二十七年度分、平成二十八年度分、平成二十九年度分、平成三十年度分、令和元年度分、令和二年度分、令和三年度分、令和四年度分、令和五年度分、令和六年度分及び令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定の基礎に算入された額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

項目	額
り災世帯数	四一、六〇〇円
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

ロ　福島県内の市町村　東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の特別交付税及び震災復興特別交付税並びに平成二十四年度分、平成二十五年度分、平成二十六年度分、平成二十七年度分、平成二十八年度分、平成二十九年度分、平成三十年度分、令和元年度分、令和二年度分、令和三年度分、令和四年度分、令和五年度分、令和六年度分及び令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定の基礎に算入された額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

項目	額
り災世帯数	六九、〇〇〇円
全壊家屋の戸数	四一、〇〇〇円
半壊家屋の戸数	二三、九〇〇円
全壊家屋の戸数及び半壊家屋の戸数について、その区分が明らかでない戸数	三二、五〇〇円
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

六十　福島県内の市町村について、第五十八号ロの規定によって算定した額に〇・五を乗じて得た額と前号ロの規定によって算定した額との合算額

六十一　東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた特定被災地方公共団体である県（以下「特定県」という。）並びに特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（震災特別法第二条第三項に規定する特定被災区域をいう。第七十四号において同じ。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額

六十二　東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であって、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した特定県及び特定市町村について、当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額

六十三　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）附則第二十六項の規定に基づく福島県警察の地方警察職員たる警察官の増員に要する経費として総務大臣が調査した額

六十四　特定県及び特定市町村について、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第六十九条の規定に基づく東日本大震災に係る公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額

六十五　福島県及び福島県内の市町村について、東日本大震災の影響により運行される小学校、中学校又は高等学校等の児童又は生徒等の通学の用に供するスクールバス等に要する経費として総務大臣が調査した額

六十六　福島県及び福島県内の市町村について、長又は議会の議員の選挙に要する経費のうち東日本大震災の影響により生ずる経費として総務大臣が調査した額

六十七　特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額

六十八　特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額

六十九　特定県及び特定市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する子どもの教育環境の整備又は安全・安心な環境の確保のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額

七十　指定市町村（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第二条第一項の指定市町村をいう。）及び指定都道府県（同条第二項の指定都道府県をいう。）について、避難住民（同条第三項の避難住民をいう。）及び特定住所移転者（同条第五項の特定住所移転者をいう。）との関係の維持に資するための施策に要する経費として総務大臣が調査した額

七十一　福島県及び福島県内の市町村について、東日本大震災に係る復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興に伴う地域協力活動に要する経費として総務大臣が調査した額

七十二　福島県及び福島県内の市町村について、当該職員（東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けている職員を含む。）のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額

七十三　東日本大震災に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業（特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合の行う企業に限る。）が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は当該利子支払額に〇・五を乗じて得た額のいずれか少ない額

七十四　東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものが行う次に掲げる徴収金の東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額として総務大臣が調査した額

イ　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項の規定により県又は市町村が課する普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税

ロ　使用料（地方財政法第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。）及び手数料

ハ　分担金及び負担金

七十五　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める減収見込額のうち東日本大震災に係るものとして総務大臣が調査した額

イ　道府県　地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この号において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この号において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この号において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この号において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この号において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この号において「平成二十七年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下この号において「平成二十九年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下この号において「平成三十年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この号において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下この号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令

和二年法律第二十六号。以下この号において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この号において「令和三年法律第七号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この号において「令和四年法律第一号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。以下この号において「令和五年法律第一号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下この号において「令和六年法律第四号」という。）、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第七号。以下この号において「令和七年法律第七号」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下この号において「令和八年法律第二号」という。）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この号において「震災特例法改正法」という。）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この号において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この号において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この号において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この号において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号以下この号において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この号において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この号において「平成三十年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この号において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この号において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この号において「令和五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この号において「令和六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この号において「令和七年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この号において「令和八年所得税法等改正法」という。）の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額

(1)　個人の道府県民税に係る減収見込額

(2)　法人の道府県民税に係る減収見込額

(3)　個人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額

(4)　法人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額（法人事業税交付金（地方税法第七十二条の七十六の規定により市町村に交付するものとされる事業税に係る交付金をいう。ロにおいて同じ。）の減収見込額を除く。）

(5)　不動産取得税に係る減収見込額

(6)　固定資産税に係る減収見込額

(7)　特別法人事業譲与税に係る減収見込額

ロ　市町村　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年法律第七号、令和四年法律第一号、令和五年法律第一号、令和六年法律第四号、令和七年法律第七号及び令和八年度法律第二号並びに震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法、令和六年所得税法等改正法、令和七年所得税法等改正法及び令和八年所得税法等改正法の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額

(1)　個人の市町村民税に係る減収見込額

(2)　法人の市町村民税に係る減収見込額

(3)　固定資産税に係る減収見込額

(4)　都市計画税に係る減収見込額

(5)　法人事業税交付金に係る減収見込額

七十六　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によって算定した令和八年所得税法等改正法附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定（復興庁設置法等改正法第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定（復興庁設置法等改正法第三条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を含む。以下この号において「旧復興特別区域法の規定」という。）又は福島復興再生特別措置法第二十六条、第三十八条、第七十五条の五若しくは第八十五条の八の規定（以下この号において「福島復興再生法の規定」という。）による減収見込額として総務大臣が調査した額

イ　道県　(1)から(4)までの規定によって算定した額の合算額

(1)　個人事業税　次の算式によって算定した額

算式

$$A\times0.05+B\times(0.05-C)+D\times0.04+E\times(0.04-F)+G\times0.03+H\times(0.03-I)+J\times0.045+K\times(0.05-L)+M\times0.036+N\times(0.04-O)+P\times0.027+Q\times(0.03-R)+S\times0.0375+T\times(0.05-U)+V\times0.03+W\times(0.04-X)+Y\times0.0225+Z\times(0.03-AA)+AB\times0.05+AC\times(0.05-AD)+AE\times0.04+AF\times(0.04-AG)+AH\times0.03+AI\times(0.03-AJ)+AK\times0.045+AL\times(0.05-AM)+AN\times0.036+AO\times(0.04-AP)+AQ\times0.027+AR\times(0.03-AS)$$

算式の符号

A　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（令和7年3月31日までの間に福島県及び東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する地域を含む市町村の区域（以下「福島県等の区域」という。）内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

B　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第5号及び第7号に規定する事業を除く。）に係るもの（令和7年3月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とする。

D　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

E　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

F　当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

G　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

H　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

I　当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

J　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

K　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

L　当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.005に満たないときは0.005とする。

M　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

N　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

O　当該道県がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

P　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Q　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

R　当該道県がQに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。

S　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

T　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

U　当該道県がTに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.0125に満たないときは0.0125とする。

V　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

W　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

X　当該道県がWに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.01に満たないときは0.01とする。

Y　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Z　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＡ　当該道県がZに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは0.0075とする。

ＡＢ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第３号）第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＣ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＤ　当該道県がＡＣに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とする。

ＡＥ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＦ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＧ　当該道県がＡＦに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

ＡＨ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＩ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＪ　当該道県がＡＩに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

ＡＫ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＬ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＭ　当該道県がＡＬに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.005に満たないときは0.005とする。

ＡＮ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＯ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＰ　当該道県がＡＯに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

ＡＱ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＲ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＳ　当該道県がＡＲに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。

(2)　法人事業税　次の算式により算定した額

算式

Σ（Ａ×Ｂ）＋Σ｛Ｃ×（Ｄ－Ｅ）｝＋Σ（Ｆ×Ｇ）＋Σ｛Ｈ×（Ｉ－Ｊ）｝＋Σ（Ｋ×Ｌ×0.9）＋Σ｛Ｍ×（Ｎ－Ｏ）｝＋Σ（Ｐ×Ｑ×0.9）＋Σ｛Ｒ×（Ｓ－Ｔ）｝＋Σ（Ｕ×Ｖ×0.75）＋Σ｛Ｗ×（Ｘ－Ｙ）｝＋Σ（Ｚ×ＡＡ×0.75）＋Σ｛ＡＢ×（ＡＣ－ＡＤ）｝＋Σ（ＡＥ×ＡＦ）＋Σ｛ＡＧ×（ＡＨ－ＡＩ）｝＋Σ（ＡＪ×ＡＫ）＋Σ｛ＡＬ×（ＡＭ－ＡＮ）｝＋Σ（ＡＯ×ＡＰ×0.9）＋Σ｛ＡＱ×（ＡＲ－ＡＳ）｝＋Σ（ＡＴ×ＡＵ×0.9）＋Σ｛ＡＶ×（ＡＷ－ＡＸ）｝

算式の符号

Ａ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｂ　Ａに係る標準税率

Ｃ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｄ　Ｃに係る標準税率

Ｅ　当該道県がＣに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とする。

Ｆ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｇ　Ｆに係る標準税率

Ｈ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｉ　Ｈに係る標準税率

Ｊ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とする。

Ｋ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｌ　Ｋに係る標準税率

Ｍ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｎ　Ｍに係る標準税率

Ｏ　当該道県がＭに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

Ｐ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｑ　Ｐに係る標準税率

Ｒ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｓ　Ｒに係る標準税率

Ｔ　当該道県がＲに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

Ｕ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｖ　Ｕに係る標準税率

Ｗ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｘ　Ｗに係る標準税率

Ｙ　当該道県がＷに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とする。

Ｚ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＡ　Ｚに係る標準税率

ＡＢ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＣ　ＡＢに係る標準税率

ＡＤ　当該道県がＡＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率が標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とする。

ＡＥ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＦ　ＡＥに係る標準税率

ＡＧ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＨ　ＡＧに係る標準税率

ＡＩ　当該道県がＡＧに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とする。

ＡＪ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＫ　ＡＪに係る標準税率

ＡＬ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＭ　ＡＬに係る標準税率

ＡＮ　当該道県がＡＬに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とする。

ＡＯ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＰ　ＡＯに係る標準税率

ＡＱ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＲ　ＡＱに係る標準税率

ＡＳ　当該道県がＡＱに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

ＡＴ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＵ　ＡＴに係る標準税率

ＡＶ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＷ　ＡＶに係る標準税率

ＡＸ　当該道県がＡＶに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

(3)　不動産取得税　次の算式によって算定した額

算式

Ａ×0.04＋Ｂ×（0.04－Ｃ）＋Ｄ×0.03＋Ｅ×（0.03－Ｆ）＋Ｇ×0.036＋Ｈ×（0.04－Ｉ）＋Ｊ×0.027＋Ｋ×（0.03－Ｌ）＋Ｍ×0.03＋Ｎ×（0.04－Ｏ）＋Ｐ×0.0225＋Ｑ×（0.03－Ｒ）＋Ｓ×0.04＋Ｔ×（0.04－Ｕ）＋Ｖ×0.03＋Ｗ×（0.03－Ｘ）＋Ｙ×0.036＋Ｚ×（0.04－ＡＡ）＋ＡＢ×0.027＋ＡＣ×（0.03－ＡＤ）

算式の符号

Ａ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｂ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

Ｄ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｅ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

Ｇ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｈ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｉ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

Ｊ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｋ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｌ　当該道県がＫに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。

Ｍ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｎ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｏ　当該道県がＮに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.01に満たないときは0.01とする。

Ｐ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｑ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｒ　当該道県がＱに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは0.0075とする。

Ｓ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｔ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｕ　当該道県がＴに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

Ｖ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｗ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｘ　当該道県がＷに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

Ｙ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｚ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得以外に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＡ　当該道県がＺに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

ＡＢ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＣ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち地方税法附則第11条の２第１項に規定する住宅又は土地の取得に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＤ　当該道県がＡＣに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。

(4)　固定資産税　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）＋Ｄ×0.0126＋Ｅ×（0.014－Ｆ）＋Ｇ×0.0105＋Ｈ×（0.014－Ｉ）＋Ｊ×0.014＋Ｋ×（0.014－Ｌ）＋Ｍ×0.0126＋Ｎ×（0.014－Ｏ）

算式の符号

Ａ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｂ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Ｄ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｅ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。

Ｇ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｈ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｉ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

Ｊ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｋ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｌ　当該道県がＫに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Ｍ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｎ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｏ　当該道県がＮに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。

ロ　市町村　旧復興特別区域法又は福島復興再生法の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び普通交付税に関する省令第二十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

Ａ×0.014＋Ｂ×（0.014－Ｃ）＋Ｄ×0.0126＋Ｅ×（0.014－Ｆ）＋Ｇ×0.0105＋Ｈ×（0.014－Ｉ）＋Ｊ×0.014＋Ｋ×（0.014－Ｌ）＋Ｍ×0.0126＋Ｎ×（0.014－Ｏ）

算式の符号

Ａ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｂ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

Ｄ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｅ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。

Ｇ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｈ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｉ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

Ｊ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

K　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

L　当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

M　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

N　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

O　当該道県がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0014に満たないときは0.0014とする。

（令和八年度九月震災復興特別交付税額の加算、減額及び返還）

第三条　令和八年九月において、令和八年度九月震災復興特別交付税額は、前条各号によって算定した額の合算額から第１号の額を減額した後の額（次項及び第三項において「令和八年度九月調整基準額」という。）に第２号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）から第３号の額を減額した額とする。

一　令和七年度省令第五条第三項に規定する令和七年度三月分の額から減額することができない額

二　平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項（平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、平成二十八年度省令第三条第一項第二号（平成二十八年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、平成二十九年度省令第三条第一項第二号（平成二十九年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和元年度省令第三条第一項第二号（令和元年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和二年度省令第三条第一項第二号（令和二年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和三年度省令第三条第一項第二号（令和三年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和四年度省令第三条第一項第二号（令和四年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和五年度省令第三条第一項第二号（令和五年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、令和六年度省令第三条第一項第二号（令和六年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び令和七年度省令第三条第一項第二号（令和七年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により算定した額（平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号、令和七年度省令第三条第一項第二号、令和八年度省令第三条第一項第二号、令和九年度省令第三条第一項第二号、令和十年度省令第三条第一項第二号、令和十一年度省令第三条第一項第二号、令和十二年度省令第三条第一項第二号、令和十三年度省令第三条第一項第二号、令和十四年度省令第三条第一項第二号、令和十五年度省令第三条第一項第二号、令和十六年度省令第三条第一項第二号、令和十七年度省令第三条第一項第二号、令和十八年度省令第三条第一項第二号、令和十九年度省令第三条第一項第二号、令和二十年度省令第三条第一項第二号、令和二十一年度省令第三条第一項第二号、令和二十二年度省令第三条第一項第二号、令和二十三年度省令第三条第一項第二号、令和二十四年度省令第三条第一項第二号、令和二十五年度省令第三条第一項第二号、令和二十六年度省令第三条第一項第二号、令和二十七年度省令第三条第一項第二号、令和二十八年度省令第三条第一項第二号、令和二十九年度省令第三条第一項第二号、令和三十年度省令第三条第一項第二号、令和三十一年度省令第三条第一項第二号、令和三十二年度省令第三条第一項第二号、令和三十三年度省令第三条第一項第二号、令和三十四年度省令第三条第一項第二号、令和三十五年度省令第三条第一項第二号、令和三十六年度省令第三条第一項第二号、令和三十七年度省令第三条第一項第二号、令和三十八年度省令第三条第一項第二号、令和三十九年度省令第三条第一項第二号、令和四十年度省令第三条第一項第二号、令和四十一年度省令第三条第一項第二号、令和四十二年度省令第三条第一項第二号、令和四十三年度省令第三条第一項第二号、令和四十四年度省令第三条第一項第二号、令和四十五年度省令第三条第一項第二号、令和四十六年度省令第三条第一項第二号、令和四十七年度省令第三条第一項第二号、令和四十八年度省令第三条第一項第二号、令和四十九年度省令第三条第一項第二号、令和五十年度省令第三条第一項第二号、令和五十一年度省令第三条第一項第二号、令和五十二年度省令第三条第一項第二号、令和五十三年度省令第三条第一項第二号、令和五十四年度省令第三条第一項第二号、令和五十五年度省令第三条第一項第二号、令和五十六年度省令第三条第一項第二号、令和五十七年度省令第三条第一項第二号、令和五十八年度省令第三条第一項第二号、令和五十九年度省令第三条第一項第二号、令和六十年度省令第三条第一項第二号、令和六十一年度省令第三条第一項第二号、令和六十二年度省令第三条第一項第二号、令和六十三年度省令第三条第一項第二号、令和六十四年度省令第三条第一項第二号、令和六十五年度省令第三条第一項第二号、令和六十六年度省令第三条第一項第二号、令和六十七年度省令第三条第一項第二号、令和六十八年度省令第三条第一項第二号、令和六十九年度省令第三条第一項第二号、令和七十年度省令第三条第一項第二号、令和七十一年度省令第三条第一項第二号、令和七十二年度省令第三条第一項第二号、令和七十三年度省令第三条第一項第二号、令和七十四年度省令第三条第一項第二号、令和七十五年度省令第三条第一項第二号、令和七十六年度省令第三条第一項第二号、令和七十七年度省令第三条第一項第二号、令和七十八年度省令第三条第一項第二号、令和七十九年度省令第三条第一項第二号、令和八十年度省令第三条第一項第二号、令和八十一年度省令第三条第一項第二号、令和八十二年度省令第三条第一項第二号、令和八十三年度省令第三条第一項第二号、令和八十四年度省令第三条第一項第二号、令和八十五年度省令第三条第一項第二号、令和八十六年度省令第三条第一項第二号、令和八十七年度省令第三条第一項第二号、令和八十八年度省令第三条第一項第二号、令和八十九年度省令第三条第一項第二号、令和九十年度省令第三条第一項第二号、令和九十一年度省令第三条第一項第二号、令和九十二年度省令第三条第一項第二号、令和九十三年度省令第三条第一項第二号、令和九十四年度省令第三条第一項第二号、令和九十五年度省令第三条第一項第二号、令和九十六年度省令第三条第一項第二号、令和九十七年度省令第三条第一項第二号、令和九十八年度省令第三条第一項第二号、令和九十九年度省令第三条第一項第二号、令和百年度省令第三条第一項第二号、令和百一年度省令第三条第一項第二号、令和百二年度省令第三条第一項第二号、令和百三年度省令第三条第一項第二号、令和百四年度省令第三条第一項第二号、令和百五年度省令第三条第一項第二号、令和百六年度省令第三条第一項第二号、令和百七年度省令第三条第一項第二号、令和百八年度省令第三条第一項第二号、令和百九年度省令第三条第一項第二号、令和百十年度省令第三条第一項第二号、令和百十一年度省令第三条第一項第二号、令和百十二年度省令第三条第一項第二号、令和百十三年度省令第三条第一項第二号、令和百十四年度省令第三条第一項第二号、令和百十五年度省令第三条第一項第二号、令和百十六年度省令第三条第一項第二号、令和百十七年度省令第三条第一項第二号、令和百十八年度省令第三条第一項第二号、令和百十九年度省令第三条第一項第二号、令和百二十年度省令第三条第一項第二号、令和百二十一年度省令第三条第一項第二号、令和百二十二年度省令第三条第一項第二号、令和百二十三年度省令第三条第一項第二号、令和百二十四年度省令第三条第一項第二号、令和百二十五年度省令第三条第一項第二号、令和百二十六年度省令第三条第一項第二号、令和百二十七年度省令第三条第一項第二号、令和百二十八年度省令第三条第一項第二号、令和百二十九年度省令第三条第一項第二号、令和百三十年度省令第三条第一項第二号、令和百三十一年度省令第三条第一項第二号、令和百三十二年度省令第三条第一項第二号、令和百三十三年度省令第三条第一項第二号、令和百三十四年度省令第三条第一項第二号、令和百三十五年度省令第三条第一項第二号、令和百三十六年度省令第三条第一項第二号、令和百三十七年度省令第三条第一項第二号、令和百三十八年度省令第三条第一項第二号、令和百三十九年度省令第三条第一項第二号、令和百四十年度省令第三条第一項第二号、令和百四十一年度省令第三条第一項第二号、令和百四十二年度省令第三条第一項第二号、令和百四十三年度省令第三条第一項第二号、令和百四十四年度省令第三条第一項第二号、令和百四十五年度省令第三条第一項第二号、令和百四十六年度省令第三条第一項第二号、令和百四十七年度省令第三条第一項第二号、令和百四十八年度省令第三条第一項第二号、令和百四十九年度省令第三条第一項第二号、令和百五十年度省令第三条第一項第二号、令和百五十一年度省令第三条第一項第二号、令和百五十二年度省令第三条第一項第二号、令和百五十三年度省令第三条第一項第二号、令和百五十四年度省令第三条第一項第二号、令和百五十五年度省令第三条第一項第二号、令和百五十六年度省令第三条第一項第二号、令和百五十七年度省令第三条第一項第二号、令和百五十八年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、平成二十年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号、令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十六年度省令第三条第一項及び第三条第一項の規定により算定した額（平成二十七年度省令第三条第一項第二号、平成二十九年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成二十八年度省令第三条第一項第二号、令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、平成三十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和元年度省令第三条第一項第二号、令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和元年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二年度省令第三条第一項第二号、令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三年度省令第三条第一項第二号、令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四年度省令第三条第一項第二号、令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五年度省令第三条第一項第二号、令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和二十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和二十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和三十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和三十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和四十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和四十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和五十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和七十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和八十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和八十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和九十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和九十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二十五年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二十六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二十六年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二十七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二十七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二十八年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二十八年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百二十九年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百二十九年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百三十年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百三十年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百三十一年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百三十一年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百三十二年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百三十二年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百三十三年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百三十三年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百三十四年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百三十四年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和百三十五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和百三十五年度省令第三条第一項第二号の

条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和五年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和六年度省令第三条第一項第二号及び令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）、令和六年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額（令和七年度省令第三条第一項第二号の規定により加算又は減額した額がある場合には、当該加算し、又は減額した後の額）並びに令和七年度省令第二条及び第四条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年度から令和七年度までの各年度に交付した震災復興特別交付税の額がそれぞれ過大又は過少に算定されたと認められるときは、当該過少に算定された額の合算額から当該過大に算定された額の合算額を控除した額

三　平成二十四年度省令第一条第二項第二十七号の二の表の上欄に掲げる特定県について、同条第六項及び第七項の規定に基づき、同条第二項第二十七号の二の規定により算定した額が同号の表の上欄に掲げる特定県（当該特定県内の市町村を含む。）において平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に同号に掲げる事業に実際に要した経費を上回る場合、当該上回る額から令和三年度省令第三条第一項第三号（令和三年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）、令和四年度省令第三条第一項第三号（令和四年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）、令和五年度省令第三条第一項第三号（令和五年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）、令和六年度省令第三条第一項第三号（令和六年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）及び令和七年度省令第三条第一項第三号（令和七年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定により算定した額を控除した額。ただし、平成二十四年度省令第一条第七項の規定により当該期間を延長することが必要であると認める特定県内の市町村における当該要した経費については、当該市町村を包括する特定県において平成二十四年度分の震災復興特別交付税として交付された額のうち、延長後の期間において当該市町村が同条第二項第二十七号の二に規定する事業を実施するため、同号に掲げる基金の積立等に要する経費として総務大臣が調査した額とする。

2　前項の場合において、令和八年度九月調整基準額が負数となる地方団体（次項及び第四項において「要調整団体」という。）で、前項第二号の額から同項第三号の額を減額した額を加算した後の額がなお負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、当該負数となる額に相当する額を返還しなければならない。

3　第一項の場合において、要調整団体で、同項第二号の額から同項第三号の額を減額した額が零又は負数となるものは、総務大臣の定める方法によって、令和八年度九月調整基準額に相当する額を返還しなければならない。この場合において、令和八年度九月震災復興特別交付税額は零とする。

4　要調整団体以外の地方団体について、第一項の規定によって算定した令和八年度九月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

5　第二項及び第三項の規定によって返還する額が著しく多額である場合その他特別の理由がある場合には、総務大臣は、当該返還額の一部を令和九年度以降に繰り延べて返還させることができる。

（令和八年度三月震災復興特別交付税額の算定方法）

第四条　各道府県及び各市町村に対して、令和九年三月に交付すべき震災復興特別交付税の額（次条において「令和八年度三月震災復興特別交付税額」という。）は、第二条各号に規定する算定方法に準じて算定した額から令和八年度九月震災復興特別交付税額として当該各号によって算定した額をそれぞれ控除した額の合算額とする。

（令和八年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額）

第五条　令和九年三月において、令和八年度三月震災復興特別交付税額は、前条の規定によって算定した額から第一号の額を減額した後の額に第二号の額を加算した額（同号の額が負数となるときは、当該負数となる額に相当する額を減額した額）から第三号の額を減額した額とする。

一　次に掲げるいずれかの額

イ　第三条第三項の場合において、令和八年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額から返還すべき額を控除した額

ロ　第三条第五項の場合において、令和八年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない額

二　第三条第一項第二号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「及び令和七年度省令第三条第一項第二号（令和七年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とあるのは「、令和七年度省令第三条第一項第二号（令和七年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及びこの項」と、「及び令和七年度省令第三条第一項第二号及びこの項の」とあるのは「、令和七年度省令第三条第一項第二号」とあるのは「（令和七年度省令第三条第一項第二号及びこの項」と、「当該過大に算定された額の合算額」とあるのは「当該過大に算定された額の合算額（令和八年度において返還すべき額を除く。）」と読み替えるものとする。

三　第三条第一項第三号の算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「令和七年度省令第三条第一項第三号（令和七年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）」とあるのは「令和七年度省令第三条第一項第三号（令和七年度省令第五条第一項第三号において準用する場合を含む。）及びこの号」と読み替えるものとする。

2　前項の規定によって算定した令和八年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、当該額を零とする。

3　前項の場合において、令和八年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措置については、別に省令で定める。

（令和八年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法等の特例）

第六条　第一条、第二条及び第四条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、令和八年九月及び令和九年三月以外の月において、令和八年度分の震災復興特別交付税の額を決定し、交付する。

2　第三条及び前条に定めるもののほか、総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、令和八年九月及び令和九年三月以外の月において、令和八年度分の震災復興特別交付税の額を加算し、減額し、及び返還するものとする。

（令和八年度震災復興特別交付税額の一部を令和九年度において交付する場合の算定方法等）

第七条　法附則第十二条第一項の規定により、法附則第十一条に規定する令和八年度震災復興特別交付税額の一部を令和九年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び交付時期並びに震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還については、別に省令で定める。

（意見の聴取）

第八条　普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、法附則第十五条第四項において準用する法第二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

別表

一	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金
二	（一）　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十一条の規定による負担金 （二）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金 （三）　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条又は第三条の規定による負担金 （四）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七条第三号、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金

（五）　震災特別法第七条の規定による補助金
（六）　特定非営利活動法人等被災者支援交付金
（七）　福島再生加速化交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。）
（八）　被災者支援総合交付金
（九）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金
（十）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
（十一）　文化芸術振興費補助金
（十二）　海岸保全施設等災害復旧事業費補助
（十三）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
（十四）　漁場等復旧支援対策費補助金
（十五）　水産業振興対策地方公共団体事業費補助金
（十六）　国内食料供給対策事業費補助金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。）
（十七）　農業用施設災害復旧事業費補助
（十八）　農地災害復旧事業費補助
（十九）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
（二十）　地域経済政策推進事業費補助金（自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業に係るものに限る。）
（二十一）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業及び下水道事業に係るものを除く。）
（二十二）　観光関連復興支援事業費補助金
（二十三）　ブルーツーリズム推進支援事業費補助金
（二十四）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（二十五）　復興庁設置法等改正法附則第八条の規定による補助金（管理の開始の日から起算して十年以内の公営住宅に対する事業に係るものに限る。）
（二十六）　災害公営住宅特別家賃低減対策費補助
（二十七）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。）
三
（一）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。）
（二）　水産資源管理対策事業費補助金
（三）　国内食料供給対策事業費補助金（二の項（十六）に掲げるものを除く。）
（四）　社会資本整備総合交付金

○経済産業省令第四十二号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の規定に基づき、並びにデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表示）	（表示）
第二十二条　法第十三条第一項（子供用特定製品の場合にあつては、同項及び同条第三項）の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。	**第二十二条**　法第十三条第一項（子供用特定製品の場合にあつては、同項及び同条第三項）の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　別表第五第十三号から第十五号までの特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第八に定める様式の表示	三　別表第五第十三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第八に定める様式の表示
四　（略）	四　（略）
（聴聞の期日又は場所の変更）	（聴聞の期日又は場所の変更）
第四十条　行政庁が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知をした場合（同条第四項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。	**第四十条**　行政庁が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知をした場合（同条第三項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
2・3　（略）	2・3　（略）

別表第１（第３条第１項、第５条、第14条第１項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
１．（略）	（略）
２．乗車用ヘルメット	１　（略） ２(1)　ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。 　なお、ヘルメットの外表面は、日本産業規格Ｔ8133(2026)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。 (2)　帽体及び衝撃吸収ライナーの保護範囲は、日本産業規格Ｔ8133（2026）乗車用ヘルメット6.2ｂ）に適合すること。ただし、自動二輪車（総排気量0.125リットル以下のもの又は定格出力1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本産業規格Ｔ8133（2026）乗車用ヘルメット6.2ａ）に適合すること。 (3)　（略） ３(1)～(3)　（略） (4)　ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナー及び保持装置を備えていること。 　なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。 (5)　（略） ４～８　（略） ９(1)　（略） (2)　自動二輪車（総排気量0.125リットル以下のもの又は定格出力1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。 (3)　（略）
３．乳幼児用ベッド	１・２　（略） ３　床板は、使用時に容易に外れないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。 ４～13　（略） 14　組子の中央部を147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、組子が外れる等の異状が生じないこと。 15～20　（略）
４．～13.　（略）	（略）

別表第１（第３条第１項、第５条、第14条第１項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
１．（略）	（略）
２．乗車用ヘルメット	１　（略） ２(1)　ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。 　なお、ヘルメットの外表面は、日本産業規格Ｔ8133(2015)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。 (2)　帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本産業規格Ｔ8133（2015）乗車用ヘルメット6.2ｂ）に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本産業規格Ｔ8133（2015）乗車用ヘルメット6.2ａ）に適合すること。 (3)　（略） ３(1)～(3)　（略） (4)　ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。 　なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。 (5)　（略） ４～８　（略） ９(1)　（略） (2)　総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。 (3)　（略）
３．乳幼児用ベッド	１・２　（略） ３　床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。 ４～13　（略） 14　組子の中央部を147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、組子がはずれる等の異状が生じないこと。 15～20　（略）
４．～13.　（略）	（略）

14. 乳幼児用ベッドガード	1　乳幼児が触れるおそれのある部分には、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。 2　組立式のものにあつては、組立てが容易にでき、組立ての誤りを生じにくい構造を有すること。 3　乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。 4　乳幼児の身体が挟まれにくい構造を有すること。 5　乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。 6　骨組みを有するものにあつては、ベッド（乳幼児用ベッドを除く。）の両端と乳幼児用ベッドガードの両端との隙間に、乳幼児の身体が通る間隔を有すること。 7　折りたたむことができる構造を有するものにあつては、使用中容易に折りたたみができない構造で、折りたたみを固定する装置は乳幼児が容易に操作できないこと。 8　使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度を有すること。 9　使用時にマットレスとの間に、乳幼児の身体が挟まれるおそれのある隙間ができないこと。 10　部品を相互に接続するための接続部品を有するものにあつては、容易に外れないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。 11　接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。 12　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。		（新設）	（新設）
15. ベビーカー	1　乳幼児が触れるおそれのある部分には、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。 2　乳幼児の手足の届く範囲に、乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。 3　乳幼児が触れるおそれのある範囲にある可動部分及び折りたたむことができる構造を有するものにあつては、身体上の損傷のおそれがないこと。 4　折りたたむことができる構造を有するものにあつては、開閉が容易で、展開時に意図しない解除のおそれがないこと。 5　駐車させるため必要な装置を有し、その操作部は乳幼児が操作できないものであること。 6　使用中に転落を防止するための乳幼児の身体を十分に保持できる構造を有すること。 7　使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。		（新設）	（新設）

	8　座席部分の取り外しができるもの又は座席部分に他の座席を取り付けることができるものにあつては、容易に外れない構造を有すること。 9　乳幼児の手の届く範囲の接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。 10　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
１．（略）	（略）	（略）
２．乗車用ヘルメット	用途	⑴　自動二輪車（総排気量0.125リットル以下のもの又は定格出力1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車乗車用のもの ⑵　（略）
	（略）	（略）
３．～13.　（略）	（略）	（略）
14.乳幼児用ベッドガード	骨組み	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	転落を防止する部位の構造	⑴　柵状のもの ⑵　ネット状のもの ⑶　クッション状のもの ⑷　その他のもの
	折りたたむことができる構造	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	骨組みの組立て	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	固定用器具	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	付属品	⑴　あるもの ⑵　ないもの

別表第２（第７条関係）

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
１．（略）	（略）	（略）
２．乗車用ヘルメット	用途	⑴　総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のもの ⑵　（略）
	（略）	（略）
３．～13.　（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

15. ベビーカー	形状	⑴　座面と背当から構成されるものであつて、使用時の座面に対して背当のなす最小の角度が95度以上のもの（⑵に掲げるものを除く。） ⑵　座面と背当から構成されるものであつて、使用時の座面に対して背当のなす最小の角度が95度以上であり、かつ、座面に対して背当のなす最大角度が150度以上のもの ⑶　箱形のもの ⑷　その他のもの
	折りたたむことができる構造	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	車輪の数	⑴　三輪のもの ⑵　四輪のもの ⑶　その他のもの
	乗車定員	⑴　一人のもの ⑵　その他のもの
	座席部分の取り外し	⑴　取り外しが可能なもの ⑵　その他のもの
	日よけ	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	付属品	⑴　あるもの ⑵　ないもの

別表第２の２（第21条の２第１項関係）

特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）	使用に関して注意を促すための文言	
	要素	表示すべき文言
１．（略）	（略）	（略）
２．乳幼児用玩具	揺りかご、ベッド又はベビーカーに張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら玩具を取り外す旨

（新設）	（新設）	（新設）

別表第２の２（第21条の２第１項関係）

特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）	使用に関して注意を促すための文言	
	要素	表示すべき文言
１．（略）	（略）	（略）
２．乳幼児用玩具	揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら玩具を取り外す旨

	揺りかご、ベッド若しくはベビーカーに取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることを意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	一　ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 二　つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら取り外す旨		揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることを意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	一　ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 二　つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら取り外す旨
３．乳幼児用ベッドガード	全てのもの	一　使用に適した年齢 二　出生後十八月未満の乳幼児には使用しない旨 三　窒息や身体の圧迫についての危険性がある旨 四　枕その他の窒息の可能性のあるものを乳幼児用ベッドガードとマットレスとの隙間に入れて使用しない旨 五　複数の製品を使用しベッドを完全に囲むような使用を行わない旨 六　ベッドへ固定する際に取扱説明書の指示のとおりに固定する旨 七　使用可能なベッド及びマットレス	（新設）	（新設）	（新設）
４．ベビーカー	全てのもの	一　使用に適した年齢 二　使用時に保護者が離れない旨 三　展開の操作が完了し、折りたたむことができる構造が固定された状態で使用する旨 四　折りたたみの操作は乳幼児から離れて行う旨	（新設）	（新設）	（新設）
	箱形以外のもの	シートベルトを装着して使用する旨			
	箱形のものであつて、乳幼児が座ることができるようになつた際も使用するもの	乳幼児が座ることができるようになつたら、シートベルトを装着して使用する旨			

別表第５（第21条の２第２項、第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
1～13　（略）	（略）	（略）
14	乳幼児用ベッドガード	乳幼児用ベッドガードの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
15	ベビーカー	ベビーカーの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、乳幼児の身体を保持する構造が車体から分離するものにあつては、ベビーカーとして使用する場合において、見やすい箇所に表示すること。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第百十七号）の施行の日（令和八年七月八日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第一第二号及び第三号、別表第二第二号並びに別表第三の二第二号の規定　公布の日

二　第四十条第一項の改正規定　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）

別表第５（第21条の２第２項、第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
1～13　（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

法規的告示

○こども家庭庁告示第十二号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、こども家庭庁長官が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年四月二十七日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～一の十三　略］	［一～一の十三　同上］
二　通所給付費等単位数表第１の13の注のこども家庭庁長官が定める基準	二　通所給付費等単位数表第１の13の注１及び注２のこども家庭庁長官が定める基準
イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	(1)　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
(ｲ)　［略］	(ｲ)　［同上］

(二)　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百六十万円以上であること。ただし、(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づく取組数が一定以上の場合はこの限りでないこと。

[(2)～(10)　略]

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づき、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

(二)　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。

(3)　当該指定児童発達支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づき、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

(二)　連携推進法人に所属していること。

(3)　当該指定児童発達支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

ホ・ヘ　[略]

[削る。]

(二)　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

[(2)～(10)　同上]

[加える。]

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(II)

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

[加える。]

ハ・ニ　[同上]

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁告示第三号）第二条の規定による改正前の障害児通所給付費等単位数表（以下「旧障害

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

児通所給付費等単位数表」という。）の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の㈡及び(2)から⑽までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで及び(8)から⑽までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の㈡及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで、及び(8)から⑽までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで及び(8)から⑽までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の㈡、(2)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

ル‖　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ‖　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又はIII及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ワ‖　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

カ‖　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

［削る。］

［削る。］

［削る。］

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヨ‖　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ‖　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

レ‖　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

［削る。］

［三～十の二の四　略］

十の三　通所給付費等単位数表第４の４の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　第二号ロの(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(3)　第二号ロの(3)に掲げる基準に適合すること。

ハ・ニ　［略］

［削る。］

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ソ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

［三～十の二の四　同上］

十の三　通所給付費等単位数表第４の４の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

［加える。］

ロ・ハ　［同上］

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

チ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

［削る。］

［削る。］

［削る。］

リ‖　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヌ‖　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル‖　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。

(2)　第二号イの(1)（(一)及び(二)に係る部分を除く。）、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

［削る。］	
十一　通所給付費等単位数表第５の３の注のこども家庭庁長官が定める基準 第十号の三の規定を準用する。 ［十二～十八　略］	［十の四～十の九　略］ 十一　通所給付費等単位数表第５の３の注のこども家庭庁長官が定める基準 第十号の三の規定を準用する。 ［十二～十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

ヲ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)	
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1)　令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。	
(2)　第二号イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(3)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	
(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。	
a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。	
b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。	
(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。	
a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	
b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。	

その他告示

○外務省告示第百六十二号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第七号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

令和八年四月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

旅券番号	発行年月日	失効年月日
ＭＺ6033392	2000/ 7/31	2005/ 7/31
ＭＪ2409346	2023/ 8/ 7	2026/ 2/24
ＴＭ2019395	2026/ 1/23	2026/ 2/24
ＴＭ1691430	2025/11/27	2026/ 2/25
ＴＳ2171163	2018/11/28	2026/ 2/26
ＭＪ3669496	2024/ 7/16	2026/ 2/27
ＭＪ1417198	2021/ 6/ 2	2026/ 3/ 2
ＭＪ1577439	2022/ 6/16	2026/ 3/ 2
ＭＪ1612494	2022/ 8/ 4	2026/ 3/ 2
ＭＪ1687258	2022/10/25	2026/ 3/ 2
ＭＪ1708776	2022/11/15	2026/ 3/ 2
ＭＪ1840209	2023/ 2/ 8	2026/ 3/ 2
ＭＪ1892706	2023/ 2/17	2026/ 3/ 2
ＭＪ1893198	2023/ 2/21	2026/ 3/ 2
ＭＪ1933725	2023/ 3/22	2026/ 3/ 2
ＭＪ2030887	2023/ 5/ 8	2026/ 3/ 2
ＭＪ2261436	2023/ 6/13	2026/ 3/ 2
ＭＪ2462384	2023/ 7/28	2026/ 3/ 2
ＭＪ2471783	2023/ 8/16	2026/ 3/ 2
ＭＪ2504684	2023/ 9/15	2026/ 3/ 2
ＭＪ2672283	2023/10/ 5	2026/ 3/ 2
ＭＪ2674814	2023/10/16	2026/ 3/ 2
ＭＪ2930068	2023/12/28	2026/ 3/ 2
ＭＪ3082039	2024/ 2/15	2026/ 3/ 2
ＭＪ3093715	2024/ 2/16	2026/ 3/ 2
ＭＪ3242364	2024/ 4/11	2026/ 3/ 2
ＭＪ3293465	2024/ 4/11	2026/ 3/ 2
ＭＪ3340094	2024/ 4/12	2026/ 3/ 2
ＭＪ3712246	2024/ 8/ 9	2026/ 3/ 2
ＭＪ4412959	2025/ 2/19	2026/ 3/ 2
ＭＪ4525242	2025/ 3/14	2026/ 3/ 2
ＭＶ0833306	2025/12/12	2026/ 3/ 2
ＭＶ0834675	2025/12/16	2026/ 3/ 2
ＭＶ1073295	2026/ 1/ 8	2026/ 3/ 2
ＭＶ1145208	2026/ 1/ 7	2026/ 3/ 2
ＭＶ1162548	2026/ 1/ 9	2026/ 3/ 2
ＭＺ2249973	2025/ 3/26	2026/ 3/ 2
ＴＭ0082839	2025/ 4/ 2	2026/ 3/ 2
ＴＭ0854536	2025/ 9/12	2026/ 3/ 2
ＴＭ1551899	2025/10/31	2026/ 3/ 2
ＴＭ1606929	2025/11/14	2026/ 3/ 2
ＴＭ1996019	2026/ 1/21	2026/ 3/ 2
ＴＭ2005506	2026/ 1/23	2026/ 3/ 2
ＴＲ3534016	2016/ 7/ 7	2026/ 3/ 2
ＴＲ5814277	2016/ 3/ 8	2026/ 3/ 2
ＴＲ6200383	2016/ 5/19	2026/ 3/ 2
ＴＲ6338831	2016/ 7/22	2026/ 3/ 2
ＴＲ6392827	2016/ 7/29	2026/ 3/ 2
ＴＲ6573630	2016/ 8/26	2026/ 3/ 2
ＴＲ6749229	2016/ 9/16	2026/ 3/ 2
ＴＲ6787393	2016/10/ 5	2026/ 3/ 2
ＴＲ7260003	2016/12/21	2026/ 3/ 2
ＴＲ7380479	2017/ 1/19	2026/ 3/ 2
ＴＲ7611041	2017/ 2/ 9	2026/ 3/ 2
ＴＲ7875277	2017/ 3/14	2026/ 3/ 2
ＴＲ8022294	2017/ 4/ 6	2026/ 3/ 2
ＴＲ8092945	2017/ 4/18	2026/ 3/ 2
ＴＲ8225515	2017/ 4/24	2026/ 3/ 2
ＴＲ8248322	2017/ 5/11	2026/ 3/ 2
ＴＲ8471750	2017/ 6/ 9	2026/ 3/ 2

ＴＲ8598552	2017/ 7/ 4	2026/ 3/ 2	ＴＴ1316898	2020/ 6/23	2026/ 3/ 2	ＭＪ2072292	2023/ 5/10	2026/ 3/ 3	ＴＲ6863842	2016/10/ 4	2026/ 3/ 3
ＴＲ8864907	2017/ 8/ 3	2026/ 3/ 2	ＴＴ1364482	2020/ 7/10	2026/ 3/ 2	ＭＪ2234554	2023/ 6/14	2026/ 3/ 3	ＴＲ6946406	2016/10/19	2026/ 3/ 3
ＴＲ9323071	2017/10/13	2026/ 3/ 2	ＴＴ2373394	2022/ 8/10	2026/ 3/ 2	ＭＪ2578686	2023/ 9/12	2026/ 3/ 3	ＴＲ7061821	2016/11/21	2026/ 3/ 3
ＴＲ9416500	2017/11/ 8	2026/ 3/ 2	ＴＴ2478475	2022/ 9/ 5	2026/ 3/ 2	ＭＪ2840225	2023/12/11	2026/ 3/ 3	ＴＲ7122815	2016/11/25	2026/ 3/ 3
ＴＲ9477781	2017/11/ 8	2026/ 3/ 2	ＴＴ2507245	2022/ 9/22	2026/ 3/ 2	ＭＪ2937260	2024/ 1/12	2026/ 3/ 3	ＴＲ7149987	2016/11/28	2026/ 3/ 3
ＴＲ9573697	2017/11/27	2026/ 3/ 2	ＴＴ2683555	2022/11/10	2026/ 3/ 2	ＭＪ2937261	2024/ 1/12	2026/ 3/ 3	ＴＲ7876667	2017/ 3/13	2026/ 3/ 3
ＴＲ9573974	2017/11/29	2026/ 3/ 2	ＴＴ2686353	2022/11/22	2026/ 3/ 2	ＭＪ2940243	2024/ 1/11	2026/ 3/ 3	ＴＲ7984983	2017/ 4/ 6	2026/ 3/ 3
ＴＲ9631943	2017/12/ 1	2026/ 3/ 2	ＴＴ2697896	2022/11/14	2026/ 3/ 2	ＭＪ3026204	2024/ 1/31	2026/ 3/ 3	ＴＲ8037864	2017/ 4/ 6	2026/ 3/ 3
ＴＲ9638112	2017/12/ 4	2026/ 3/ 2	ＴＴ2721320	2022/12/ 2	2026/ 3/ 2	ＭＪ3059988	2024/ 3/ 1	2026/ 3/ 3	ＴＲ8165564	2017/ 4/25	2026/ 3/ 3
ＴＲ9733502	2017/12/20	2026/ 3/ 2	ＴＴ3296728	2023/ 3/28	2026/ 3/ 2	ＭＪ3134012	2024/ 2/28	2026/ 3/ 3	ＴＲ8246265	2017/ 5/15	2026/ 3/ 3
ＴＲ9780374	2018/ 1/ 9	2026/ 3/ 2	ＴＴ4193307	2023/ 8/ 7	2026/ 3/ 2	ＭＪ3291703	2024/ 4/ 4	2026/ 3/ 3	ＴＲ8248323	2017/ 5/11	2026/ 3/ 3
ＴＲ9859015	2018/ 1/11	2026/ 3/ 2	ＴＴ4480518	2023/ 9/ 6	2026/ 3/ 2	ＭＪ3795840	2024/ 7/30	2026/ 3/ 3	ＴＲ8664391	2017/ 7/13	2026/ 3/ 3
ＴＲ9918107	2018/ 1/25	2026/ 3/ 2	ＴＴ4675073	2023/ 9/28	2026/ 3/ 2	ＭＪ4185305	2024/12/25	2026/ 3/ 3	ＴＲ8768077	2017/ 7/25	2026/ 3/ 3
ＴＳ0273672	2018/ 3/ 6	2026/ 3/ 2	ＴＴ4836933	2023/11/ 9	2026/ 3/ 2	ＭＪ4221741	2024/12/13	2026/ 3/ 3	ＴＲ9001035	2017/ 8/25	2026/ 3/ 3
ＴＳ0443222	2018/ 3/30	2026/ 3/ 2	ＴＴ4889730	2023/11/30	2026/ 3/ 2	ＭＪ4330172	2025/ 3/14	2026/ 3/ 3	ＴＲ9007495	2017/ 8/24	2026/ 3/ 3
ＴＳ0444888	2018/ 3/27	2026/ 3/ 2	ＴＴ5224510	2023/12/28	2026/ 3/ 2	ＭＪ4564931	2025/ 3/13	2026/ 3/ 3	ＴＲ9010777	2017/ 8/29	2026/ 3/ 3
ＴＳ0668489	2018/ 5/ 1	2026/ 3/ 2	ＴＴ5459137	2024/ 2/ 1	2026/ 3/ 2	ＭＶ0205697	2025/ 5/19	2026/ 3/ 3	ＴＲ9159821	2017/ 9/20	2026/ 3/ 3
ＴＳ1080569	2018/ 6/28	2026/ 3/ 2	ＴＴ5537129	2024/ 2/26	2026/ 3/ 2	ＭＶ0225652	2025/ 6/ 2	2026/ 3/ 3	ＴＲ9310101	2017/10/10	2026/ 3/ 3
ＴＳ1118984	2018/ 7/ 9	2026/ 3/ 2	ＴＴ5550576	2024/ 2/28	2026/ 3/ 2	ＭＶ0317789	2025/ 6/ 5	2026/ 3/ 3	ＴＲ9447663	2017/10/31	2026/ 3/ 3
ＴＳ1170073	2018/ 7/10	2026/ 3/ 2	ＴＴ5565397	2024/ 2/27	2026/ 3/ 2	ＭＶ0665072	2025/ 8/ 8	2026/ 3/ 3	ＴＲ9516694	2017/11/ 8	2026/ 3/ 3
ＴＳ1234486	2018/ 7/26	2026/ 3/ 2	ＴＴ5612707	2024/ 2/29	2026/ 3/ 2	ＭＶ0809347	2025/ 9/11	2026/ 3/ 3	ＴＲ9601666	2017/12/11	2026/ 3/ 3
ＴＳ1262809	2018/ 8/ 1	2026/ 3/ 2	ＴＴ5762465	2024/ 3/27	2026/ 3/ 2	ＭＶ1066413	2025/12/10	2026/ 3/ 3	ＴＲ9738754	2017/12/27	2026/ 3/ 3
ＴＳ1941479	2018/10/23	2026/ 3/ 2	ＴＴ6505951	2024/ 7/11	2026/ 3/ 2	ＭＶ1212818	2026/ 1/21	2026/ 3/ 3	ＴＲ9833130	2018/ 1/12	2026/ 3/ 3
ＴＳ1978846	2018/10/19	2026/ 3/ 2	ＴＴ6683819	2024/ 8/19	2026/ 3/ 2	ＴＭ0216541	2025/ 5/ 9	2026/ 3/ 3	ＴＲ9926011	2018/ 1/18	2026/ 3/ 3
ＴＳ2010471	2018/11/ 8	2026/ 3/ 2	ＴＴ6699607	2024/ 8/ 5	2026/ 3/ 2	ＴＭ0310948	2025/ 5/13	2026/ 3/ 3	ＴＳ0114487	2018/ 2/15	2026/ 3/ 3
ＴＳ2090225	2018/11/21	2026/ 3/ 2	ＴＴ7191596	2024/10/ 4	2026/ 3/ 2	ＴＭ0458780	2025/ 7/14	2026/ 3/ 3	ＴＳ0917470	2018/ 6/ 5	2026/ 3/ 3
ＴＳ2313846	2018/12/14	2026/ 3/ 2	ＴＴ7506771	2024/12/19	2026/ 3/ 2	ＴＭ0504777	2025/ 6/ 3	2026/ 3/ 3	ＴＳ0959851	2018/ 6/14	2026/ 3/ 3
ＴＳ2313968	2018/12/14	2026/ 3/ 2	ＴＴ8019349	2025/ 3/ 3	2026/ 3/ 2	ＴＭ0579236	2025/ 6/16	2026/ 3/ 3	ＴＳ1045416	2018/ 6/25	2026/ 3/ 3
ＴＳ2369226	2018/12/26	2026/ 3/ 2	ＴＺ1263268	2018/ 7/ 3	2026/ 3/ 2	ＴＭ1189195	2025/ 9/ 8	2026/ 3/ 3	ＴＳ1224978	2018/ 7/20	2026/ 3/ 3
ＴＳ2453025	2019/ 1/18	2026/ 3/ 2	ＴＺ2152197	2022/12/20	2026/ 3/ 2	ＴＭ1376015	2025/10/ 9	2026/ 3/ 3	ＴＳ1327156	2018/ 8/ 2	2026/ 3/ 3
ＴＳ2629139	2019/ 1/30	2026/ 3/ 2	ＭＪ1267393	2021/10/ 5	2026/ 3/ 3	ＴＭ1459352	2025/10/23	2026/ 3/ 3	ＴＳ1352463	2018/ 7/31	2026/ 3/ 3
ＴＳ3260540	2019/ 4/11	2026/ 3/ 2	ＭＪ1292881	2023/ 2/15	2026/ 3/ 3	ＴＭ1466813	2025/12/ 1	2026/ 3/ 3	ＴＳ1434073	2018/ 8/17	2026/ 3/ 3
ＴＳ3293492	2019/ 4/21	2026/ 3/ 2	ＭＪ1346341	2022/ 6/28	2026/ 3/ 3	ＴＭ1598347	2025/11/12	2026/ 3/ 3	ＴＳ2185131	2018/12/ 3	2026/ 3/ 3
ＴＳ3386180	2019/ 5/ 7	2026/ 3/ 2	ＭＪ1411221	2021/ 5/19	2026/ 3/ 3	ＴＭ1766608	2025/12/10	2026/ 3/ 3	ＴＳ2286414	2018/12/13	2026/ 3/ 3
ＴＳ3420925	2019/ 5/15	2026/ 3/ 2	ＭＪ1514814	2022/ 4/12	2026/ 3/ 3	ＴＲ3301099	2016/ 6/ 8	2026/ 3/ 3	ＴＳ2422100	2019/ 1/ 9	2026/ 3/ 3
ＴＳ3756642	2019/ 6/24	2026/ 3/ 2	ＭＪ1534873	2022/ 8/10	2026/ 3/ 3	ＴＲ3413223	2016/ 6/29	2026/ 3/ 3	ＴＳ2500434	2019/ 1/11	2026/ 3/ 3
ＴＳ3771911	2019/ 7/ 4	2026/ 3/ 2	ＭＪ1551975	2022/ 6/24	2026/ 3/ 3	ＴＲ5660867	2016/ 3/11	2026/ 3/ 3	ＴＳ2649320	2019/ 2/ 4	2026/ 3/ 3
ＴＳ4078250	2019/ 8/ 2	2026/ 3/ 2	ＭＪ1552974	2022/ 7/ 4	2026/ 3/ 3	ＴＲ5953168	2016/ 4/11	2026/ 3/ 3	ＴＳ2707217	2019/ 2/12	2026/ 3/ 3
ＴＳ4923577	2019/12/ 4	2026/ 3/ 2	ＭＪ1566010	2022/ 6/24	2026/ 3/ 3	ＴＲ6070769	2016/ 4/21	2026/ 3/ 3	ＴＳ2776731	2019/ 2/22	2026/ 3/ 3
ＴＳ4952544	2019/12/ 5	2026/ 3/ 2	ＭＪ1595770	2022/ 7/27	2026/ 3/ 3	ＴＲ6195111	2016/ 5/17	2026/ 3/ 3	ＴＳ2835869	2019/ 2/20	2026/ 3/ 3
ＴＳ5168887	2020/ 1/10	2026/ 3/ 2	ＭＪ1712695	2022/12/23	2026/ 3/ 3	ＴＲ6256004	2016/ 7/13	2026/ 3/ 3	ＴＳ2894940	2019/ 3/ 6	2026/ 3/ 3
ＴＳ5210650	2020/ 1/14	2026/ 3/ 2	ＭＪ1735246	2023/ 1/11	2026/ 3/ 3	ＴＲ6534190	2016/ 9/ 8	2026/ 3/ 3	ＴＳ3066677	2019/ 3/26	2026/ 3/ 3
ＴＳ5224209	2020/ 1/ 7	2026/ 3/ 2	ＭＪ1801721	2023/ 1/10	2026/ 3/ 3	ＴＲ6583682	2016/ 8/18	2026/ 3/ 3	ＴＳ3066678	2019/ 3/26	2026/ 3/ 3
ＴＳ5241724	2020/ 1/14	2026/ 3/ 2	ＭＪ1860349	2023/ 1/ 8	2026/ 3/ 3	ＴＲ6739532	2016/ 9/ 5	2026/ 3/ 3	ＴＳ3164167	2019/ 4/10	2026/ 3/ 3
ＴＳ5340844	2020/ 2/ 6	2026/ 3/ 2	ＭＪ1860359	2023/ 1/ 8	2026/ 3/ 3	ＴＲ6767383	2016/ 9/21	2026/ 3/ 3	ＴＳ3387322	2019/ 5/ 8	2026/ 3/ 3
ＴＴ1032474	2020/ 2/14	2026/ 3/ 2	ＭＪ1860360	2023/ 1/ 8	2026/ 3/ 3	ＴＲ6800674	2016/ 9/21	2026/ 3/ 3	ＴＳ3741558	2019/ 7/11	2026/ 3/ 3

ＴＳ3775006	2019/ 6/24	2026/ 3/ 3	ＴＺ2029429	2020/ 8/28	2026/ 3/ 3	ＴＲ6451972	2016/ 8/10	2026/ 3/ 4	ＴＳ4789504	2019/11/20	2026/ 3/ 4
ＴＳ3840752	2019/ 7/ 1	2026/ 3/ 3	ＴＺ2164181	2023/ 2/14	2026/ 3/ 3	ＴＲ6552757	2016/ 9/ 5	2026/ 3/ 4	ＴＳ4923497	2019/12/ 3	2026/ 3/ 4
ＴＳ3920701	2019/ 7/19	2026/ 3/ 3	ＴＺ2225631	2024/ 2/ 7	2026/ 3/ 3	ＴＲ6639169	2016/ 8/30	2026/ 3/ 4	ＴＳ4951802	2019/12/ 2	2026/ 3/ 4
ＴＳ4511271	2019/10/10	2026/ 3/ 3	ＭＪ1297988	2022/ 9/12	2026/ 3/ 4	ＴＲ6643303	2016/ 9/13	2026/ 3/ 4	ＴＳ4973548	2019/12/12	2026/ 3/ 4
ＴＳ4755828	2019/11/11	2026/ 3/ 3	ＭＪ1297989	2022/ 9/12	2026/ 3/ 4	ＴＲ6805376	2016/10/11	2026/ 3/ 4	ＴＳ5274285	2020/ 1/24	2026/ 3/ 4
ＴＳ4918711	2019/12/ 6	2026/ 3/ 3	ＭＪ1314298	2022/ 6/27	2026/ 3/ 4	ＴＲ6995368	2016/10/18	2026/ 3/ 4	ＴＳ5350456	2020/ 1/30	2026/ 3/ 4
ＴＳ5046342	2019/12/24	2026/ 3/ 3	ＭＪ1419660	2021/ 5/28	2026/ 3/ 4	ＴＲ7226751	2016/12/21	2026/ 3/ 4	ＴＴ1003652	2020/ 2/18	2026/ 3/ 4
ＴＳ5347726	2020/ 1/30	2026/ 3/ 3	ＭＪ1420739	2021/ 6/ 8	2026/ 3/ 4	ＴＲ7329179	2017/ 1/10	2026/ 3/ 4	ＴＴ1316897	2020/ 6/23	2026/ 3/ 4
ＴＴ1017229	2020/ 2/17	2026/ 3/ 3	ＭＪ1466259	2021/11/ 4	2026/ 3/ 4	ＴＲ7375913	2017/ 1/19	2026/ 3/ 4	ＴＴ2394713	2022/ 8/23	2026/ 3/ 4
ＴＴ1217717	2020/ 3/10	2026/ 3/ 3	ＭＪ1517260	2022/ 3/ 4	2026/ 3/ 4	ＴＲ7377583	2017/ 1/26	2026/ 3/ 4	ＴＴ2578171	2022/ 9/26	2026/ 3/ 4
ＴＴ1507902	2020/ 8/17	2026/ 3/ 3	ＭＪ1560632	2022/ 5/13	2026/ 3/ 4	ＴＲ7387479	2017/ 1/17	2026/ 3/ 4	ＴＴ2767329	2022/12/16	2026/ 3/ 4
ＴＴ2025320	2021/12/28	2026/ 3/ 3	ＭＪ1628356	2022/10/31	2026/ 3/ 4	ＴＲ7694553	2017/ 2/27	2026/ 3/ 4	ＴＴ2857182	2022/12/22	2026/ 3/ 4
ＴＴ2029067	2022/ 3/18	2026/ 3/ 3	ＭＪ1796019	2023/ 1/19	2026/ 3/ 4	ＴＲ7705068	2017/ 2/14	2026/ 3/ 4	ＴＴ2945768	2023/ 1/23	2026/ 3/ 4
ＴＴ2066907	2022/ 3/31	2026/ 3/ 3	ＭＪ1905715	2023/ 3/10	2026/ 3/ 4	ＴＲ8017571	2017/ 4/ 4	2026/ 3/ 4	ＴＴ3062017	2023/ 1/31	2026/ 3/ 4
ＴＴ2122747	2022/ 4/15	2026/ 3/ 3	ＭＪ2129046	2023/ 5/18	2026/ 3/ 4	ＴＲ8223126	2017/ 5/ 2	2026/ 3/ 4	ＴＴ3539099	2023/ 5/19	2026/ 3/ 4
ＴＴ2135345	2022/ 4/22	2026/ 3/ 3	ＭＪ2395664	2023/ 8/10	2026/ 3/ 4	ＴＲ8319449	2017/ 5/17	2026/ 3/ 4	ＴＴ3742929	2023/ 6/ 1	2026/ 3/ 4
ＴＴ2303411	2022/ 7/ 5	2026/ 3/ 3	ＭＪ2869990	2024/ 1/ 9	2026/ 3/ 4	ＴＲ8336987	2017/ 5/18	2026/ 3/ 4	ＴＴ3778560	2023/ 6/15	2026/ 3/ 4
ＴＴ2518742	2022/ 9/ 3	2026/ 3/ 3	ＭＪ2930925	2024/ 1/16	2026/ 3/ 4	ＴＲ8384569	2017/ 5/24	2026/ 3/ 4	ＴＴ3883446	2023/ 6/26	2026/ 3/ 4
ＴＴ2799478	2022/12/ 6	2026/ 3/ 3	ＭＪ3049169	2024/ 2/19	2026/ 3/ 4	ＴＲ8442464	2017/ 6/ 7	2026/ 3/ 4	ＴＴ4082156	2023/ 7/11	2026/ 3/ 4
ＴＴ2851082	2023/ 1/17	2026/ 3/ 3	ＭＪ3098894	2024/ 3/ 4	2026/ 3/ 4	ＴＲ8580569	2017/ 6/26	2026/ 3/ 4	ＴＴ4284134	2023/ 8/25	2026/ 3/ 4
ＴＴ3157094	2023/ 3/ 1	2026/ 3/ 3	ＭＪ3206084	2024/ 3/25	2026/ 3/ 4	ＴＲ8684660	2017/ 7/ 6	2026/ 3/ 4	ＴＴ4343118	2023/ 8/30	2026/ 3/ 4
ＴＴ3525387	2023/ 5/ 9	2026/ 3/ 3	ＭＪ3307889	2024/ 4/ 9	2026/ 3/ 4	ＴＲ9643748	2017/12/21	2026/ 3/ 4	ＴＴ4482527	2023/ 9/12	2026/ 3/ 4
ＴＴ3569525	2023/ 5/11	2026/ 3/ 3	ＭＪ3329303	2024/ 4/16	2026/ 3/ 4	ＴＲ9770366	2017/12/21	2026/ 3/ 4	ＴＴ4642529	2023/ 9/27	2026/ 3/ 4
ＴＴ3844138	2023/ 6/15	2026/ 3/ 3	ＭＪ3336516	2024/ 4/22	2026/ 3/ 4	ＴＳ0198225	2018/ 2/22	2026/ 3/ 4	ＴＴ4841453	2023/11/ 7	2026/ 3/ 4
ＴＴ3847369	2023/ 6/22	2026/ 3/ 3	ＭＪ3504523	2024/ 5/17	2026/ 3/ 4	ＴＳ0292879	2018/ 3/ 9	2026/ 3/ 4	ＴＴ4931064	2023/11/28	2026/ 3/ 4
ＴＴ3997595	2023/ 7/14	2026/ 3/ 3	ＭＪ3860725	2024/ 8/ 7	2026/ 3/ 4	ＴＳ0310638	2018/ 3/14	2026/ 3/ 4	ＴＴ5654496	2024/ 3/22	2026/ 3/ 4
ＴＴ4327764	2023/ 8/17	2026/ 3/ 3	ＭＪ4064249	2024/10/18	2026/ 3/ 4	ＴＳ0330668	2018/ 3/14	2026/ 3/ 4	ＴＴ5835235	2024/ 3/27	2026/ 3/ 4
ＴＴ4332023	2023/ 8/24	2026/ 3/ 3	ＭＪ4121623	2024/11/11	2026/ 3/ 4	ＴＳ0405831	2018/ 3/20	2026/ 3/ 4	ＴＴ6333516	2024/ 6/13	2026/ 3/ 4
ＴＴ4632535	2023/ 9/25	2026/ 3/ 3	ＭＪ4321695	2025/ 1/23	2026/ 3/ 4	ＴＳ0433606	2018/ 4/ 2	2026/ 3/ 4	ＴＴ7114835	2024/10/ 1	2026/ 3/ 4
ＴＴ4636582	2023/10/ 2	2026/ 3/ 3	ＭＪ4485747	2025/ 3/26	2026/ 3/ 4	ＴＳ0702342	2018/ 5/ 9	2026/ 3/ 4	ＴＴ7798790	2025/ 1/27	2026/ 3/ 4
ＴＴ4800052	2023/10/20	2026/ 3/ 3	ＭＶ0098255	2025/ 4/ 8	2026/ 3/ 4	ＴＳ0753848	2018/ 5/18	2026/ 3/ 4	ＴＴ7871807	2025/ 1/23	2026/ 3/ 4
ＴＴ4868336	2023/11/ 1	2026/ 3/ 3	ＭＶ1174129	2026/ 1/14	2026/ 3/ 4	ＴＳ1322118	2018/ 7/27	2026/ 3/ 4	ＴＴ7919413	2025/ 2/ 5	2026/ 3/ 4
ＴＴ5304904	2024/ 1/19	2026/ 3/ 3	ＭＺ2089926	2022/ 4/ 1	2026/ 3/ 4	ＴＳ1552722	2018/ 9/19	2026/ 3/ 4	ＴＺ1296039	2018/ 7/27	2026/ 3/ 4
ＴＴ5361059	2024/ 1/25	2026/ 3/ 3	ＭＺ2118766	2022/ 6/ 1	2026/ 3/ 4	ＴＳ1732792	2018/ 9/19	2026/ 3/ 4	ＴＺ2109024	2022/ 6/ 8	2026/ 3/ 4
ＴＴ5529881	2024/ 2/21	2026/ 3/ 3	ＭＺ2240011	2024/ 9/ 3	2026/ 3/ 4	ＴＳ2352676	2019/ 1/ 7	2026/ 3/ 4	ＭＪ1422014	2021/ 9/16	2026/ 3/ 5
ＴＴ5673327	2024/ 3/ 5	2026/ 3/ 3	ＭＺ2260621	2025/ 3/ 7	2026/ 3/ 4	ＴＳ2406520	2018/12/27	2026/ 3/ 4	ＭＪ1500256	2022/ 1/11	2026/ 3/ 5
ＴＴ5863106	2024/ 4/12	2026/ 3/ 3	ＴＭ0263616	2025/ 5/ 2	2026/ 3/ 4	ＴＳ2794299	2019/ 2/19	2026/ 3/ 4	ＭＪ1550702	2022/ 6/14	2026/ 3/ 5
ＴＴ6020725	2024/ 4/25	2026/ 3/ 3	ＴＭ0659605	2025/ 6/26	2026/ 3/ 4	ＴＳ2893706	2019/ 2/22	2026/ 3/ 4	ＭＪ1589502	2022/ 6/20	2026/ 3/ 5
ＴＴ6174587	2024/ 6/ 3	2026/ 3/ 3	ＴＭ0905628	2025/ 7/30	2026/ 3/ 4	ＴＳ3130547	2019/ 3/26	2026/ 3/ 4	ＭＪ1594558	2022/ 8/10	2026/ 3/ 5
ＴＴ7042992	2024/ 9/18	2026/ 3/ 3	ＴＭ1384207	2025/10/ 9	2026/ 3/ 4	ＴＳ3196046	2019/ 5/ 8	2026/ 3/ 4	ＭＪ1793404	2022/12/14	2026/ 3/ 5
ＴＴ8089814	2025/ 3/26	2026/ 3/ 3	ＴＭ2122689	2026/ 2/10	2026/ 3/ 4	ＴＳ3779681	2019/ 6/24	2026/ 3/ 4	ＭＪ1888303	2023/ 2/ 7	2026/ 3/ 5
ＴＴ8095352	2025/ 3/26	2026/ 3/ 3	ＴＲ3535785	2016/ 7/ 6	2026/ 3/ 4	ＴＳ4172622	2019/ 8/13	2026/ 3/ 4	ＭＪ2282377	2023/ 7/25	2026/ 3/ 5
ＴＴ8152055	2025/ 3/11	2026/ 3/ 3	ＴＲ5832748	2016/ 4/11	2026/ 3/ 4	ＴＳ4242947	2019/ 8/22	2026/ 3/ 4	ＭＪ2294618	2023/ 6/25	2026/ 3/ 5
ＴＺ1235473	2018/ 1/23	2026/ 3/ 3	ＴＲ5840961	2016/ 3/22	2026/ 3/ 4	ＴＳ4289225	2019/ 8/26	2026/ 3/ 4	ＭＪ2769930	2023/11/14	2026/ 3/ 5
ＴＺ1269808	2018/ 3/28	2026/ 3/ 3	ＴＲ6077710	2016/ 4/28	2026/ 3/ 4	ＴＳ4291211	2019/ 8/28	2026/ 3/ 4	ＭＪ3128413	2024/ 2/29	2026/ 3/ 5
ＴＺ1331175	2019/ 3/25	2026/ 3/ 3	ＴＲ6382819	2016/ 8/12	2026/ 3/ 4	ＴＳ4699444	2019/11/12	2026/ 3/ 4	ＭＪ3141406	2024/ 2/26	2026/ 3/ 5

ＭＪ3545599	2024/ 6/ 6	2026/ 3/ 5	ＴＳ1570233	2018/ 8/23	2026/ 3/ 5	ＴＴ6167034	2024/ 5/15	2026/ 3/ 5	ＴＭ0965219	2025/ 8/ 5	2026/ 3/ 6
ＭＪ3869140	2024/ 8/15	2026/ 3/ 5	ＴＳ1628635	2018/ 8/18	2026/ 3/ 5	ＴＴ6172146	2024/ 5/17	2026/ 3/ 5	ＴＭ1229914	2025/10/27	2026/ 3/ 6
ＭＪ4241347	2025/ 1/ 6	2026/ 3/ 5	ＴＳ1990549	2018/10/25	2026/ 3/ 5	ＴＴ6416202	2024/ 6/14	2026/ 3/ 5	ＴＭ1724496	2025/11/28	2026/ 3/ 6
ＭＶ0148473	2025/ 4/30	2026/ 3/ 5	ＴＳ2357612	2018/12/21	2026/ 3/ 5	ＴＴ6777476	2024/ 8/ 6	2026/ 3/ 5	ＴＭ1845600	2026/ 1/16	2026/ 3/ 6
ＭＶ0409207	2025/ 6/13	2026/ 3/ 5	ＴＳ2495786	2019/ 1/21	2026/ 3/ 5	ＴＴ6858193	2024/ 8/29	2026/ 3/ 5	ＴＭ2076793	2026/ 2/13	2026/ 3/ 6
ＭＶ0617536	2025/ 7/29	2026/ 3/ 5	ＴＳ2580134	2019/ 1/ 8	2026/ 3/ 5	ＴＴ6933103	2024/ 9/ 5	2026/ 3/ 5	ＴＲ3321067	2016/ 6/ 1	2026/ 3/ 6
ＭＶ0939530	2025/10/27	2026/ 3/ 5	ＴＳ2614685	2019/ 1/29	2026/ 3/ 5	ＴＴ7238490	2024/11/ 8	2026/ 3/ 5	ＴＲ5734274	2016/ 3/16	2026/ 3/ 6
ＭＶ1314635	2026/ 2/12	2026/ 3/ 5	ＴＳ2946901	2019/ 3/ 5	2026/ 3/ 5	ＴＴ7845938	2025/ 2/17	2026/ 3/ 5	ＴＲ5875246	2016/ 4/ 5	2026/ 3/ 6
ＭＺ2180087	2023/ 3/23	2026/ 3/ 5	ＴＳ2988828	2019/ 3/11	2026/ 3/ 5	ＴＴ7919707	2025/ 2/ 6	2026/ 3/ 5	ＴＲ5915941	2016/ 4/14	2026/ 3/ 6
ＴＭ0189939	2025/ 4/21	2026/ 3/ 5	ＴＳ3211444	2019/ 4/12	2026/ 3/ 5	ＴＺ1347254	2019/ 4/ 4	2026/ 3/ 5	ＴＲ6061489	2016/ 4/25	2026/ 3/ 6
ＴＭ0909168	2025/ 7/29	2026/ 3/ 5	ＴＳ3212002	2019/ 4/15	2026/ 3/ 5	ＴＺ2249634	2024/ 4/23	2026/ 3/ 5	ＴＲ6132401	2016/ 5/23	2026/ 3/ 6
ＴＭ1163971	2025/ 9/ 4	2026/ 3/ 5	ＴＳ3236016	2019/ 4/23	2026/ 3/ 5	ＭＪ1374087	2022/ 8/22	2026/ 3/ 6	ＴＲ6145040	2016/ 5/20	2026/ 3/ 6
ＴＭ1876796	2026/ 2/10	2026/ 3/ 5	ＴＳ3319085	2019/ 5/ 7	2026/ 3/ 5	ＭＪ1613816	2022/ 9/ 1	2026/ 3/ 6	ＴＲ6231402	2016/ 5/23	2026/ 3/ 6
ＴＲ3424310	2016/ 6/23	2026/ 3/ 5	ＴＳ3549551	2019/ 5/30	2026/ 3/ 5	ＭＪ1720308	2022/10/20	2026/ 3/ 6	ＴＲ6302707	2016/ 7/29	2026/ 3/ 6
ＴＲ3537389	2016/ 7/13	2026/ 3/ 5	ＴＳ3560746	2019/ 6/10	2026/ 3/ 5	ＭＪ1748522	2022/12/13	2026/ 3/ 6	ＴＲ6413502	2016/ 8/10	2026/ 3/ 6
ＴＲ5811468	2016/ 3/30	2026/ 3/ 5	ＴＳ3620062	2019/ 6/ 6	2026/ 3/ 5	ＭＪ1750228	2022/11/10	2026/ 3/ 6	ＴＲ6417671	2016/ 7/29	2026/ 3/ 6
ＴＲ5860560	2016/ 3/30	2026/ 3/ 5	ＴＳ3639168	2019/ 6/12	2026/ 3/ 5	ＭＪ1882507	2023/ 3/ 9	2026/ 3/ 6	ＴＲ6505694	2016/ 8/23	2026/ 3/ 6
ＴＲ5913337	2016/ 4/ 1	2026/ 3/ 5	ＴＳ3753487	2019/ 6/25	2026/ 3/ 5	ＭＪ2140657	2023/ 5/16	2026/ 3/ 6	ＴＲ6543795	2016/ 8/29	2026/ 3/ 6
ＴＲ5979019	2016/ 4/20	2026/ 3/ 5	ＴＳ3840329	2019/ 7/ 3	2026/ 3/ 5	ＭＪ2277479	2023/ 6/21	2026/ 3/ 6	ＴＲ6579546	2016/ 8/26	2026/ 3/ 6
ＴＲ6345865	2016/ 8/ 4	2026/ 3/ 5	ＴＳ4075652	2019/ 7/31	2026/ 3/ 5	ＭＪ2360467	2023/ 7/21	2026/ 3/ 6	ＴＲ6893352	2016/10/12	2026/ 3/ 6
ＴＲ6351709	2016/ 8/ 2	2026/ 3/ 5	ＴＳ4520937	2019/10/ 4	2026/ 3/ 5	ＭＪ2610648	2023/10/13	2026/ 3/ 6	ＴＲ7303273	2017/ 1/ 4	2026/ 3/ 6
ＴＲ6568322	2016/ 9/ 6	2026/ 3/ 5	ＴＳ4749585	2019/11/ 1	2026/ 3/ 5	ＭＪ2676859	2023/ 9/28	2026/ 3/ 6	ＴＲ7352021	2017/ 1/12	2026/ 3/ 6
ＴＲ7080055	2016/11/25	2026/ 3/ 5	ＴＳ4807251	2019/11/20	2026/ 3/ 5	ＭＪ2681864	2023/10/10	2026/ 3/ 6	ＴＲ7386111	2017/ 1/13	2026/ 3/ 6
ＴＲ7304714	2016/12/22	2026/ 3/ 5	ＴＳ4850267	2019/11/29	2026/ 3/ 5	ＭＪ2827261	2023/12/21	2026/ 3/ 6	ＴＲ7395306	2017/ 1/ 5	2026/ 3/ 6
ＴＲ7610593	2017/ 2/ 9	2026/ 3/ 5	ＴＳ5068384	2019/12/27	2026/ 3/ 5	ＭＪ2858201	2023/12/ 7	2026/ 3/ 6	ＴＲ7398905	2017/ 1/13	2026/ 3/ 6
ＴＲ7720041	2017/ 2/21	2026/ 3/ 5	ＴＳ5199590	2020/ 1/16	2026/ 3/ 5	ＭＪ2926151	2024/ 2/ 5	2026/ 3/ 6	ＴＲ7479598	2017/ 1/ 6	2026/ 3/ 6
ＴＲ8013514	2017/ 3/30	2026/ 3/ 5	ＴＳ5359410	2020/ 2/ 5	2026/ 3/ 5	ＭＪ3146733	2024/ 3/21	2026/ 3/ 6	ＴＲ7525547	2017/ 1/24	2026/ 3/ 6
ＴＲ8553393	2017/ 6/23	2026/ 3/ 5	ＴＴ1915164	2021/ 9/ 9	2026/ 3/ 5	ＭＪ3326897	2024/ 4/10	2026/ 3/ 6	ＴＲ8204410	2017/ 5/ 1	2026/ 3/ 6
ＴＲ8574179	2017/ 6/23	2026/ 3/ 5	ＴＴ2150287	2022/ 6/ 9	2026/ 3/ 5	ＭＪ3645925	2024/ 7/18	2026/ 3/ 6	ＴＲ8738124	2017/ 7/24	2026/ 3/ 6
ＴＲ8705189	2017/ 7/21	2026/ 3/ 5	ＴＴ2362490	2022/ 8/12	2026/ 3/ 5	ＭＪ3744403	2024/ 8/27	2026/ 3/ 6	ＴＲ8868623	2017/ 8/ 3	2026/ 3/ 6
ＴＲ8719543	2017/ 7/24	2026/ 3/ 5	ＴＴ2948447	2023/ 1/ 4	2026/ 3/ 5	ＭＪ3861958	2024/ 8/11	2026/ 3/ 6	ＴＲ8875309	2017/ 8/14	2026/ 3/ 6
ＴＲ8743039	2017/ 7/14	2026/ 3/ 5	ＴＴ3017847	2023/ 1/31	2026/ 3/ 5	ＭＪ3937318	2024/10/ 1	2026/ 3/ 6	ＴＲ8894184	2017/ 8/ 4	2026/ 3/ 6
ＴＲ8789314	2017/ 7/31	2026/ 3/ 5	ＴＴ3135022	2023/ 2/27	2026/ 3/ 5	ＭＪ4007482	2024/ 9/ 6	2026/ 3/ 6	ＴＲ8971999	2017/ 9/ 4	2026/ 3/ 6
ＴＲ8793067	2017/ 7/25	2026/ 3/ 5	ＴＴ3283359	2023/ 3/10	2026/ 3/ 5	ＭＪ4021437	2024/10/21	2026/ 3/ 6	ＴＲ9135379	2017/ 9/ 6	2026/ 3/ 6
ＴＲ9128570	2017/ 9/11	2026/ 3/ 5	ＴＴ3383527	2023/ 4/25	2026/ 3/ 5	ＭＪ4078983	2024/10/29	2026/ 3/ 6	ＴＲ9478292	2017/11/10	2026/ 3/ 6
ＴＲ9300502	2017/10/ 4	2026/ 3/ 5	ＴＴ4191281	2023/ 8/ 2	2026/ 3/ 5	ＭＶ0291049	2025/ 6/23	2026/ 3/ 6	ＴＳ0237359	2018/ 3/ 2	2026/ 3/ 6
ＴＲ9493679	2017/11/13	2026/ 3/ 5	ＴＴ4322971	2023/ 8/22	2026/ 3/ 5	ＭＶ1079102	2025/12/ 4	2026/ 3/ 6	ＴＳ0360263	2018/ 3/20	2026/ 3/ 6
ＴＲ9809143	2017/12/28	2026/ 3/ 5	ＴＴ4533372	2024/ 3/13	2026/ 3/ 5	ＭＶ1126874	2025/12/23	2026/ 3/ 6	ＴＳ0388780	2018/ 3/26	2026/ 3/ 6
ＴＳ0007608	2018/ 1/31	2026/ 3/ 5	ＴＴ4663081	2023/10/19	2026/ 3/ 5	ＭＶ1196475	2026/ 1/16	2026/ 3/ 6	ＴＳ0487416	2018/ 4/ 5	2026/ 3/ 6
ＴＳ0172892	2018/ 2/22	2026/ 3/ 5	ＴＴ4917508	2023/12/12	2026/ 3/ 5	ＭＶ1213758	2026/ 1/21	2026/ 3/ 6	ＴＳ0487417	2018/ 4/ 5	2026/ 3/ 6
ＴＳ0361153	2018/ 3/22	2026/ 3/ 5	ＴＴ4956068	2023/11/ 7	2026/ 3/ 5	ＭＺ2089072	2022/ 6/29	2026/ 3/ 6	ＴＳ0880344	2018/ 5/30	2026/ 3/ 6
ＴＳ0512093	2018/ 4/24	2026/ 3/ 5	ＴＴ5228001	2023/12/28	2026/ 3/ 5	ＭＺ2089073	2022/ 6/29	2026/ 3/ 6	ＴＳ1188993	2018/ 7/20	2026/ 3/ 6
ＴＳ0516300	2018/ 4/ 9	2026/ 3/ 5	ＴＴ5264093	2024/ 1/18	2026/ 3/ 5	ＴＭ0770387	2025/ 7/15	2026/ 3/ 6	ＴＳ1242962	2018/ 7/26	2026/ 3/ 6
ＴＳ0595713	2018/ 4/18	2026/ 3/ 5	ＴＴ5326913	2024/ 1/22	2026/ 3/ 5	ＴＭ0802521	2025/ 8/13	2026/ 3/ 6	ＴＳ1277505	2018/ 7/25	2026/ 3/ 6
ＴＳ1107680	2018/ 6/29	2026/ 3/ 5	ＴＴ5655453	2024/ 2/22	2026/ 3/ 5	ＴＭ0880892	2025/ 7/25	2026/ 3/ 6	ＴＳ1545088	2018/ 9/10	2026/ 3/ 6
ＴＳ1241870	2018/ 7/24	2026/ 3/ 5	ＴＴ5699195	2024/ 3/12	2026/ 3/ 5	ＴＭ0962755	2025/ 8/ 1	2026/ 3/ 6	ＴＳ1672568	2018/ 8/29	2026/ 3/ 6

ＴＳ1900839	2018/10/18	2026/ 3/ 6	ＭＪ1731274	2022/12/ 1	2026/ 3/ 9	ＴＲ7254350	2016/12/21	2026/ 3/ 9	ＴＴ4698412	2023/10/17	2026/ 3/ 9
ＴＳ1994628	2018/10/30	2026/ 3/ 6	ＭＪ1764357	2023/ 1/ 5	2026/ 3/ 9	ＴＲ7806077	2017/ 3/ 8	2026/ 3/ 9	ＴＴ5099801	2023/12/14	2026/ 3/ 9
ＴＳ3111729	2019/ 3/26	2026/ 3/ 6	ＭＪ1836529	2023/ 2/ 3	2026/ 3/ 9	ＴＲ8327467	2017/ 5/22	2026/ 3/ 9	ＴＴ5117127	2023/12/27	2026/ 3/ 9
ＴＳ3471638	2019/ 5/16	2026/ 3/ 6	ＭＪ1843712	2023/ 1/27	2026/ 3/ 9	ＴＲ8728465	2017/ 7/24	2026/ 3/ 9	ＴＴ5200884	2024/ 1/ 4	2026/ 3/ 9
ＴＳ3684785	2019/ 6/18	2026/ 3/ 6	ＭＪ1908756	2023/ 3/ 1	2026/ 3/ 9	ＴＲ9035064	2017/ 9/ 7	2026/ 3/ 9	ＴＴ5480069	2024/ 2/14	2026/ 3/ 9
ＴＳ3979278	2019/ 7/22	2026/ 3/ 6	ＭＪ1950895	2023/ 3/22	2026/ 3/ 9	ＴＲ9374955	2017/10/25	2026/ 3/ 9	ＴＴ6401310	2024/ 6/18	2026/ 3/ 9
ＴＳ4561347	2019/10/18	2026/ 3/ 6	ＭＪ2230157	2023/ 6/14	2026/ 3/ 9	ＴＲ9474573	2017/11/ 7	2026/ 3/ 9	ＴＴ6760892	2024/ 8/ 8	2026/ 3/ 9
ＴＳ4911141	2019/12/ 6	2026/ 3/ 6	ＭＪ2303124	2023/ 6/23	2026/ 3/ 9	ＴＲ9690726	2017/12/19	2026/ 3/ 9	ＴＴ6952078	2024/ 9/ 4	2026/ 3/ 9
ＴＳ5067675	2019/12/26	2026/ 3/ 6	ＭＪ2355168	2023/ 7/11	2026/ 3/ 9	ＴＲ9857666	2018/ 1/17	2026/ 3/ 9	ＴＴ7222261	2024/10/22	2026/ 3/ 9
ＴＳ5085606	2019/12/26	2026/ 3/ 6	ＭＪ2358315	2023/ 7/12	2026/ 3/ 9	ＴＲ9942934	2018/ 1/23	2026/ 3/ 9	ＴＴ7475289	2024/12/10	2026/ 3/ 9
ＴＴ1298431	2020/10/21	2026/ 3/ 6	ＭＪ2378500	2023/ 7/20	2026/ 3/ 9	ＴＲ9953276	2018/ 2/ 1	2026/ 3/ 9	ＴＴ7514477	2024/12/12	2026/ 3/ 9
ＴＴ1533825	2020/ 8/18	2026/ 3/ 6	ＭＪ2721253	2023/10/24	2026/ 3/ 9	ＴＳ0258377	2018/ 3/ 9	2026/ 3/ 9	ＴＴ7707922	2025/ 1/17	2026/ 3/ 9
ＴＴ1648063	2021/ 6/16	2026/ 3/ 6	ＭＪ2776731	2023/10/26	2026/ 3/ 9	ＴＳ0532745	2018/ 4/ 9	2026/ 3/ 9	ＴＺ1248682	2018/ 1/16	2026/ 3/ 9
ＴＴ1816518	2021/10/ 1	2026/ 3/ 6	ＭＪ2860721	2023/12/20	2026/ 3/ 9	ＴＳ0645630	2018/ 4/27	2026/ 3/ 9	ＴＺ2144537	2023/ 3/31	2026/ 3/ 9
ＴＴ2170517	2022/ 5/ 9	2026/ 3/ 6	ＭＪ3129614	2024/ 3/ 4	2026/ 3/ 9	ＴＳ0730849	2018/ 5/ 9	2026/ 3/ 9	ＴＺ2208184	2023/10/23	2026/ 3/ 9
ＴＴ2345622	2022/ 7/29	2026/ 3/ 6	ＭＪ3200374	2024/ 4/ 4	2026/ 3/ 9	ＴＳ0754692	2018/ 5/21	2026/ 3/ 9	ＭＪ1315607	2021/ 3/24	2026/ 3/10
ＴＴ2505090	2022/ 8/26	2026/ 3/ 6	ＭＪ3200375	2024/ 4/ 4	2026/ 3/ 9	ＴＳ1204295	2018/ 7/12	2026/ 3/ 9	ＭＪ1338133	2022/ 6/14	2026/ 3/10
ＴＴ2593383	2022/ 9/27	2026/ 3/ 6	ＭＪ3370127	2024/ 5/15	2026/ 3/ 9	ＴＳ1492963	2018/ 9/19	2026/ 3/ 9	ＭＪ1434629	2021/12/22	2026/ 3/10
ＴＴ2841279	2023/ 1/10	2026/ 3/ 6	ＭＪ3624515	2024/ 6/26	2026/ 3/ 9	ＴＳ1613168	2018/ 8/27	2026/ 3/ 9	ＭＪ1580534	2022/ 6/30	2026/ 3/10
ＴＴ3100768	2023/ 2/20	2026/ 3/ 6	ＭＪ3943259	2024/ 9/30	2026/ 3/ 9	ＴＳ2180772	2018/11/22	2026/ 3/ 9	ＭＪ1608491	2022/ 7/20	2026/ 3/10
ＴＴ3374302	2023/ 4/11	2026/ 3/ 6	ＭＪ3948259	2024/10/11	2026/ 3/ 9	ＴＳ2451710	2019/ 1/21	2026/ 3/ 9	ＭＪ1674079	2022/ 8/26	2026/ 3/10
ＴＴ3377355	2023/ 4/13	2026/ 3/ 6	ＭＪ4066811	2024/11/14	2026/ 3/ 9	ＴＳ2657094	2019/ 2/ 5	2026/ 3/ 9	ＭＪ1678240	2022/ 9/ 5	2026/ 3/10
ＴＴ3397976	2023/ 4/19	2026/ 3/ 6	ＭＪ4289200	2024/12/20	2026/ 3/ 9	ＴＳ2821859	2019/ 2/15	2026/ 3/ 9	ＭＪ1762190	2022/12/ 7	2026/ 3/10
ＴＴ3649905	2023/ 5/12	2026/ 3/ 6	ＭＶ0450956	2025/ 7/30	2026/ 3/ 9	ＴＳ3525101	2019/ 5/20	2026/ 3/ 9	ＭＪ1785460	2023/ 1/18	2026/ 3/10
ＴＴ3882313	2023/ 6/19	2026/ 3/ 6	ＭＶ0521140	2025/ 8/ 5	2026/ 3/ 9	ＴＳ3532239	2019/ 5/30	2026/ 3/ 9	ＭＪ1785517	2023/ 1/19	2026/ 3/10
ＴＴ3959923	2023/ 6/27	2026/ 3/ 6	ＭＶ0602131	2025/ 7/25	2026/ 3/ 9	ＴＳ3927138	2019/ 7/16	2026/ 3/ 9	ＭＪ1869940	2023/ 2/17	2026/ 3/10
ＴＴ4096126	2023/ 7/21	2026/ 3/ 6	ＭＶ0725252	2025/ 8/18	2026/ 3/ 9	ＴＳ4285984	2019/ 8/20	2026/ 3/ 9	ＭＪ1923670	2023/ 2/27	2026/ 3/10
ＴＴ4281979	2023/ 8/16	2026/ 3/ 6	ＭＶ0944875	2025/10/29	2026/ 3/ 9	ＴＳ4464572	2019/ 9/17	2026/ 3/ 9	ＭＪ2420123	2023/ 7/31	2026/ 3/10
ＴＴ4296973	2023/ 8/17	2026/ 3/ 6	ＭＶ1262791	2026/ 2/ 4	2026/ 3/ 9	ＴＳ4907539	2019/12/ 3	2026/ 3/ 9	ＭＪ2496958	2023/ 8/ 8	2026/ 3/10
ＴＴ4510306	2023/ 9/12	2026/ 3/ 6	ＴＭ0019392	2025/ 4/14	2026/ 3/ 9	ＴＳ5078592	2019/12/26	2026/ 3/ 9	ＭＪ2656452	2023/10/23	2026/ 3/10
ＴＴ4557572	2023/ 9/29	2026/ 3/ 6	ＴＭ0089402	2025/ 4/15	2026/ 3/ 9	ＴＳ5405438	2020/ 2/ 4	2026/ 3/ 9	ＭＪ2761569	2023/11/ 7	2026/ 3/10
ＴＴ4596432	2023/10/13	2026/ 3/ 6	ＴＭ0822925	2025/ 7/18	2026/ 3/ 9	ＴＴ1019996	2020/ 2/12	2026/ 3/ 9	ＭＪ2996141	2024/ 2/ 5	2026/ 3/10
ＴＴ4608472	2023/ 9/15	2026/ 3/ 6	ＴＭ1572675	2025/11/ 7	2026/ 3/ 9	ＴＴ1264436	2020/ 3/25	2026/ 3/ 9	ＭＪ3440724	2024/ 5/24	2026/ 3/10
ＴＴ5110380	2024/ 1/10	2026/ 3/ 6	ＴＭ1844966	2026/ 1/14	2026/ 3/ 9	ＴＴ1615395	2020/12/16	2026/ 3/ 9	ＭＪ3463467	2024/ 5/ 9	2026/ 3/10
ＴＴ5556652	2024/ 3/ 4	2026/ 3/ 6	ＴＭ1923386	2025/12/12	2026/ 3/ 9	ＴＴ1843480	2022/ 2/ 8	2026/ 3/ 9	ＭＪ3545321	2024/ 6/ 5	2026/ 3/10
ＴＴ5757442	2024/ 3/13	2026/ 3/ 6	ＴＭ2131118	2026/ 2/12	2026/ 3/ 9	ＴＴ2746815	2022/12/16	2026/ 3/ 9	ＭＪ3676604	2024/ 7/19	2026/ 3/10
ＴＴ5794464	2024/ 3/19	2026/ 3/ 6	ＴＲ3380216	2016/ 8/ 1	2026/ 3/ 9	ＴＴ2771659	2023/ 1/ 6	2026/ 3/ 9	ＭＪ4201502	2024/12/12	2026/ 3/10
ＴＴ5904266	2024/ 4/ 3	2026/ 3/ 6	ＴＲ3392256	2016/ 6/22	2026/ 3/ 9	ＴＴ2826369	2022/12/ 8	2026/ 3/ 9	ＭＪ4305241	2025/ 3/27	2026/ 3/10
ＴＴ6174696	2024/ 6/ 3	2026/ 3/ 6	ＴＲ3442513	2016/ 6/21	2026/ 3/ 9	ＴＴ3006667	2023/ 1/26	2026/ 3/ 9	ＭＪ4433773	2025/ 2/17	2026/ 3/10
ＴＴ7017678	2024/10/ 1	2026/ 3/ 6	ＴＲ3488348	2016/ 7/ 7	2026/ 3/ 9	ＴＴ3166662	2023/ 3/ 9	2026/ 3/ 9	ＭＪ4513821	2025/ 3/12	2026/ 3/10
ＴＺ1375256	2019/ 8/ 7	2026/ 3/ 6	ＴＲ5364643	2016/ 3/25	2026/ 3/ 9	ＴＴ3209692	2023/ 2/27	2026/ 3/ 9	ＭＶ0018921	2025/ 3/28	2026/ 3/10
ＴＲ5762271	2016/ 3/ 8	2026/ 3/ 8	ＴＲ5989177	2016/ 5/16	2026/ 3/ 9	ＴＴ3542482	2023/ 5/17	2026/ 3/ 9	ＭＶ0212231	2025/ 5/20	2026/ 3/10
ＭＪ1347753	2021/ 9/24	2026/ 3/ 9	ＴＲ6672839	2017/ 1/30	2026/ 3/ 9	ＴＴ3791056	2023/ 6/12	2026/ 3/ 9	ＭＶ0272725	2025/ 6/ 3	2026/ 3/10
ＭＪ1405619	2021/ 8/24	2026/ 3/ 9	ＴＲ6687583	2016/10/ 3	2026/ 3/ 9	ＴＴ3963121	2023/ 7/ 5	2026/ 3/ 9	ＭＶ0319541	2025/ 6/ 5	2026/ 3/10
ＭＪ1630426	2022/ 8/18	2026/ 3/ 9	ＴＲ6768707	2016/ 9/28	2026/ 3/ 9	ＴＴ4218064	2023/ 8/15	2026/ 3/ 9	ＭＶ0728559	2025/ 8/15	2026/ 3/10
ＭＪ1661218	2022/10/19	2026/ 3/ 9	ＴＲ6959159	2016/10/24	2026/ 3/ 9	ＴＴ4248824	2023/ 8/ 8	2026/ 3/ 9	ＭＶ0839586	2025/12/25	2026/ 3/10

ＭＶ0842454	2025/ 9/22	2026/ 3/10	ＴＳ0330775	2018/ 3/14	2026/ 3/10	ＴＴ5407995	2024/ 2/20	2026/ 3/10	ＴＭ1580626	2025/11/11	2026/ 3/11
ＭＶ1076975	2025/12/ 5	2026/ 3/10	ＴＳ0360040	2018/ 3/19	2026/ 3/10	ＴＴ5409579	2024/ 2/ 8	2026/ 3/10	ＴＭ1738425	2025/12/ 3	2026/ 3/11
ＭＶ1290353	2026/ 2/ 6	2026/ 3/10	ＴＳ0497056	2018/ 4/ 3	2026/ 3/10	ＴＴ5546092	2024/ 2/26	2026/ 3/10	ＴＲ3337566	2016/ 6/21	2026/ 3/11
ＭＺ2150448	2022/11/ 8	2026/ 3/10	ＴＳ1091612	2018/ 6/26	2026/ 3/10	ＴＴ5621791	2024/ 2/29	2026/ 3/10	ＴＲ3353993	2016/ 6/13	2026/ 3/11
ＲＢ2063292	2024/10/ 2	2026/ 3/10	ＴＳ1254106	2018/ 7/26	2026/ 3/10	ＴＴ5746869	2024/ 3/19	2026/ 3/10	ＴＲ5818549	2016/ 4/ 6	2026/ 3/11
ＴＭ0449209	2025/ 7/ 4	2026/ 3/10	ＴＳ1316769	2018/ 8/ 2	2026/ 3/10	ＴＴ5769644	2024/ 4/ 3	2026/ 3/10	ＴＲ5872648	2016/ 3/30	2026/ 3/11
ＴＭ0858061	2025/ 9/17	2026/ 3/10	ＴＳ1343138	2018/ 8/ 1	2026/ 3/10	ＴＴ5981769	2024/ 4/22	2026/ 3/10	ＴＲ5973291	2016/ 4/18	2026/ 3/11
ＴＭ0875560	2025/ 7/25	2026/ 3/10	ＴＳ1468348	2018/ 8/15	2026/ 3/10	ＴＴ6363708	2024/ 6/18	2026/ 3/10	ＴＲ6022394	2016/ 4/22	2026/ 3/11
ＴＭ0942223	2025/ 7/30	2026/ 3/10	ＴＳ1675885	2018/ 8/21	2026/ 3/10	ＴＴ6484303	2024/ 6/26	2026/ 3/10	ＴＲ6086570	2016/ 4/25	2026/ 3/11
ＴＭ0955069	2025/ 8/ 1	2026/ 3/10	ＴＳ1703338	2018/ 9/14	2026/ 3/10	ＴＴ7044230	2024/ 9/25	2026/ 3/10	ＴＲ6349421	2016/ 7/21	2026/ 3/11
ＴＭ0966707	2025/ 8/ 4	2026/ 3/10	ＴＳ1754923	2018/ 9/26	2026/ 3/10	ＴＴ7353146	2024/11/14	2026/ 3/10	ＴＲ6468647	2016/ 8/10	2026/ 3/11
ＴＭ1071822	2025/ 8/20	2026/ 3/10	ＴＳ1911795	2018/10/19	2026/ 3/10	ＴＴ7629086	2024/12/27	2026/ 3/10	ＴＲ6483977	2016/ 8/15	2026/ 3/11
ＴＭ1460713	2025/11/21	2026/ 3/10	ＴＳ2279435	2018/12/11	2026/ 3/10	ＴＴ7632234	2025/ 1/16	2026/ 3/10	ＴＲ6524270	2017/ 2/17	2026/ 3/11
ＴＭ1515651	2025/10/28	2026/ 3/10	ＴＳ2370854	2018/12/28	2026/ 3/10	ＴＴ7710573	2024/12/21	2026/ 3/10	ＴＲ6849172	2016/ 9/30	2026/ 3/11
ＴＭ1516585	2025/10/27	2026/ 3/10	ＴＳ2546405	2019/ 1/25	2026/ 3/10	ＴＴ8138685	2025/ 3/25	2026/ 3/10	ＴＲ7082494	2016/11/ 9	2026/ 3/11
ＴＭ1584854	2025/11/10	2026/ 3/10	ＴＳ2687216	2019/ 2/10	2026/ 3/10	ＴＺ1247934	2017/12/ 4	2026/ 3/10	ＴＲ7279592	2016/12/15	2026/ 3/11
ＴＲ3350544	2016/ 6/ 7	2026/ 3/10	ＴＳ2720011	2019/ 2/ 8	2026/ 3/10	ＴＺ1282337	2018/ 5/29	2026/ 3/10	ＴＲ7307838	2017/ 1/16	2026/ 3/11
ＴＲ3352288	2016/ 6/13	2026/ 3/10	ＴＳ2855188	2019/ 2/27	2026/ 3/10	ＴＺ1350919	2019/ 5/13	2026/ 3/10	ＴＲ7678429	2017/ 2/17	2026/ 3/11
ＴＲ3415453	2016/ 6/23	2026/ 3/10	ＴＳ2990398	2019/ 3/20	2026/ 3/10	ＭＪ1268486	2021/ 9/10	2026/ 3/11	ＴＲ8332123	2017/ 5/22	2026/ 3/11
ＴＲ3443698	2016/ 6/17	2026/ 3/10	ＴＳ3316058	2019/ 5/ 8	2026/ 3/10	ＭＪ1375238	2022/10/24	2026/ 3/11	ＴＲ8474695	2017/ 6/ 8	2026/ 3/11
ＴＲ5711395	2016/ 3/16	2026/ 3/10	ＴＳ3867872	2019/ 7/ 5	2026/ 3/10	ＭＪ1454416	2021/ 9/29	2026/ 3/11	ＴＲ8489681	2017/ 6/15	2026/ 3/11
ＴＲ6247810	2016/ 7/14	2026/ 3/10	ＴＳ3904417	2019/ 7/10	2026/ 3/10	ＭＪ1512815	2022/ 3/30	2026/ 3/11	ＴＲ8752057	2017/ 7/19	2026/ 3/11
ＴＲ6686059	2016/10/ 3	2026/ 3/10	ＴＳ4077859	2019/ 7/31	2026/ 3/10	ＭＪ1649642	2022/ 9/15	2026/ 3/11	ＴＲ8908500	2017/ 9/ 8	2026/ 3/11
ＴＲ6822058	2016/10/18	2026/ 3/10	ＴＳ5108033	2020/ 1/ 7	2026/ 3/10	ＭＪ1729537	2022/11/ 9	2026/ 3/11	ＴＲ9054060	2017/ 8/24	2026/ 3/11
ＴＲ6838256	2016/ 9/28	2026/ 3/10	ＴＳ5176712	2020/ 1/14	2026/ 3/10	ＭＪ1933595	2023/ 3/22	2026/ 3/11	ＴＲ9100406	2017/ 8/25	2026/ 3/11
ＴＲ7228530	2016/12/ 9	2026/ 3/10	ＴＴ1147222	2020/ 2/27	2026/ 3/10	ＭＪ2312718	2023/ 7/18	2026/ 3/11	ＴＲ9502584	2017/11/14	2026/ 3/11
ＴＲ7377479	2017/ 1/26	2026/ 3/10	ＴＴ1189588	2020/ 8/ 4	2026/ 3/10	ＭＪ2499664	2023/ 9/ 1	2026/ 3/11	ＴＲ9580896	2017/11/30	2026/ 3/11
ＴＲ7755889	2017/ 3/ 2	2026/ 3/10	ＴＴ2109131	2022/ 5/13	2026/ 3/10	ＭＪ2519140	2023/ 9/ 1	2026/ 3/11	ＴＲ9602270	2017/12/ 4	2026/ 3/11
ＴＲ7929332	2017/ 3/22	2026/ 3/10	ＴＴ2516665	2022/ 9/20	2026/ 3/10	ＭＪ2635117	2023/ 9/28	2026/ 3/11	ＴＲ9689901	2017/12/26	2026/ 3/11
ＴＲ8276326	2017/ 5/12	2026/ 3/10	ＴＴ2528139	2022/10/13	2026/ 3/10	ＭＪ3028035	2024/ 2/ 1	2026/ 3/11	ＴＲ9762207	2018/ 1/11	2026/ 3/11
ＴＲ8422731	2017/ 6/ 5	2026/ 3/10	ＴＴ2754929	2022/12/ 6	2026/ 3/10	ＭＪ3125289	2024/ 2/20	2026/ 3/11	ＴＲ9884476	2018/ 1/22	2026/ 3/11
ＴＲ8438393	2017/ 6/ 6	2026/ 3/10	ＴＴ2778154	2022/12/ 1	2026/ 3/10	ＭＪ3407103	2024/ 5/17	2026/ 3/11	ＴＳ0248117	2018/ 3/ 6	2026/ 3/11
ＴＲ8733241	2017/ 7/14	2026/ 3/10	ＴＴ3295340	2023/ 3/22	2026/ 3/10	ＭＪ4523186	2025/ 3/ 5	2026/ 3/11	ＴＳ0298926	2018/ 3/14	2026/ 3/11
ＴＲ8752723	2017/ 7/13	2026/ 3/10	ＴＴ3373013	2023/ 4/ 1	2026/ 3/10	ＭＶ0708211	2025/11/20	2026/ 3/11	ＴＳ0321797	2018/ 3/13	2026/ 3/11
ＴＲ8779691	2017/ 7/27	2026/ 3/10	ＴＴ3699100	2023/ 6/ 5	2026/ 3/10	ＭＶ0884049	2025/10/ 6	2026/ 3/11	ＴＳ0827060	2018/ 5/25	2026/ 3/11
ＴＲ8860039	2017/ 8/ 7	2026/ 3/10	ＴＴ3779425	2023/ 6/ 7	2026/ 3/10	ＭＶ0914199	2025/10/17	2026/ 3/11	ＴＳ1088806	2018/ 6/24	2026/ 3/11
ＴＲ9007580	2017/ 8/24	2026/ 3/10	ＴＴ3813752	2023/ 6/19	2026/ 3/10	ＭＶ0941165	2025/10/30	2026/ 3/11	ＴＳ1095124	2018/ 6/27	2026/ 3/11
ＴＲ9109902	2017/ 8/29	2026/ 3/10	ＴＴ3887653	2023/ 7/ 6	2026/ 3/10	ＭＶ1136536	2025/12/26	2026/ 3/11	ＴＳ1689729	2018/ 9/12	2026/ 3/11
ＴＲ9405853	2017/10/26	2026/ 3/10	ＴＴ4090899	2023/ 7/26	2026/ 3/10	ＭＶ1317957	2026/ 2/19	2026/ 3/11	ＴＳ1871064	2018/10/12	2026/ 3/11
ＴＲ9448866	2017/10/26	2026/ 3/10	ＴＴ4100811	2023/ 7/24	2026/ 3/10	ＭＺ2049849	2021/10/26	2026/ 3/11	ＴＳ2026799	2018/11/ 7	2026/ 3/11
ＴＲ9594124	2017/11/29	2026/ 3/10	ＴＴ4401975	2023/ 9/19	2026/ 3/10	ＭＺ2142914	2023/ 3/22	2026/ 3/11	ＴＳ2216195	2018/12/ 3	2026/ 3/11
ＴＲ9607881	2017/11/27	2026/ 3/10	ＴＴ4606207	2023/10/19	2026/ 3/10	ＴＭ0123283	2025/ 4/ 7	2026/ 3/11	ＴＳ2379354	2018/12/27	2026/ 3/11
ＴＲ9846994	2018/ 1/12	2026/ 3/10	ＴＴ4762565	2023/10/13	2026/ 3/10	ＴＭ0759926	2025/ 7/11	2026/ 3/11	ＴＳ2403572	2019/ 1/ 9	2026/ 3/11
ＴＲ9893920	2018/ 1/19	2026/ 3/10	ＴＴ4912319	2023/11/10	2026/ 3/10	ＴＭ0786341	2025/ 7/17	2026/ 3/11	ＴＳ2556719	2019/ 1/23	2026/ 3/11
ＴＳ0199976	2018/ 3/ 1	2026/ 3/10	ＴＴ5123449	2023/12/26	2026/ 3/10	ＴＭ0878822	2025/ 7/24	2026/ 3/11	ＴＳ2624149	2019/ 2/ 5	2026/ 3/11
ＴＳ0329873	2018/ 3/13	2026/ 3/10	ＴＴ5212909	2024/ 1/12	2026/ 3/10	ＴＭ1437153	2025/10/21	2026/ 3/11	ＴＳ2868397	2019/ 3/ 4	2026/ 3/11

ＴＳ3001951	2019/ 3/28	2026/ 3/11	ＭＪ2633698	2023/10/13	2026/ 3/12	ＴＳ1103318	2018/ 7/ 9	2026/ 3/12	ＴＴ7512700	2024/12/ 9	2026/ 3/12
ＴＳ3025592	2019/ 3/27	2026/ 3/11	ＭＪ2783281	2023/11/24	2026/ 3/12	ＴＳ1547474	2018/ 8/20	2026/ 3/12	ＴＴ7630732	2025/ 1/ 9	2026/ 3/12
ＴＳ3365122	2019/ 4/26	2026/ 3/11	ＭＪ3072665	2024/ 2/19	2026/ 3/12	ＴＳ1789545	2018/10/ 2	2026/ 3/12	ＴＴ7993875	2025/ 3/13	2026/ 3/12
ＴＳ3626593	2019/ 6/14	2026/ 3/11	ＭＪ3133543	2024/ 2/28	2026/ 3/12	ＴＳ1826707	2018/10/ 3	2026/ 3/12	ＴＴ8055010	2025/ 2/27	2026/ 3/12
ＴＳ3862307	2019/ 7/ 9	2026/ 3/11	ＭＪ3235645	2024/ 4/ 1	2026/ 3/12	ＴＳ2490477	2019/ 1/11	2026/ 3/12	ＴＺ1287121	2018/ 7/19	2026/ 3/12
ＴＳ4314249	2019/ 8/18	2026/ 3/11	ＭＪ3415436	2024/ 5/23	2026/ 3/12	ＴＳ2769736	2019/ 2/ 7	2026/ 3/12	ＴＺ2073187	2021/ 6/ 9	2026/ 3/12
ＴＳ4460999	2019/ 9/26	2026/ 3/11	ＭＪ3634495	2024/ 7/25	2026/ 3/12	ＴＳ2859158	2019/ 2/28	2026/ 3/12	ＴＺ2251909	2024/ 5/ 7	2026/ 3/12
ＴＳ4639848	2019/10/15	2026/ 3/11	ＭＪ3701997	2024/ 7/20	2026/ 3/12	ＴＳ3133070	2019/ 4/ 4	2026/ 3/12	ＭＪ1480207	2021/12/22	2026/ 3/13
ＴＳ4749121	2019/10/30	2026/ 3/11	ＭＪ3843632	2024/ 8/15	2026/ 3/12	ＴＳ3345398	2019/ 4/25	2026/ 3/12	ＭＪ1610036	2022/ 8/14	2026/ 3/13
ＴＳ4754201	2019/11/ 6	2026/ 3/11	ＭＪ4187096	2024/11/28	2026/ 3/12	ＴＳ4640362	2019/10/18	2026/ 3/12	ＭＪ1763979	2022/12/19	2026/ 3/13
ＴＳ4831567	2019/11/21	2026/ 3/11	ＭＶ0416244	2025/ 6/16	2026/ 3/12	ＴＳ4770534	2019/11/12	2026/ 3/12	ＭＪ1864381	2023/ 1/30	2026/ 3/13
ＴＳ4834503	2019/11/20	2026/ 3/11	ＭＶ0448654	2025/ 7/28	2026/ 3/12	ＴＳ4801345	2019/11/15	2026/ 3/12	ＭＪ1913106	2023/ 2/24	2026/ 3/13
ＴＳ4990786	2019/12/10	2026/ 3/11	ＭＶ0580225	2025/ 7/17	2026/ 3/12	ＴＳ4833125	2019/11/19	2026/ 3/12	ＭＪ1932097	2023/ 3/14	2026/ 3/13
ＴＴ1126050	2020/ 3/ 6	2026/ 3/11	ＭＶ1220558	2026/ 1/23	2026/ 3/12	ＴＳ5065950	2019/12/25	2026/ 3/12	ＭＪ2203517	2023/ 6/13	2026/ 3/13
ＴＴ1372602	2020/ 7/14	2026/ 3/11	ＭＶ1231569	2026/ 1/27	2026/ 3/12	ＴＳ5244610	2020/ 1/22	2026/ 3/12	ＭＪ2627400	2023/ 9/25	2026/ 3/13
ＴＴ1622335	2021/ 3/ 4	2026/ 3/11	ＴＭ0166391	2025/ 4/21	2026/ 3/12	ＴＳ5432873	2020/ 2/ 7	2026/ 3/12	ＭＪ2728747	2023/11/13	2026/ 3/13
ＴＴ1734291	2021/ 3/19	2026/ 3/11	ＴＭ0209968	2025/ 4/24	2026/ 3/12	ＴＴ1005532	2020/ 2/19	2026/ 3/12	ＭＪ2831305	2023/11/30	2026/ 3/13
ＴＴ1853115	2021/ 8/31	2026/ 3/11	ＴＭ0560811	2025/ 6/16	2026/ 3/12	ＴＴ1025924	2020/ 2/14	2026/ 3/12	ＭＪ3516007	2024/ 5/27	2026/ 3/13
ＴＴ2480862	2022/ 9/26	2026/ 3/11	ＴＭ1532835	2025/10/30	2026/ 3/12	ＴＴ1131812	2020/ 3/ 9	2026/ 3/12	ＭＪ3528456	2024/ 6/18	2026/ 3/13
ＴＴ2592288	2022/10/18	2026/ 3/11	ＴＭ1760032	2025/12/10	2026/ 3/12	ＴＴ1172356	2020/ 4/22	2026/ 3/12	ＭＪ3998158	2024/10/29	2026/ 3/13
ＴＴ2751011	2022/11/29	2026/ 3/11	ＴＭ1837831	2026/ 1/14	2026/ 3/12	ＴＴ1313126	2020/ 6/ 8	2026/ 3/12	ＭＪ4243647	2025/ 2/12	2026/ 3/13
ＴＴ3017754	2023/ 1/31	2026/ 3/11	ＴＭ1939637	2025/12/19	2026/ 3/12	ＴＴ1367464	2020/12/ 9	2026/ 3/12	ＭＪ4328827	2025/ 1/10	2026/ 3/13
ＴＴ3220295	2023/ 3/13	2026/ 3/11	ＴＲ3466867	2016/ 7/ 5	2026/ 3/12	ＴＴ1526196	2020/10/ 6	2026/ 3/12	ＭＪ4455812	2025/ 2/27	2026/ 3/13
ＴＴ3237318	2023/ 3/22	2026/ 3/11	ＴＲ5907237	2016/ 4/ 7	2026/ 3/12	ＴＴ1873961	2022/ 2/ 7	2026/ 3/12	ＭＪ4553792	2025/ 3/19	2026/ 3/13
ＴＴ3276611	2023/ 3/24	2026/ 3/11	ＴＲ6272592	2016/ 7/14	2026/ 3/12	ＴＴ2133298	2022/ 4/12	2026/ 3/12	ＭＪ4558422	2025/ 3/14	2026/ 3/13
ＴＴ4446075	2023/ 8/25	2026/ 3/11	ＴＲ6612081	2016/ 8/30	2026/ 3/12	ＴＴ2164176	2022/ 6/ 3	2026/ 3/12	ＭＶ0685958	2025/ 8/13	2026/ 3/13
ＴＴ4590959	2023/10/ 3	2026/ 3/11	ＴＲ6750083	2016/ 9/30	2026/ 3/12	ＴＴ2357875	2022/ 7/15	2026/ 3/12	ＭＶ0812177	2025/ 9/16	2026/ 3/13
ＴＴ5081390	2023/12/15	2026/ 3/11	ＴＲ6770540	2016/ 9/13	2026/ 3/12	ＴＴ2371381	2022/ 8/17	2026/ 3/12	ＭＶ0900311	2025/10/17	2026/ 3/13
ＴＴ5543800	2024/ 2/28	2026/ 3/11	ＴＲ6879759	2016/10/14	2026/ 3/12	ＴＴ2708378	2022/11/14	2026/ 3/12	ＭＶ1046242	2025/11/28	2026/ 3/13
ＴＴ6224526	2024/ 6/ 4	2026/ 3/11	ＴＲ6925044	2016/10/13	2026/ 3/12	ＴＴ2883818	2023/ 2/17	2026/ 3/12	ＭＶ1059774	2025/12/ 1	2026/ 3/13
ＴＴ6312333	2024/ 6/14	2026/ 3/11	ＴＲ7241882	2016/12/ 6	2026/ 3/12	ＴＴ2998499	2023/ 2/ 9	2026/ 3/12	ＭＶ1157419	2026/ 1/ 9	2026/ 3/13
ＴＴ6411694	2024/ 6/21	2026/ 3/11	ＴＲ7491269	2017/ 1/18	2026/ 3/12	ＴＴ3126903	2023/ 3/ 3	2026/ 3/12	ＭＶ1216092	2026/ 1/22	2026/ 3/13
ＴＴ6782646	2024/ 8/15	2026/ 3/11	ＴＲ7533612	2017/ 1/30	2026/ 3/12	ＴＴ3174482	2023/ 3/16	2026/ 3/12	ＭＺ2086758	2022/ 3/ 9	2026/ 3/13
ＴＴ6852998	2024/ 8/23	2026/ 3/11	ＴＲ7739060	2017/ 3/ 8	2026/ 3/12	ＴＴ3620789	2023/ 5/ 8	2026/ 3/12	ＴＭ0183187	2025/ 4/18	2026/ 3/13
ＴＴ7051398	2024/10/ 7	2026/ 3/11	ＴＲ7890490	2017/ 3/15	2026/ 3/12	ＴＴ3912408	2023/ 6/20	2026/ 3/12	ＴＭ1078578	2025/ 8/20	2026/ 3/13
ＴＴ7565765	2025/ 1/ 8	2026/ 3/11	ＴＲ7964995	2017/ 3/29	2026/ 3/12	ＴＴ4264235	2023/ 8/14	2026/ 3/12	ＴＭ1694644	2025/11/27	2026/ 3/13
ＴＺ1202326	2017/ 4/27	2026/ 3/11	ＴＲ8198516	2017/ 4/24	2026/ 3/12	ＴＴ4603394	2023/ 9/27	2026/ 3/12	ＴＭ1835291	2026/ 1/15	2026/ 3/13
ＴＺ2139187	2023/ 3/22	2026/ 3/11	ＴＲ8374539	2017/ 6/ 1	2026/ 3/12	ＴＴ5030620	2023/12/ 5	2026/ 3/12	ＴＭ1848633	2026/ 1/15	2026/ 3/13
ＭＪ1261668	2022/ 4/22	2026/ 3/12	ＴＲ9111042	2017/ 9/12	2026/ 3/12	ＴＴ5042550	2023/12/12	2026/ 3/12	ＴＭ2044578	2026/ 1/26	2026/ 3/13
ＭＪ1357934	2022/11/ 2	2026/ 3/12	ＴＲ9357777	2017/10/13	2026/ 3/12	ＴＴ5268898	2024/ 1/19	2026/ 3/12	ＴＭ2142965	2026/ 2/16	2026/ 3/13
ＭＪ1485887	2021/11/ 9	2026/ 3/12	ＴＲ9369164	2017/10/18	2026/ 3/12	ＴＴ5521401	2024/ 3/18	2026/ 3/12	ＴＲ3385809	2016/ 6/21	2026/ 3/13
ＭＪ1958080	2023/ 3/16	2026/ 3/12	ＴＲ9994795	2018/ 1/23	2026/ 3/12	ＴＴ5593784	2024/ 2/21	2026/ 3/12	ＴＲ3416941	2016/ 6/28	2026/ 3/13
ＭＪ1994518	2023/ 3/29	2026/ 3/12	ＴＳ0033272	2018/ 2/14	2026/ 3/12	ＴＴ6417539	2024/ 6/19	2026/ 3/12	ＴＲ3417244	2016/ 6/28	2026/ 3/13
ＭＪ2205901	2023/ 6/20	2026/ 3/12	ＴＳ0381048	2018/ 3/28	2026/ 3/12	ＴＴ6532404	2024/ 7/24	2026/ 3/12	ＴＲ5902996	2016/ 3/28	2026/ 3/13
ＭＪ2553671	2023/ 8/29	2026/ 3/12	ＴＳ0411663	2018/ 4/ 3	2026/ 3/12	ＴＴ6607568	2024/ 7/25	2026/ 3/12	ＴＲ5979172	2016/ 4/26	2026/ 3/13
ＭＪ2565412	2023/ 8/25	2026/ 3/12	ＴＳ0709982	2018/ 6/12	2026/ 3/12	ＴＴ7046894	2024/ 9/30	2026/ 3/12	ＴＲ5997972	2016/ 4/26	2026/ 3/13

ＴＲ6843653	2016/10/11	2026/ 3/13	ＴＴ3074658	2023/ 3/ 9	2026/ 3/13	ＭＶ1245882	2026/ 1/30	2026/ 3/16	ＴＳ2881828	2019/ 3/ 1	2026/ 3/16		
ＴＲ6888462	2016/10/12	2026/ 3/13	ＴＴ3139712	2023/ 3/ 6	2026/ 3/13	ＭＶ1275696	2026/ 2/18	2026/ 3/16	ＴＳ3053916	2019/ 3/27	2026/ 3/16		
ＴＲ7239387	2016/12/21	2026/ 3/13	ＴＴ3153179	2023/ 3/ 3	2026/ 3/13	ＭＶ1331677	2026/ 2/19	2026/ 3/16	ＴＳ3295054	2019/ 4/23	2026/ 3/16		
ＴＲ7271011	2016/12/27	2026/ 3/13	ＴＴ3303465	2023/ 3/30	2026/ 3/13	ＭＶ1342024	2026/ 2/24	2026/ 3/16	ＴＳ3363838	2019/ 5/ 9	2026/ 3/16		
ＴＲ7848447	2017/ 3/14	2026/ 3/13	ＴＴ3438766	2023/ 4/19	2026/ 3/13	ＭＶ1352674	2026/ 2/25	2026/ 3/16	ＴＳ3388898	2019/ 5/10	2026/ 3/16		
ＴＲ8050911	2017/ 4/10	2026/ 3/13	ＴＴ3761974	2023/ 6/16	2026/ 3/13	ＭＺ2118539	2022/ 7/26	2026/ 3/16	ＴＳ3439397	2019/ 5/23	2026/ 3/16		
ＴＲ8392025	2017/ 5/31	2026/ 3/13	ＴＴ3762288	2023/ 6/26	2026/ 3/13	ＭＺ2190072	2023/11/ 8	2026/ 3/16	ＴＳ3682744	2019/ 6/19	2026/ 3/16		
ＴＲ8714888	2017/ 7/19	2026/ 3/13	ＴＴ4388817	2023/ 8/28	2026/ 3/13	ＴＭ0235543	2025/ 4/30	2026/ 3/16	ＴＳ4954975	2019/11/28	2026/ 3/16		
ＴＲ8720445	2017/ 7/18	2026/ 3/13	ＴＴ4797891	2023/11/ 7	2026/ 3/13	ＴＭ0328426	2025/ 5/14	2026/ 3/16	ＴＳ5031285	2019/12/19	2026/ 3/16		
ＴＲ8970072	2017/ 8/23	2026/ 3/13	ＴＴ4864731	2023/10/30	2026/ 3/13	ＴＭ0434105	2025/ 6/20	2026/ 3/16	ＴＴ1517610	2022/ 4/14	2026/ 3/16		
ＴＲ9730571	2017/12/27	2026/ 3/13	ＴＴ5288403	2024/ 1/19	2026/ 3/13	ＴＭ0781282	2025/ 7/16	2026/ 3/16	ＴＴ1979694	2022/ 1/ 4	2026/ 3/16		
ＴＲ9795690	2018/ 1/ 9	2026/ 3/13	ＴＴ5376687	2024/ 1/16	2026/ 3/13	ＴＭ2152930	2026/ 2/17	2026/ 3/16	ＴＴ2033776	2022/ 3/28	2026/ 3/16		
ＴＳ0226895	2018/ 3/ 1	2026/ 3/13	ＴＴ6179270	2024/ 5/27	2026/ 3/13	ＴＭ2187059	2026/ 2/24	2026/ 3/16	ＴＴ2102290	2022/ 3/14	2026/ 3/16		
ＴＳ0418247	2018/ 3/26	2026/ 3/13	ＴＴ6342920	2024/ 6/17	2026/ 3/13	ＴＲ3256943	2016/ 6/21	2026/ 3/16	ＴＴ2122770	2022/ 4/14	2026/ 3/16		
ＴＳ0615360	2018/ 4/24	2026/ 3/13	ＴＴ6455839	2024/ 6/26	2026/ 3/13	ＴＲ3347853	2016/ 6/ 1	2026/ 3/16	ＴＴ2379635	2022/ 8/ 8	2026/ 3/16		
ＴＳ0786882	2018/ 5/24	2026/ 3/13	ＴＴ6573513	2024/ 7/22	2026/ 3/13	ＴＲ5859069	2016/ 4/ 5	2026/ 3/16	ＴＴ2684213	2022/11/14	2026/ 3/16		
ＴＳ0913884	2018/ 6/ 8	2026/ 3/13	ＴＴ7114529	2024/ 9/27	2026/ 3/13	ＴＲ6212520	2016/ 5/17	2026/ 3/16	ＴＴ3165397	2023/ 3/ 7	2026/ 3/16		
ＴＳ1093469	2018/ 7/13	2026/ 3/13	ＴＴ7115362	2024/10/ 3	2026/ 3/13	ＴＲ6314675	2016/ 7/26	2026/ 3/16	ＴＴ3166036	2023/ 3/ 9	2026/ 3/16		
ＴＳ1127611	2018/ 7/10	2026/ 3/13	ＴＴ8026976	2025/ 3/24	2026/ 3/13	ＴＲ6417581	2016/ 7/29	2026/ 3/16	ＴＴ3186354	2023/ 3/14	2026/ 3/16		
ＴＳ1386670	2018/ 8/13	2026/ 3/13	ＴＺ1206250	2017/ 5/22	2026/ 3/13	ＴＲ7623940	2017/ 2/ 8	2026/ 3/16	ＴＴ3535885	2023/ 5/11	2026/ 3/16		
ＴＳ1583016	2018/ 8/30	2026/ 3/13	ＴＺ2137156	2022/ 9/29	2026/ 3/13	ＴＲ7940295	2017/ 3/24	2026/ 3/16	ＴＴ3720988	2023/ 6/12	2026/ 3/16		
ＴＳ2012685	2018/10/30	2026/ 3/13	ＴＺ2246617	2024/ 8/ 9	2026/ 3/13	ＴＲ8390364	2017/ 6/ 7	2026/ 3/16	ＴＴ3919316	2023/ 7/ 4	2026/ 3/16		
ＴＳ2025711	2018/10/29	2026/ 3/13	ＭＪ1389382	2021/ 8/25	2026/ 3/16	ＴＲ8406310	2017/ 5/29	2026/ 3/16	ＴＴ3934114	2023/ 7/ 7	2026/ 3/16		
ＴＳ2399750	2019/ 1/16	2026/ 3/13	ＭＪ1416972	2021/ 4/ 1	2026/ 3/16	ＴＲ8508748	2017/ 6/16	2026/ 3/16	ＴＴ4043552	2023/ 7/20	2026/ 3/16		
ＴＳ2578150	2019/ 1/18	2026/ 3/13	ＭＪ1456110	2022/ 1/26	2026/ 3/16	ＴＲ8740400	2017/ 7/14	2026/ 3/16	ＴＴ4136944	2023/ 7/24	2026/ 3/16		
ＴＳ2867289	2019/ 2/26	2026/ 3/13	ＭＪ1472166	2022/ 1/ 5	2026/ 3/16	ＴＲ8877010	2017/ 8/ 9	2026/ 3/16	ＴＴ4263005	2023/ 8/ 8	2026/ 3/16		
ＴＳ3083936	2019/ 3/22	2026/ 3/13	ＭＪ1529033	2022/ 6/14	2026/ 3/16	ＴＲ8893003	2017/ 8/ 3	2026/ 3/16	ＴＴ4352371	2023/ 8/21	2026/ 3/16		
ＴＳ3372933	2019/ 5/13	2026/ 3/13	ＭＪ1653702	2022/ 9/ 2	2026/ 3/16	ＴＲ9164386	2017/ 9/21	2026/ 3/16	ＴＴ4371572	2023/ 8/17	2026/ 3/16		
ＴＳ3502120	2019/ 5/22	2026/ 3/13	ＭＪ1718099	2022/12/15	2026/ 3/16	ＴＲ9366670	2017/10/19	2026/ 3/16	ＴＴ4494840	2023/ 9/13	2026/ 3/16		
ＴＳ3609341	2019/ 6/ 4	2026/ 3/13	ＭＪ2060213	2023/ 4/18	2026/ 3/16	ＴＲ9378380	2017/11/ 8	2026/ 3/16	ＴＴ4718783	2023/10/ 4	2026/ 3/16		
ＴＳ3980725	2019/ 7/19	2026/ 3/13	ＭＪ2219056	2023/ 6/16	2026/ 3/16	ＴＲ9500545	2017/11/15	2026/ 3/16	ＴＴ4777209	2023/11/ 6	2026/ 3/16		
ＴＳ5218478	2020/ 1/17	2026/ 3/13	ＭＪ2386165	2023/ 7/24	2026/ 3/16	ＴＲ9655095	2017/12/ 7	2026/ 3/16	ＴＴ4985958	2023/12/ 8	2026/ 3/16		
ＴＳ5252215	2020/ 1/21	2026/ 3/13	ＭＪ2697554	2023/10/30	2026/ 3/16	ＴＲ9668672	2017/12/13	2026/ 3/16	ＴＴ5236891	2024/ 1/12	2026/ 3/16		
ＴＳ5328976	2020/ 1/29	2026/ 3/13	ＭＪ3037234	2024/ 1/23	2026/ 3/16	ＴＲ9779922	2017/12/28	2026/ 3/16	ＴＴ5524444	2024/ 2/ 8	2026/ 3/16		
ＴＳ5408362	2020/ 2/ 5	2026/ 3/13	ＭＪ3187506	2024/ 3/ 5	2026/ 3/16	ＴＲ9840773	2018/ 1/ 9	2026/ 3/16	ＴＴ5565132	2024/ 2/26	2026/ 3/16		
ＴＴ1113212	2020/ 2/26	2026/ 3/13	ＭＪ3191069	2024/ 3/22	2026/ 3/16	ＴＲ9858461	2018/ 1/16	2026/ 3/16	ＴＴ5713860	2024/ 3/ 8	2026/ 3/16		
ＴＴ1244409	2020/ 4/ 3	2026/ 3/13	ＭＪ3255635	2024/ 4/ 5	2026/ 3/16	ＴＳ0167431	2018/ 2/20	2026/ 3/16	ＴＴ6258694	2024/ 5/23	2026/ 3/16		
ＴＴ1288979	2020/ 5/18	2026/ 3/13	ＭＪ3280017	2024/ 3/29	2026/ 3/16	ＴＳ0216789	2018/ 2/28	2026/ 3/16	ＴＴ6605679	2024/ 7/31	2026/ 3/16		
ＴＴ1600540	2021/ 3/26	2026/ 3/13	ＭＪ3283579	2024/ 4/12	2026/ 3/16	ＴＳ0314057	2018/ 3/15	2026/ 3/16	ＴＴ6628817	2024/ 8/ 1	2026/ 3/16		
ＴＴ2129576	2022/ 5/12	2026/ 3/13	ＭＪ3565896	2024/ 7/ 2	2026/ 3/16	ＴＳ0443181	2018/ 3/30	2026/ 3/16	ＴＴ6707515	2024/ 8/ 1	2026/ 3/16		
ＴＴ2328482	2022/ 7/ 6	2026/ 3/13	ＭＪ4037826	2024/10/31	2026/ 3/16	ＴＳ0933229	2018/ 6/ 6	2026/ 3/16	ＴＴ7334168	2024/11/21	2026/ 3/16		
ＴＴ2355343	2022/ 7/ 5	2026/ 3/13	ＭＪ4096085	2024/12/17	2026/ 3/16	ＴＳ1420528	2018/ 8/14	2026/ 3/16	ＴＴ7668817	2025/ 1/14	2026/ 3/16		
ＴＴ2368574	2022/ 7/ 8	2026/ 3/13	ＭＶ0160441	2025/ 5/ 7	2026/ 3/16	ＴＳ1491384	2018/ 8/28	2026/ 3/16	ＴＺ1142565	2016/11/ 3	2026/ 3/16		
ＴＴ2490244	2022/ 9/15	2026/ 3/13	ＭＶ0278082	2025/ 6/ 5	2026/ 3/16	ＴＳ1853439	2018/10/31	2026/ 3/16	ＭＪ1396089	2021/ 4/23	2026/ 3/17		
ＴＴ3032215	2023/ 2/20	2026/ 3/13	ＭＶ0652910	2025/ 8/ 1	2026/ 3/16	ＴＳ2371104	2018/12/26	2026/ 3/16	ＭＪ1440077	2022/ 1/24	2026/ 3/17		
ＴＴ3056239	2023/ 2/ 9	2026/ 3/13	ＭＶ1159744	2026/ 1/ 8	2026/ 3/16	ＴＳ2432199	2019/ 1/ 9	2026/ 3/16	ＭＪ1479834	2021/12/13	2026/ 3/17		
						ＴＳ2516130	2019/ 1/15	2026/ 3/16	ＭＪ1704268	2022/11/ 8	2026/ 3/17		

ＭＪ1776079	2022/11/29	2026/ 3/17
ＭＪ1794197	2023/ 1/23	2026/ 3/17
ＭＪ2142089	2023/ 5/23	2026/ 3/17
ＭＪ2266929	2023/ 6/26	2026/ 3/17
ＭＪ2299220	2023/ 7/ 7	2026/ 3/17
ＭＪ2743890	2023/11/17	2026/ 3/17
ＭＪ3333423	2024/ 4/ 9	2026/ 3/17
ＭＪ3355614	2024/ 4/11	2026/ 3/17
ＭＪ3430839	2024/ 5/14	2026/ 3/17
ＭＪ3745766	2024/ 8/ 1	2026/ 3/17
ＭＪ4070212	2024/11/26	2026/ 3/17
ＭＪ4070213	2024/11/26	2026/ 3/17
ＭＪ4282394	2025/ 1/10	2026/ 3/17
ＭＪ4293228	2025/ 1/17	2026/ 3/17
ＭＶ0989096	2025/11/14	2026/ 3/17
ＭＶ1134310	2025/12/24	2026/ 3/17
ＭＶ1220761	2026/ 1/23	2026/ 3/17
ＭＶ1267209	2026/ 2/ 4	2026/ 3/17
ＴＭ0213298	2025/ 5/ 7	2026/ 3/17
ＴＭ0398992	2025/ 5/22	2026/ 3/17
ＴＭ0449531	2025/ 7/ 4	2026/ 3/17
ＴＭ2061358	2026/ 2/ 2	2026/ 3/17
ＴＭ2082599	2026/ 2/ 3	2026/ 3/17
ＴＲ3344917	2016/ 5/26	2026/ 3/17
ＴＲ3482715	2016/ 7/ 1	2026/ 3/17
ＴＲ3512713	2016/ 7/ 6	2026/ 3/17
ＴＲ3520318	2016/ 7/ 8	2026/ 3/17
ＴＲ5802140	2016/ 3/24	2026/ 3/17
ＴＲ5921906	2016/ 4/ 5	2026/ 3/17
ＴＲ6086150	2016/ 4/27	2026/ 3/17
ＴＲ6092268	2016/ 4/22	2026/ 3/17
ＴＲ6436083	2016/ 8/ 3	2026/ 3/17
ＴＲ6826316	2016/10/14	2026/ 3/17
ＴＲ6922397	2016/10/13	2026/ 3/17
ＴＲ6994099	2016/11/10	2026/ 3/17
ＴＲ7081396	2016/11/16	2026/ 3/17
ＴＲ7331611	2017/ 1/12	2026/ 3/17
ＴＲ7610240	2017/ 2/ 8	2026/ 3/17
ＴＲ7628688	2017/ 2/ 7	2026/ 3/17
ＴＲ7819453	2017/ 3/ 8	2026/ 3/17
ＴＲ7940614	2017/ 3/27	2026/ 3/17
ＴＲ7942172	2017/ 3/30	2026/ 3/17
ＴＲ8132403	2017/ 4/25	2026/ 3/17
ＴＲ8463385	2017/ 6/ 7	2026/ 3/17
ＴＲ8500332	2017/ 6/26	2026/ 3/17
ＴＲ8970837	2017/ 8/30	2026/ 3/17
ＴＲ8973177	2017/ 9/ 7	2026/ 3/17
ＴＲ9609975	2017/12/ 1	2026/ 3/17
ＴＳ0046575	2018/ 1/30	2026/ 3/17
ＴＳ0076707	2018/ 2/ 9	2026/ 3/17
ＴＳ0076708	2018/ 2/ 9	2026/ 3/17
ＴＳ0331072	2018/ 3/14	2026/ 3/17
ＴＳ0603864	2018/ 4/17	2026/ 3/17
ＴＳ0751374	2018/ 5/16	2026/ 3/17
ＴＳ0788934	2018/ 5/25	2026/ 3/17
ＴＳ0858484	2018/ 5/30	2026/ 3/17
ＴＳ0935645	2018/ 6/ 6	2026/ 3/17
ＴＳ0946742	2018/ 6/15	2026/ 3/17
ＴＳ1277521	2018/ 7/25	2026/ 3/17
ＴＳ1279225	2018/ 7/27	2026/ 3/17
ＴＳ1729546	2018/ 9/20	2026/ 3/17
ＴＳ1753201	2018/10/ 1	2026/ 3/17
ＴＳ2054770	2018/11/ 6	2026/ 3/17
ＴＳ2098378	2018/11/16	2026/ 3/17
ＴＳ2376132	2019/ 1/ 4	2026/ 3/17
ＴＳ2818131	2019/ 2/22	2026/ 3/17
ＴＳ3107454	2019/ 3/22	2026/ 3/17
ＴＳ3330889	2019/ 5/ 9	2026/ 3/17
ＴＳ3458515	2019/ 5/21	2026/ 3/17
ＴＳ3473386	2019/ 5/15	2026/ 3/17
ＴＳ3817395	2019/ 7/ 4	2026/ 3/17
ＴＳ4268427	2019/ 8/26	2026/ 3/17
ＴＳ4478655	2019/10/16	2026/ 3/17
ＴＳ4478656	2019/10/16	2026/ 3/17
ＴＳ4505710	2019/10/ 1	2026/ 3/17
ＴＳ4887591	2019/11/22	2026/ 3/17
ＴＳ5060826	2019/12/24	2026/ 3/17
ＴＳ5291739	2020/ 2/ 3	2026/ 3/17
ＴＳ5338513	2020/ 2/ 4	2026/ 3/17
ＴＳ5385575	2020/ 1/31	2026/ 3/17
ＴＴ1751871	2021/ 8/ 3	2026/ 3/17
ＴＴ1877071	2021/ 9/ 8	2026/ 3/17
ＴＴ1928429	2022/ 1/19	2026/ 3/17
ＴＴ1975057	2021/12/23	2026/ 3/17
ＴＴ1990616	2022/ 1/13	2026/ 3/17
ＴＴ2067224	2022/ 4/ 5	2026/ 3/17
ＴＴ2155723	2022/ 4/18	2026/ 3/17
ＴＴ2249071	2022/ 6/14	2026/ 3/17
ＴＴ3154219	2023/ 3/ 9	2026/ 3/17
ＴＴ3182414	2023/ 3/ 3	2026/ 3/17
ＴＴ3233756	2023/ 3/13	2026/ 3/17
ＴＴ3407638	2023/ 4/25	2026/ 3/17
ＴＴ3469349	2023/ 4/18	2026/ 3/17
ＴＴ3655832	2023/ 5/23	2026/ 3/17
ＴＴ3729318	2023/ 6/15	2026/ 3/17
ＴＴ4264888	2023/ 8/18	2026/ 3/17
ＴＴ4318202	2023/ 8/29	2026/ 3/17
ＴＴ4433756	2023/ 9/ 8	2026/ 3/17
ＴＴ4813087	2023/11/ 7	2026/ 3/17
ＴＴ5296517	2024/ 1/26	2026/ 3/17
ＴＴ5465988	2024/ 2/14	2026/ 3/17
ＴＴ5467170	2024/ 2/21	2026/ 3/17
ＴＴ5882906	2024/ 3/27	2026/ 3/17
ＴＴ6287303	2024/ 6/20	2026/ 3/17
ＴＴ6666773	2024/ 8/ 2	2026/ 3/17
ＴＴ6680005	2024/ 8/ 9	2026/ 3/17
ＴＴ7091697	2024/ 9/30	2026/ 3/17
ＴＴ7121553	2024/10/11	2026/ 3/17
ＴＴ7124839	2024/ 9/26	2026/ 3/17
ＴＴ7418386	2024/11/29	2026/ 3/17
ＴＴ7711089	2024/12/27	2026/ 3/17
ＴＴ7837664	2025/ 2/12	2026/ 3/17
ＴＴ8131317	2025/ 3/19	2026/ 3/17
ＴＺ1278920	2018/ 5/10	2026/ 3/17
ＴＺ1342158	2019/ 3/20	2026/ 3/17
ＴＺ2025295	2020/ 6/17	2026/ 3/17
ＴＺ2102277	2022/ 2/14	2026/ 3/17
ＴＺ2143629	2022/ 8/25	2026/ 3/17
ＭＪ1494264	2021/12/ 7	2026/ 3/18
ＭＪ1494265	2021/12/ 7	2026/ 3/18
ＭＪ1736302	2022/10/31	2026/ 3/18
ＭＪ2028267	2023/ 4/21	2026/ 3/18
ＭＪ2457775	2023/ 8/10	2026/ 3/18
ＭＪ2675357	2023/10/20	2026/ 3/18
ＭＪ2734690	2023/11/30	2026/ 3/18
ＭＪ2747315	2023/11/29	2026/ 3/18
ＭＪ2930654	2024/ 1/11	2026/ 3/18
ＭＪ3403481	2024/ 5/21	2026/ 3/18
ＭＪ3403482	2024/ 5/21	2026/ 3/18
ＭＪ3540444	2024/ 6/11	2026/ 3/18
ＭＪ3838061	2024/ 8/ 9	2026/ 3/18
ＭＪ3984482	2024/ 9/ 9	2026/ 3/18
ＭＪ4439912	2025/ 2/26	2026/ 3/18
ＭＪ4511727	2025/ 3/ 4	2026/ 3/18
ＭＪ4544481	2025/ 3/17	2026/ 3/18
ＭＶ0432977	2025/ 6/18	2026/ 3/18
ＭＶ0717946	2025/ 8/14	2026/ 3/18
ＭＶ0757120	2025/ 8/26	2026/ 3/18
ＭＶ1122929	2026/ 1/29	2026/ 3/18
ＭＶ1295477	2026/ 2/20	2026/ 3/18
ＭＶ1383712	2026/ 3/ 5	2026/ 3/18
ＭＺ2046641	2021/12/ 6	2026/ 3/18
ＭＺ2068704	2021/ 7/13	2026/ 3/18
ＭＺ2086513	2022/ 2/ 1	2026/ 3/18
ＴＭ0306068	2025/ 5/12	2026/ 3/18
ＴＭ0709052	2025/ 7/ 3	2026/ 3/18
ＴＭ1635944	2026/ 1/21	2026/ 3/18
ＴＭ1868331	2026/ 1/19	2026/ 3/18
ＴＭ2039707	2026/ 1/27	2026/ 3/18
ＴＭ2163108	2026/ 2/18	2026/ 3/18
ＴＭ2298887	2026/ 3/ 5	2026/ 3/18
ＴＲ3533756	2016/ 7/ 5	2026/ 3/18
ＴＲ5747819	2016/ 3/29	2026/ 3/18
ＴＲ6043348	2016/ 4/27	2026/ 3/18
ＴＲ6077975	2016/ 5/ 6	2026/ 3/18
ＴＲ6660189	2016/ 8/31	2026/ 3/18
ＴＲ6711991	2016/ 9/28	2026/ 3/18
ＴＲ6718075	2016/ 9/ 5	2026/ 3/18
ＴＲ6792811	2016/ 9/30	2026/ 3/18
ＴＲ7033702	2016/11/15	2026/ 3/18
ＴＲ7804105	2017/ 3/ 6	2026/ 3/18
ＴＲ8143464	2017/ 4/25	2026/ 3/18
ＴＲ8151574	2017/ 4/24	2026/ 3/18
ＴＲ8166226	2017/ 4/20	2026/ 3/18
ＴＲ8292329	2017/ 5/12	2026/ 3/18
ＴＲ8647175	2017/ 7/10	2026/ 3/18
ＴＲ8768723	2017/ 7/26	2026/ 3/18
ＴＲ8927905	2017/ 8/15	2026/ 3/18
ＴＲ9000184	2017/ 8/23	2026/ 3/18
ＴＲ9193394	2017/ 9/13	2026/ 3/18
ＴＲ9349477	2017/10/13	2026/ 3/18
ＴＲ9386596	2017/10/19	2026/ 3/18
ＴＲ9874311	2018/ 1/15	2026/ 3/18
ＴＳ0231278	2018/ 3/ 5	2026/ 3/18
ＴＳ0311012	2018/ 3/15	2026/ 3/18
ＴＳ0401860	2018/ 3/22	2026/ 3/18
ＴＳ0459052	2018/ 3/30	2026/ 3/18
ＴＳ0617574	2018/ 4/16	2026/ 3/18
ＴＳ0650586	2018/ 4/25	2026/ 3/18
ＴＳ0663995	2018/ 5/ 8	2026/ 3/18
ＴＳ1248459	2018/ 7/19	2026/ 3/18
ＴＳ1542533	2018/ 8/27	2026/ 3/18
ＴＳ2025544	2018/10/26	2026/ 3/18
ＴＳ2304027	2018/12/28	2026/ 3/18

ＴＳ2306244	2018/12/18	2026/ 3/18	ＴＺ2230545	2024/ 8/19	2026/ 3/18	ＴＳ0773208	2018/ 5/23	2026/ 3/19	ＴＺ1303572	2018/ 8/30	2026/ 3/19
ＴＳ2461546	2019/ 1/30	2026/ 3/18	ＭＪ1438299	2021/ 9/ 7	2026/ 3/19	ＴＳ1094400	2018/ 6/26	2026/ 3/19	ＴＺ2122217	2022/ 5/20	2026/ 3/19
ＴＳ2967695	2019/ 3/13	2026/ 3/18	ＭＪ1589383	2022/ 6/17	2026/ 3/19	ＴＳ1571904	2018/ 8/31	2026/ 3/19	ＭＪ3832649	2024/ 8/ 9	2026/ 3/20
ＴＳ3008497	2019/ 3/18	2026/ 3/18	ＭＪ1611687	2022/ 9/15	2026/ 3/19	ＴＳ1663039	2018/ 9/ 6	2026/ 3/19	ＭＶ1338460	2026/ 2/19	2026/ 3/20
ＴＳ3082200	2019/ 4/10	2026/ 3/18	ＭＪ1647110	2022/ 8/18	2026/ 3/19	ＴＳ2003548	2018/11/ 2	2026/ 3/19	ＴＭ1091206	2025/ 8/25	2026/ 3/20
ＴＳ3141137	2019/ 4/ 4	2026/ 3/18	ＭＪ1649356	2022/ 9/ 7	2026/ 3/19	ＴＳ2109913	2018/11/13	2026/ 3/19	ＴＭ1236899	2025/11/ 5	2026/ 3/20
ＴＳ3234733	2019/ 4/17	2026/ 3/18	ＭＪ1805374	2023/ 2/ 9	2026/ 3/19	ＴＳ2437519	2019/ 1/ 5	2026/ 3/19	ＴＭ1620388	2026/ 1/ 7	2026/ 3/20
ＴＳ3431769	2019/ 5/22	2026/ 3/18	ＭＪ2385170	2023/ 7/20	2026/ 3/19	ＴＳ2616337	2019/ 1/30	2026/ 3/19	ＴＭ2166272	2026/ 2/20	2026/ 3/20
ＴＳ3602681	2019/ 6/12	2026/ 3/18	ＭＪ3450701	2024/ 5/24	2026/ 3/19	ＴＳ2960221	2019/ 3/12	2026/ 3/19	ＴＲ8853389	2017/ 8/ 7	2026/ 3/20
ＴＳ4698728	2019/11/ 6	2026/ 3/18	ＭＪ3465371	2024/ 5/20	2026/ 3/19	ＴＳ3018613	2019/ 3/22	2026/ 3/19	ＴＳ3488594	2019/ 5/27	2026/ 3/20
ＴＳ4940110	2019/12/ 4	2026/ 3/18	ＭＪ3498624	2024/ 5/30	2026/ 3/19	ＴＳ3471995	2019/ 5/21	2026/ 3/19	ＴＴ4349829	2023/ 8/16	2026/ 3/20
ＴＳ4979729	2019/12/23	2026/ 3/18	ＭＪ3813471	2024/ 8/22	2026/ 3/19	ＴＳ3597701	2019/ 6/ 4	2026/ 3/19	ＴＴ6867622	2024/ 9/ 4	2026/ 3/20
ＴＳ5023090	2019/12/17	2026/ 3/18	ＭＪ4331031	2025/ 2/13	2026/ 3/19	ＴＳ3837357	2019/ 6/28	2026/ 3/19	ＴＲ5691892	2016/ 3/22	2026/ 3/22
ＴＴ1093806	2020/ 3/ 3	2026/ 3/18	ＭＶ0155040	2025/ 5/ 2	2026/ 3/19	ＴＳ4217359	2019/ 8/28	2026/ 3/19	ＭＪ1159519	2022/ 5/ 2	2026/ 3/23
ＴＴ1169028	2020/ 3/18	2026/ 3/18	ＭＶ0199075	2025/ 5/14	2026/ 3/19	ＴＳ4493068	2019/10/ 3	2026/ 3/19	ＭＪ1361448	2022/10/ 3	2026/ 3/23
ＴＴ1171023	2020/ 3/23	2026/ 3/18	ＭＶ1080554	2025/12/10	2026/ 3/19	ＴＳ4600749	2019/10/11	2026/ 3/19	ＭＪ1443887	2021/11/17	2026/ 3/23
ＴＴ1436126	2020/11/26	2026/ 3/18	ＭＶ1310661	2026/ 2/13	2026/ 3/19	ＴＳ4736051	2019/11/ 7	2026/ 3/19	ＭＪ1704674	2022/11/17	2026/ 3/23
ＴＴ1584189	2020/10/ 8	2026/ 3/18	ＭＺ2182143	2023/ 8/ 1	2026/ 3/19	ＴＳ5240345	2020/ 1/30	2026/ 3/19	ＭＪ1789949	2023/ 2/15	2026/ 3/23
ＴＴ1959529	2022/ 1/ 4	2026/ 3/18	ＭＺ2210408	2023/12/11	2026/ 3/19	ＴＳ5349959	2020/ 1/30	2026/ 3/19	ＭＪ1794804	2022/12/27	2026/ 3/23
ＴＴ2209513	2022/ 5/13	2026/ 3/18	ＴＭ0040745	2025/ 3/28	2026/ 3/19	ＴＳ5381719	2020/ 2/ 5	2026/ 3/19	ＭＪ2188230	2023/ 6/13	2026/ 3/23
ＴＴ2411294	2022/ 7/27	2026/ 3/18	ＴＭ0278078	2025/ 5/ 7	2026/ 3/19	ＴＴ1175297	2020/ 3/ 5	2026/ 3/19	ＭＪ2304030	2023/ 6/28	2026/ 3/23
ＴＴ2747810	2022/12/28	2026/ 3/18	ＴＭ0437226	2025/ 6/23	2026/ 3/19	ＴＴ1629495	2021/ 2/ 5	2026/ 3/19	ＭＪ2553379	2023/10/25	2026/ 3/23
ＴＴ3362747	2023/ 4/ 5	2026/ 3/18	ＴＭ0987268	2025/ 8/ 6	2026/ 3/19	ＴＴ1870566	2021/10/14	2026/ 3/19	ＭＪ3422042	2024/ 5/10	2026/ 3/23
ＴＴ3421601	2023/ 4/17	2026/ 3/18	ＴＭ1562580	2025/11/ 6	2026/ 3/19	ＴＴ2533862	2022/ 9/28	2026/ 3/19	ＭＪ3583221	2024/ 6/ 1	2026/ 3/23
ＴＴ3589193	2023/ 5/22	2026/ 3/18	ＴＭ1884223	2026/ 2/18	2026/ 3/19	ＴＴ2778720	2023/ 1/ 6	2026/ 3/19	ＭＪ3800946	2024/ 8/15	2026/ 3/23
ＴＴ3763748	2023/ 6/ 1	2026/ 3/18	ＴＭ1932945	2025/12/16	2026/ 3/19	ＴＴ3040138	2023/ 2/10	2026/ 3/19	ＭＪ4003307	2024/10/ 2	2026/ 3/23
ＴＴ3774757	2023/ 6/ 7	2026/ 3/18	ＴＲ3349447	2016/ 6/ 3	2026/ 3/19	ＴＴ3119905	2023/ 2/14	2026/ 3/19	ＭＶ0631302	2025/ 9/ 4	2026/ 3/23
ＴＴ4274875	2023/ 8/29	2026/ 3/18	ＴＲ5621316	2016/ 3/22	2026/ 3/19	ＴＴ3646263	2023/ 5/10	2026/ 3/19	ＭＶ0901877	2025/10/14	2026/ 3/23
ＴＴ4391193	2023/ 9/ 5	2026/ 3/18	ＴＲ6111760	2016/ 5/12	2026/ 3/19	ＴＴ3852534	2023/ 6/13	2026/ 3/19	ＭＶ0986452	2025/11/14	2026/ 3/23
ＴＴ4403076	2023/ 8/30	2026/ 3/18	ＴＲ6750058	2016/ 9/30	2026/ 3/19	ＴＴ3914198	2023/ 6/22	2026/ 3/19	ＭＶ1257576	2026/ 2/ 3	2026/ 3/23
ＴＴ4689566	2023/10/13	2026/ 3/18	ＴＲ7139933	2016/12/ 5	2026/ 3/19	ＴＴ4023288	2023/ 7/ 5	2026/ 3/19	ＭＶ1292907	2026/ 2/ 5	2026/ 3/23
ＴＴ4707197	2023/10/12	2026/ 3/18	ＴＲ7436148	2017/ 2/ 1	2026/ 3/19	ＴＴ4103682	2023/ 7/14	2026/ 3/19	ＲＢ2041629	2023/ 6/12	2026/ 3/23
ＴＴ4778100	2023/10/30	2026/ 3/18	ＴＲ7692965	2017/ 2/23	2026/ 3/19	ＴＴ4195304	2023/ 8/ 2	2026/ 3/19	ＴＭ0047947	2025/ 3/27	2026/ 3/23
ＴＴ5524747	2024/ 2/ 7	2026/ 3/18	ＴＲ8092179	2017/ 4/17	2026/ 3/19	ＴＴ5429288	2024/ 2/ 5	2026/ 3/19	ＴＭ0134478	2025/ 4/ 8	2026/ 3/23
ＴＴ5603013	2024/ 3/11	2026/ 3/18	ＴＲ8518854	2017/ 6/16	2026/ 3/19	ＴＴ5727568	2024/ 3/ 7	2026/ 3/19	ＴＭ1448247	2025/10/22	2026/ 3/23
ＴＴ5725854	2024/ 3/ 6	2026/ 3/18	ＴＲ8587760	2017/ 6/22	2026/ 3/19	ＴＴ5887273	2024/ 3/29	2026/ 3/19	ＴＭ1572097	2025/11/ 7	2026/ 3/23
ＴＴ5797547	2024/ 4/ 1	2026/ 3/18	ＴＲ8659988	2017/ 7/11	2026/ 3/19	ＴＴ5935764	2024/ 4/30	2026/ 3/19	ＴＭ1722194	2025/12/17	2026/ 3/23
ＴＴ6210913	2024/ 5/28	2026/ 3/18	ＴＲ8812971	2017/ 7/28	2026/ 3/19	ＴＴ5990238	2024/ 5/ 7	2026/ 3/19	ＴＭ2018200	2026/ 1/23	2026/ 3/23
ＴＴ6231764	2024/ 5/21	2026/ 3/18	ＴＲ8944465	2017/ 8/21	2026/ 3/19	ＴＴ6248744	2024/ 7/ 8	2026/ 3/19	ＴＭ2056679	2026/ 1/29	2026/ 3/23
ＴＴ6272799	2024/ 6/ 5	2026/ 3/18	ＴＲ9027975	2017/ 8/28	2026/ 3/19	ＴＴ6703319	2024/ 8/ 6	2026/ 3/19	ＴＭ2133613	2026/ 2/12	2026/ 3/23
ＴＴ6665338	2024/ 7/29	2026/ 3/18	ＴＲ9153907	2017/ 9/14	2026/ 3/19	ＴＴ7056734	2024/ 9/25	2026/ 3/19	ＴＭ2154812	2026/ 2/17	2026/ 3/23
ＴＴ7003315	2024/ 8/28	2026/ 3/18	ＴＲ9251310	2017/ 9/28	2026/ 3/19	ＴＴ7350982	2024/11/ 7	2026/ 3/19	ＴＭ2165478	2026/ 2/19	2026/ 3/23
ＴＴ7085576	2024/10/ 8	2026/ 3/18	ＴＲ9460707	2017/11/13	2026/ 3/19	ＴＴ7450510	2024/12/ 2	2026/ 3/19	ＴＲ3506782	2016/ 6/28	2026/ 3/23
ＴＴ7628531	2024/12/26	2026/ 3/18	ＴＲ9988221	2018/ 1/30	2026/ 3/19	ＴＴ8069018	2025/ 3/19	2026/ 3/19	ＴＲ5946906	2016/ 4/14	2026/ 3/23
ＴＴ8028499	2025/ 3/27	2026/ 3/18	ＴＳ0428451	2018/ 4/ 4	2026/ 3/19	ＴＺ1144286	2016/ 7/22	2026/ 3/19	ＴＲ6086016	2016/ 4/22	2026/ 3/23
ＴＴ8202335	2025/ 3/26	2026/ 3/18	ＴＳ0460683	2018/ 5/ 8	2026/ 3/19	ＴＺ1240561	2017/12/26	2026/ 3/19	ＴＲ6090086	2016/ 4/14	2026/ 3/23

ＴＲ6393661	2016/ 8/ 1	2026/ 3/23	ＴＴ2113526	2022/ 5/12	2026/ 3/23	ＭＪ3149706	2024/ 3/11	2026/ 3/24	ＴＳ2716848	2019/ 2/13	2026/ 3/24	
ＴＲ6401915	2016/ 8/ 5	2026/ 3/23	ＴＴ2483931	2022/ 8/19	2026/ 3/23	ＭＪ3154161	2024/ 3/27	2026/ 3/24	ＴＳ2899867	2019/ 3/ 6	2026/ 3/24	
ＴＲ6630265	2016/ 9/ 9	2026/ 3/23	ＴＴ2517849	2022/ 8/26	2026/ 3/23	ＭＪ3326112	2024/ 4/ 9	2026/ 3/24	ＴＳ3162256	2019/ 4/ 8	2026/ 3/24	
ＴＲ6735551	2016/ 9/28	2026/ 3/23	ＴＴ2525292	2022/ 9/26	2026/ 3/23	ＭＪ3672165	2024/ 6/28	2026/ 3/24	ＴＳ3513868	2019/ 6/ 3	2026/ 3/24	
ＴＲ6747323	2016/ 9/21	2026/ 3/23	ＴＴ2574138	2022/10/12	2026/ 3/23	ＭＪ3789538	2024/ 7/31	2026/ 3/24	ＴＳ3745270	2019/ 6/24	2026/ 3/24	
ＴＲ7152843	2016/12/ 6	2026/ 3/23	ＴＴ2582862	2022/10/ 6	2026/ 3/23	ＭＪ4099496	2024/11/ 5	2026/ 3/24	ＴＳ3782085	2019/ 6/21	2026/ 3/24	
ＴＲ7311275	2016/12/21	2026/ 3/23	ＴＴ2702798	2022/11/ 4	2026/ 3/23	ＭＪ4128825	2024/10/29	2026/ 3/24	ＴＳ4053804	2019/ 8/ 6	2026/ 3/24	
ＴＲ7405285	2017/ 1/26	2026/ 3/23	ＴＴ3021272	2023/ 1/31	2026/ 3/23	ＭＪ4481613	2025/ 3/21	2026/ 3/24	ＴＳ4213013	2019/ 8/28	2026/ 3/24	
ＴＲ7748051	2017/ 2/28	2026/ 3/23	ＴＴ3520489	2023/ 5/ 2	2026/ 3/23	ＭＶ0703378	2025/11/11	2026/ 3/24	ＴＳ4558634	2019/10/23	2026/ 3/24	
ＴＲ7966204	2017/ 3/24	2026/ 3/23	ＴＴ4054170	2023/ 7/21	2026/ 3/23	ＭＶ0770577	2025/ 9/ 1	2026/ 3/24	ＴＳ5041451	2020/ 1/ 6	2026/ 3/24	
ＴＲ8126566	2017/ 4/17	2026/ 3/23	ＴＴ4238549	2023/ 8/15	2026/ 3/23	ＭＶ0795767	2025/ 9/ 9	2026/ 3/24	ＴＳ5233121	2020/ 1/20	2026/ 3/24	
ＴＲ8347434	2017/ 5/24	2026/ 3/23	ＴＴ4421474	2023/ 8/28	2026/ 3/23	ＭＶ0889228	2025/10/10	2026/ 3/24	ＴＳ5320813	2020/ 1/28	2026/ 3/24	
ＴＲ8875004	2017/ 8/14	2026/ 3/23	ＴＴ4460032	2023/ 9/ 6	2026/ 3/23	ＭＶ0971568	2025/11/13	2026/ 3/24	ＴＳ5336686	2020/ 2/ 4	2026/ 3/24	
ＴＲ9119208	2017/ 9/12	2026/ 3/23	ＴＴ4801546	2023/10/27	2026/ 3/23	ＭＶ1024473	2025/11/17	2026/ 3/24	ＴＳ5401988	2020/ 2/ 6	2026/ 3/24	
ＴＲ9380466	2017/10/18	2026/ 3/23	ＴＴ4901738	2023/11/16	2026/ 3/23	ＴＭ0513106	2025/ 6/ 5	2026/ 3/24	ＴＴ1304752	2020/ 6/ 4	2026/ 3/24	
ＴＲ9447178	2017/11/ 6	2026/ 3/23	ＴＴ5379278	2024/ 1/24	2026/ 3/23	ＴＭ0733128	2025/ 7/ 8	2026/ 3/24	ＴＴ1687219	2021/ 2/ 5	2026/ 3/24	
ＴＳ0611751	2018/ 4/20	2026/ 3/23	ＴＴ5588110	2024/ 3/ 6	2026/ 3/23	ＴＭ0969241	2025/ 8/ 4	2026/ 3/24	ＴＴ1742561	2021/ 5/21	2026/ 3/24	
ＴＳ0776479	2018/ 5/14	2026/ 3/23	ＴＴ5652988	2024/ 3/ 6	2026/ 3/23	ＴＭ1195134	2025/ 9/10	2026/ 3/24	ＴＴ2722984	2022/12/12	2026/ 3/24	
ＴＳ0877067	2018/ 5/30	2026/ 3/23	ＴＴ5857083	2024/ 3/29	2026/ 3/23	ＴＭ1244562	2025/11/13	2026/ 3/24	ＴＴ2969478	2023/ 1/26	2026/ 3/24	
ＴＳ1054935	2018/ 6/25	2026/ 3/23	ＴＴ5865253	2024/ 5/ 1	2026/ 3/23	ＴＭ1360375	2025/10/ 7	2026/ 3/24	ＴＴ3104317	2023/ 2/16	2026/ 3/24	
ＴＳ1178590	2018/ 7/17	2026/ 3/23	ＴＴ6210549	2024/ 5/27	2026/ 3/23	ＴＭ1526375	2025/10/28	2026/ 3/24	ＴＴ3170590	2023/ 2/21	2026/ 3/24	
ＴＳ1431797	2018/ 8/15	2026/ 3/23	ＴＴ6419662	2024/ 6/26	2026/ 3/23	ＴＭ1849280	2026/ 1/15	2026/ 3/24	ＴＴ3204691	2023/ 3/11	2026/ 3/24	
ＴＳ1555395	2018/ 8/24	2026/ 3/23	ＴＴ7102898	2024/10/ 1	2026/ 3/23	ＴＭ1912355	2025/12/11	2026/ 3/24	ＴＴ3230180	2023/ 3/ 8	2026/ 3/24	
ＴＳ1603102	2018/ 9/10	2026/ 3/23	ＴＴ7162765	2024/10/ 3	2026/ 3/23	ＴＲ3273201	2016/ 6/ 2	2026/ 3/24	ＴＴ4233977	2023/ 8/ 4	2026/ 3/24	
ＴＳ1796236	2018/10/10	2026/ 3/23	ＴＴ7282420	2024/11/ 8	2026/ 3/23	ＴＲ3340637	2016/ 6/20	2026/ 3/24	ＴＴ4783488	2023/10/30	2026/ 3/24	
ＴＳ1817618	2018/10/ 3	2026/ 3/23	ＴＴ7739826	2025/ 1/20	2026/ 3/23	ＴＲ5831210	2016/ 4/ 8	2026/ 3/24	ＴＴ5164680	2024/ 1/ 5	2026/ 3/24	
ＴＳ2055225	2018/11/ 7	2026/ 3/23	ＴＴ7930790	2025/ 2/19	2026/ 3/23	ＴＲ6157490	2016/ 5/20	2026/ 3/24	ＴＴ5181417	2023/12/19	2026/ 3/24	
ＴＳ2946608	2019/ 2/28	2026/ 3/23	ＴＴ8011178	2025/ 3/ 4	2026/ 3/23	ＴＲ6310672	2016/ 7/14	2026/ 3/24	ＴＴ5237807	2024/ 1/12	2026/ 3/24	
ＴＳ3019351	2019/ 3/27	2026/ 3/23	ＴＺ1246142	2018/ 4/23	2026/ 3/23	ＴＲ6733364	2016/ 9/16	2026/ 3/24	ＴＴ5282279	2024/ 1/30	2026/ 3/24	
ＴＳ3159983	2019/ 4/ 5	2026/ 3/23	ＴＺ2219217	2023/12/12	2026/ 3/23	ＴＲ6806691	2016/10/17	2026/ 3/24	ＴＴ5536697	2024/ 2/22	2026/ 3/24	
ＴＳ3600626	2019/ 6/ 5	2026/ 3/23	ＭＪ1548856	2022/ 5/ 9	2026/ 3/24	ＴＲ6899748	2016/10/31	2026/ 3/24	ＴＴ5686274	2024/ 3/ 1	2026/ 3/24	
ＴＳ3697592	2019/ 6/14	2026/ 3/23	ＭＪ1565611	2022/ 6/21	2026/ 3/24	ＴＲ7191259	2016/12/13	2026/ 3/24	ＴＴ5715439	2024/ 3/15	2026/ 3/24	
ＴＳ4050787	2019/ 7/31	2026/ 3/23	ＭＪ1573362	2022/ 7/12	2026/ 3/24	ＴＲ7554422	2017/ 2/ 9	2026/ 3/24	ＴＴ5806210	2024/ 4/15	2026/ 3/24	
ＴＳ4088467	2019/ 8/ 8	2026/ 3/23	ＭＪ1630303	2022/ 8/17	2026/ 3/24	ＴＲ7641112	2017/ 2/14	2026/ 3/24	ＴＴ5835688	2024/ 3/27	2026/ 3/24	
ＴＳ4273240	2019/ 9/ 2	2026/ 3/23	ＭＪ1739002	2022/12/20	2026/ 3/24	ＴＲ8088005	2017/ 4/ 6	2026/ 3/24	ＴＴ5862507	2024/ 4/ 9	2026/ 3/24	
ＴＳ4332699	2019/ 9/17	2026/ 3/23	ＭＪ1752925	2023/ 1/ 8	2026/ 3/24	ＴＲ8564976	2017/ 6/27	2026/ 3/24	ＴＴ6045024	2024/ 4/20	2026/ 3/24	
ＴＳ4421889	2019/ 9/ 9	2026/ 3/23	ＭＪ1759666	2023/ 2/ 3	2026/ 3/24	ＴＲ8994468	2017/ 9/ 1	2026/ 3/24	ＴＴ6548213	2024/ 7/18	2026/ 3/24	
ＴＳ4635098	2019/10/18	2026/ 3/23	ＭＪ1907044	2023/ 2/15	2026/ 3/24	ＴＳ0052591	2018/ 1/30	2026/ 3/24	ＴＴ6660477	2024/ 8/ 2	2026/ 3/24	
ＴＳ4642086	2019/10/23	2026/ 3/23	ＭＪ2067532	2023/ 4/14	2026/ 3/24	ＴＳ0052598	2018/ 1/30	2026/ 3/24	ＴＴ6969732	2024/10/ 8	2026/ 3/24	
ＴＳ5256202	2020/ 1/21	2026/ 3/23	ＭＪ2193740	2023/ 6/22	2026/ 3/24	ＴＳ0431499	2018/ 4/ 5	2026/ 3/24	ＴＴ7335870	2024/11/26	2026/ 3/24	
ＴＴ1131670	2020/ 3/ 3	2026/ 3/23	ＭＪ2447553	2023/ 7/25	2026/ 3/24	ＴＳ0646687	2018/ 4/25	2026/ 3/24	ＴＴ7404229	2024/11/29	2026/ 3/24	
ＴＴ1212879	2020/ 3/18	2026/ 3/23	ＭＪ2555345	2023/ 8/16	2026/ 3/24	ＴＳ1203625	2018/ 7/17	2026/ 3/24	ＴＴ7581610	2025/ 1/ 9	2026/ 3/24	
ＴＴ1710694	2021/ 4/ 7	2026/ 3/23	ＭＪ2646452	2023/10/ 3	2026/ 3/24	ＴＳ1388990	2018/ 8/ 9	2026/ 3/24	ＴＴ8051226	2025/ 2/20	2026/ 3/24	
ＴＴ1851370	2021/11/ 2	2026/ 3/23	ＭＪ2812140	2023/12/28	2026/ 3/24	ＴＳ2479077	2019/ 1/17	2026/ 3/24	ＴＺ1168662	2016/11/11	2026/ 3/24	
ＴＴ1900555	2021/11/29	2026/ 3/23	ＭＪ2908809	2024/ 1/ 5	2026/ 3/24	ＴＳ2635790	2019/ 1/31	2026/ 3/24	ＴＺ1184542	2017/ 2/ 8	2026/ 3/24	
ＴＴ1968217	2022/ 2/24	2026/ 3/23	ＭＪ2910185	2024/ 1/11	2026/ 3/24	ＴＳ2671152	2019/ 2/ 8	2026/ 3/24	ＴＺ1210884	2017/ 6/20	2026/ 3/24	

ＴＺ1211229	2017/ 7/21	2026/ 3/24	ＴＲ7792811	2017/ 3/ 6	2026/ 3/25	ＴＴ2042386	2022/ 2/25	2026/ 3/25	ＭＪ2200276	2023/ 5/30	2026/ 3/26
ＴＺ1271322	2018/ 3/ 5	2026/ 3/24	ＴＲ8014010	2017/ 3/29	2026/ 3/25	ＴＴ2299685	2022/ 6/21	2026/ 3/25	ＭＪ2365371	2023/ 7/19	2026/ 3/26
ＴＺ1383767	2019/10/11	2026/ 3/24	ＴＲ8064056	2017/ 4/12	2026/ 3/25	ＴＴ2358764	2022/ 6/30	2026/ 3/25	ＭＪ2497695	2023/ 8/16	2026/ 3/26
ＴＺ2047628	2020/12/ 8	2026/ 3/24	ＴＲ8094435	2017/ 4/19	2026/ 3/25	ＴＴ2388019	2022/ 8/ 8	2026/ 3/25	ＭＪ2505143	2023/ 9/25	2026/ 3/26
ＴＺ2111738	2022/ 4/18	2026/ 3/24	ＴＲ8171345	2017/ 4/26	2026/ 3/25	ＴＴ2487832	2022/ 9/ 6	2026/ 3/25	ＭＪ2921608	2023/12/27	2026/ 3/26
ＨＡ0000471	2025/ 4/14	2026/ 3/25	ＴＲ8504590	2017/ 6/14	2026/ 3/25	ＴＴ2701254	2022/12/ 1	2026/ 3/25	ＭＪ2994234	2024/ 2/ 7	2026/ 3/26
ＭＪ1305878	2021/ 3/26	2026/ 3/25	ＴＲ8510603	2017/ 6/14	2026/ 3/25	ＴＴ2905238	2023/ 1/17	2026/ 3/25	ＭＪ3172121	2024/ 3/ 6	2026/ 3/26
ＭＪ1305879	2021/ 3/26	2026/ 3/25	ＴＲ8606722	2017/ 7/ 5	2026/ 3/25	ＴＴ3157935	2023/ 3/ 3	2026/ 3/25	ＭＪ3968559	2024/ 9/30	2026/ 3/26
ＭＪ1318321	2021/12/17	2026/ 3/25	ＴＲ8878055	2017/ 8/ 7	2026/ 3/25	ＴＴ3681337	2023/ 5/25	2026/ 3/25	ＭＪ3973749	2024/10/23	2026/ 3/26
ＭＪ1407185	2021/ 7/ 5	2026/ 3/25	ＴＲ8974402	2017/ 8/23	2026/ 3/25	ＴＴ3708677	2023/ 6/ 1	2026/ 3/25	ＭＪ4254263	2025/ 1/16	2026/ 3/26
ＭＪ1490690	2021/11/26	2026/ 3/25	ＴＲ9144593	2017/ 9/19	2026/ 3/25	ＴＴ3823623	2023/ 6/12	2026/ 3/25	ＭＪ4375124	2025/ 2/ 6	2026/ 3/26
ＭＪ1575437	2022/ 8/17	2026/ 3/25	ＴＲ9259228	2017/10/10	2026/ 3/25	ＴＴ4112733	2023/ 7/31	2026/ 3/25	ＭＶ0152015	2025/ 5/ 1	2026/ 3/26
ＭＪ1748819	2022/12/21	2026/ 3/25	ＴＲ9273192	2017/10/ 5	2026/ 3/25	ＴＴ4168736	2023/ 8/ 8	2026/ 3/25	ＭＶ0489311	2025/ 6/30	2026/ 3/26
ＭＪ1877169	2023/ 3/ 2	2026/ 3/25	ＴＲ9392184	2017/10/19	2026/ 3/25	ＴＴ4186432	2023/ 8/ 3	2026/ 3/25	ＭＶ0923683	2025/10/20	2026/ 3/26
ＭＪ1916348	2023/ 2/27	2026/ 3/25	ＴＲ9525263	2017/11/29	2026/ 3/25	ＴＴ4263521	2023/ 8/18	2026/ 3/25	ＭＶ0923684	2025/10/20	2026/ 3/26
ＭＪ2136086	2023/ 5/15	2026/ 3/25	ＴＲ9758005	2017/12/20	2026/ 3/25	ＴＴ4306333	2023/ 8/21	2026/ 3/25	ＭＶ1175901	2025/12/11	2026/ 3/26
ＭＪ2176585	2023/ 5/13	2026/ 3/25	ＴＳ0083101	2018/ 2/ 5	2026/ 3/25	ＴＴ4325643	2023/ 8/25	2026/ 3/25	ＭＶ1375701	2026/ 3/ 4	2026/ 3/26
ＭＪ2336303	2023/ 7/12	2026/ 3/25	ＴＳ0159336	2018/ 2/19	2026/ 3/25	ＴＴ4354336	2023/ 8/22	2026/ 3/25	ＭＺ2159558	2023/ 2/21	2026/ 3/26
ＭＪ2579409	2023/ 9/15	2026/ 3/25	ＴＳ0191446	2018/ 2/21	2026/ 3/25	ＴＴ4568308	2023/ 9/13	2026/ 3/25	ＴＭ0382624	2025/ 5/20	2026/ 3/26
ＭＪ3011885	2024/ 2/ 9	2026/ 3/25	ＴＳ0586917	2018/ 4/16	2026/ 3/25	ＴＴ4683677	2023/10/ 3	2026/ 3/25	ＴＭ0722478	2025/ 7/ 7	2026/ 3/26
ＭＪ3143002	2024/ 2/29	2026/ 3/25	ＴＳ0602461	2018/ 4/17	2026/ 3/25	ＴＴ4694549	2023/10/ 2	2026/ 3/25	ＴＭ0891533	2025/ 7/28	2026/ 3/26
ＭＪ3155477	2024/ 3/18	2026/ 3/25	ＴＳ0739657	2018/ 5/ 9	2026/ 3/25	ＴＴ4763700	2023/10/15	2026/ 3/25	ＴＭ1059398	2025/ 8/18	2026/ 3/26
ＭＪ3321283	2024/ 4/26	2026/ 3/25	ＴＳ0925233	2018/ 6/ 6	2026/ 3/25	ＴＴ5230554	2024/ 1/12	2026/ 3/25	ＴＭ1604886	2025/11/12	2026/ 3/26
ＭＪ3351768	2024/ 4/22	2026/ 3/25	ＴＳ1070761	2018/ 7/ 2	2026/ 3/25	ＴＴ5378531	2024/ 1/30	2026/ 3/25	ＴＭ1699940	2025/11/27	2026/ 3/26
ＭＪ3394392	2024/ 5/20	2026/ 3/25	ＴＳ1373633	2018/ 8/ 7	2026/ 3/25	ＴＴ5706072	2024/ 3/26	2026/ 3/25	ＴＭ1705132	2026/ 1/29	2026/ 3/26
ＭＪ3410250	2024/ 5/23	2026/ 3/25	ＴＳ1903083	2018/10/19	2026/ 3/25	ＴＴ5901383	2024/ 3/22	2026/ 3/25	ＴＭ1833960	2026/ 1/13	2026/ 3/26
ＭＪ4323160	2025/ 1/24	2026/ 3/25	ＴＳ2343553	2018/12/20	2026/ 3/25	ＴＴ6296610	2024/ 6/14	2026/ 3/25	ＴＭ1843891	2026/ 1/14	2026/ 3/26
ＭＶ0414184	2025/ 6/12	2026/ 3/25	ＴＳ2437133	2018/12/28	2026/ 3/25	ＴＴ6777278	2024/ 8/ 6	2026/ 3/25	ＴＲ3443044	2016/ 6/27	2026/ 3/26
ＭＶ0789449	2025/ 9/ 4	2026/ 3/25	ＴＳ2741262	2019/ 2/13	2026/ 3/25	ＴＴ6792548	2024/ 8/23	2026/ 3/25	ＴＲ5764963	2016/ 3/28	2026/ 3/26
ＭＶ1134257	2025/12/24	2026/ 3/25	ＴＳ2854769	2019/ 2/27	2026/ 3/25	ＴＴ6927440	2024/ 9/17	2026/ 3/25	ＴＲ5823104	2016/ 3/31	2026/ 3/26
ＴＭ0010556	2025/ 4/ 4	2026/ 3/25	ＴＳ2941493	2019/ 3/11	2026/ 3/25	ＴＴ7479058	2024/12/19	2026/ 3/25	ＴＲ5854814	2016/ 4/ 1	2026/ 3/26
ＴＭ0754397	2025/ 7/10	2026/ 3/25	ＴＳ3104659	2019/ 4/ 2	2026/ 3/25	ＴＴ7909795	2025/ 2/18	2026/ 3/25	ＴＲ5961737	2016/ 4/19	2026/ 3/26
ＴＭ0772331	2025/ 7/15	2026/ 3/25	ＴＳ3359414	2019/ 5/15	2026/ 3/25	ＴＴ8091307	2025/ 3/ 3	2026/ 3/25	ＴＲ6585972	2016/ 8/18	2026/ 3/26
ＴＭ1008156	2025/ 8/ 8	2026/ 3/25	ＴＳ3679952	2019/ 6/21	2026/ 3/25	ＴＺ1196842	2017/ 5/22	2026/ 3/25	ＴＲ6650221	2016/ 9/ 6	2026/ 3/26
ＴＭ1432019	2025/10/20	2026/ 3/25	ＴＳ3750366	2019/ 6/21	2026/ 3/25	ＴＺ2096501	2021/11/ 8	2026/ 3/25	ＴＲ6904571	2016/10/31	2026/ 3/26
ＴＲ5909253	2016/ 4/12	2026/ 3/25	ＴＳ3952147	2019/ 7/23	2026/ 3/25	ＴＺ2232039	2024/ 3/18	2026/ 3/25	ＴＲ6914502	2016/10/31	2026/ 3/26
ＴＲ6033012	2016/ 4/26	2026/ 3/25	ＴＳ4393113	2019/ 9/13	2026/ 3/25	ＭＪ1385523	2022/ 9/ 8	2026/ 3/26	ＴＲ7076170	2016/11/16	2026/ 3/26
ＴＲ6662302	2016/ 8/29	2026/ 3/25	ＴＳ4444267	2019/ 9/20	2026/ 3/25	ＭＪ1385524	2022/ 9/ 8	2026/ 3/26	ＴＲ7218711	2016/12/14	2026/ 3/26
ＴＲ6949639	2016/10/21	2026/ 3/25	ＴＳ4709560	2019/10/31	2026/ 3/25	ＭＪ1538798	2022/ 5/12	2026/ 3/26	ＴＲ7644365	2017/ 2/28	2026/ 3/26
ＴＲ7018259	2016/11/10	2026/ 3/25	ＴＳ5010547	2019/12/16	2026/ 3/25	ＭＪ1631840	2022/ 8/20	2026/ 3/26	ＴＲ7772122	2017/ 2/24	2026/ 3/26
ＴＲ7044712	2016/11/16	2026/ 3/25	ＴＳ5062903	2019/12/27	2026/ 3/25	ＭＪ1759464	2023/ 1/25	2026/ 3/26	ＴＲ8052926	2017/ 4/14	2026/ 3/26
ＴＲ7059622	2016/11/15	2026/ 3/25	ＴＳ5160944	2020/ 1/16	2026/ 3/25	ＭＪ1898111	2023/ 2/20	2026/ 3/26	ＴＲ9097355	2017/ 9/ 4	2026/ 3/26
ＴＲ7114041	2016/12/ 8	2026/ 3/25	ＴＴ1151377	2020/ 3/ 3	2026/ 3/25	ＭＪ2018648	2023/ 4/ 7	2026/ 3/26	ＴＲ9175308	2017/ 9/25	2026/ 3/26
ＴＲ7173065	2016/11/29	2026/ 3/25	ＴＴ1276631	2020/ 4/ 3	2026/ 3/25	ＭＪ2079645	2023/ 4/24	2026/ 3/26	ＴＲ9535893	2017/11/15	2026/ 3/26
ＴＲ7460378	2017/ 1/24	2026/ 3/25	ＴＴ1605147	2020/12/18	2026/ 3/25	ＭＪ2172350	2023/ 5/24	2026/ 3/26	ＴＲ9549941	2017/11/27	2026/ 3/26
ＴＲ7564661	2017/ 2/ 3	2026/ 3/25	ＴＴ1702418	2021/ 2/ 5	2026/ 3/25	ＭＪ2191358	2023/ 6/ 1	2026/ 3/26	ＴＲ9649959	2017/12/11	2026/ 3/26

ＴＳ0109625	2018/ 2/13	2026/ 3/26	ＴＴ6961400	2024/ 9/ 2	2026/ 3/26	ＴＲ7080222	2016/11/24	2026/ 3/27	ＴＴ3482384	2023/ 4/21	2026/ 3/27
ＴＳ0357190	2018/ 3/22	2026/ 3/26	ＴＴ6978146	2024/ 8/28	2026/ 3/26	ＴＲ7236172	2016/12/ 9	2026/ 3/27	ＴＴ3988082	2023/ 6/29	2026/ 3/27
ＴＳ0851644	2018/ 5/22	2026/ 3/26	ＴＴ7075465	2024/10/ 4	2026/ 3/26	ＴＲ7560937	2017/ 2/ 8	2026/ 3/27	ＴＴ4064099	2023/ 7/11	2026/ 3/27
ＴＳ1033776	2018/ 6/18	2026/ 3/26	ＴＴ7094665	2024/10/ 4	2026/ 3/26	ＴＲ7606440	2017/ 2/ 1	2026/ 3/27	ＴＴ4102081	2023/ 7/13	2026/ 3/27
ＴＳ1363957	2018/ 8/ 3	2026/ 3/26	ＴＴ7229931	2024/10/21	2026/ 3/26	ＴＲ7774907	2017/ 2/24	2026/ 3/27	ＴＴ4106003	2023/ 8/14	2026/ 3/27
ＴＳ1662009	2018/ 8/22	2026/ 3/26	ＴＴ7487314	2024/12/17	2026/ 3/26	ＴＲ8502745	2017/ 6/15	2026/ 3/27	ＴＴ4110972	2023/ 7/26	2026/ 3/27
ＴＳ2039503	2018/11/12	2026/ 3/26	ＴＴ7690293	2025/ 1/16	2026/ 3/26	ＴＲ8777162	2017/ 7/28	2026/ 3/27	ＴＴ4926876	2023/11/22	2026/ 3/27
ＴＳ2389430	2018/12/26	2026/ 3/26	ＴＴ7765848	2025/ 1/20	2026/ 3/26	ＴＲ9538008	2017/11/16	2026/ 3/27	ＴＴ5323153	2024/ 1/18	2026/ 3/27
ＴＳ2452262	2019/ 1/25	2026/ 3/26	ＴＴ7998857	2025/ 2/28	2026/ 3/26	ＴＲ9606000	2017/12/12	2026/ 3/27	ＴＴ5571749	2024/ 2/21	2026/ 3/27
ＴＳ2467261	2019/ 1/18	2026/ 3/26	ＴＺ1339900	2019/11/ 6	2026/ 3/26	ＴＲ9719305	2017/12/20	2026/ 3/27	ＴＴ5815788	2024/ 3/18	2026/ 3/27
ＴＳ2505335	2019/ 1/16	2026/ 3/26	ＴＺ2158026	2024/ 9/11	2026/ 3/26	ＴＲ9735205	2017/12/22	2026/ 3/27	ＴＴ6837340	2024/ 8/22	2026/ 3/27
ＴＳ2868212	2019/ 3/14	2026/ 3/26	ＴＺ2203701	2023/10/ 5	2026/ 3/26	ＴＳ0014911	2018/ 1/30	2026/ 3/27	ＴＴ6928343	2024/ 9/24	2026/ 3/27
ＴＳ2937573	2019/ 3/ 8	2026/ 3/26	ＭＪ1364847	2022/ 6/22	2026/ 3/27	ＴＳ0027076	2018/ 1/23	2026/ 3/27	ＴＴ7670404	2025/ 2/ 3	2026/ 3/27
ＴＳ3961550	2019/ 7/12	2026/ 3/26	ＭＪ1545315	2022/ 5/23	2026/ 3/27	ＴＳ0089436	2018/ 2/14	2026/ 3/27	ＴＴ7998393	2025/ 2/27	2026/ 3/27
ＴＳ4010582	2019/ 7/22	2026/ 3/26	ＭＪ1648596	2022/ 8/31	2026/ 3/27	ＴＳ0175497	2018/ 3/ 5	2026/ 3/27	ＴＺ1139649	2016/ 7/25	2026/ 3/27
ＴＳ4280674	2019/ 8/23	2026/ 3/26	ＭＪ1650579	2022/10/13	2026/ 3/27	ＴＳ0211522	2018/ 2/28	2026/ 3/27	ＴＺ1294831	2018/ 7/11	2026/ 3/27
ＴＳ4417073	2019/ 9/11	2026/ 3/26	ＭＪ2001671	2023/ 4/ 6	2026/ 3/27	ＴＳ0308864	2018/ 3/ 9	2026/ 3/27	ＴＺ1338239	2019/ 3/11	2026/ 3/27
ＴＳ5084140	2019/12/20	2026/ 3/26	ＭＪ2006020	2023/ 4/ 7	2026/ 3/27	ＴＳ0426422	2018/ 3/29	2026/ 3/27	ＴＺ2171813	2023/ 4/ 6	2026/ 3/27
ＴＳ5165273	2020/ 1/15	2026/ 3/26	ＭＪ2354842	2023/ 7/11	2026/ 3/27	ＴＳ0812304	2018/ 6/ 1	2026/ 3/27	ＭＪ1451587	2021/ 9/13	2026/ 3/30
ＴＳ5244438	2020/ 1/22	2026/ 3/26	ＭＪ2354979	2023/ 7/11	2026/ 3/27	ＴＳ0857095	2018/ 5/ 8	2026/ 3/27	ＭＪ1798757	2022/12/26	2026/ 3/30
ＴＴ1146308	2020/ 2/20	2026/ 3/26	ＭＪ2720342	2023/12/14	2026/ 3/27	ＴＳ1048896	2018/ 6/28	2026/ 3/27	ＭＪ1888954	2023/ 2/10	2026/ 3/30
ＴＴ1174778	2020/ 3/ 4	2026/ 3/26	ＭＪ2806195	2023/11/13	2026/ 3/27	ＴＳ1485113	2018/ 8/28	2026/ 3/27	ＭＪ2275211	2023/ 6/26	2026/ 3/30
ＴＴ1645484	2021/ 2/ 8	2026/ 3/26	ＭＪ2986718	2024/ 1/30	2026/ 3/27	ＴＳ1733171	2018/ 9/20	2026/ 3/27	ＭＪ2521128	2023/ 8/16	2026/ 3/30
ＴＴ2122962	2022/ 4/18	2026/ 3/26	ＭＪ3274569	2024/ 4/ 3	2026/ 3/27	ＴＳ2195621	2018/12/ 3	2026/ 3/27	ＭＪ2655523	2023/10/16	2026/ 3/30
ＴＴ2164866	2022/ 5/ 9	2026/ 3/26	ＭＪ3833636	2024/ 8/16	2026/ 3/27	ＴＳ2744893	2019/ 2/ 8	2026/ 3/27	ＭＪ2870298	2024/ 1/10	2026/ 3/30
ＴＴ2168302	2022/ 4/22	2026/ 3/26	ＭＪ3844027	2024/ 8/23	2026/ 3/27	ＴＳ2744894	2019/ 2/ 8	2026/ 3/27	ＭＪ2998246	2024/ 1/19	2026/ 3/30
ＴＴ2351344	2022/ 9/ 8	2026/ 3/26	ＭＪ4080095	2024/11/26	2026/ 3/27	ＴＳ2833700	2019/ 3/ 5	2026/ 3/27	ＭＪ3087272	2024/ 2/28	2026/ 3/30
ＴＴ2375088	2022/ 7/19	2026/ 3/26	ＭＪ4109496	2024/12/ 3	2026/ 3/27	ＴＳ3145100	2019/ 3/18	2026/ 3/27	ＭＪ3286503	2024/ 4/ 2	2026/ 3/30
ＴＴ2562193	2022/10/18	2026/ 3/26	ＭＪ4113249	2024/11/ 1	2026/ 3/27	ＴＳ3318247	2019/ 4/26	2026/ 3/27	ＭＪ3286504	2024/ 4/ 2	2026/ 3/30
ＴＴ2907655	2023/ 1/26	2026/ 3/26	ＭＪ4403528	2025/ 2/ 7	2026/ 3/27	ＴＳ3724139	2019/ 6/17	2026/ 3/27	ＭＪ3372697	2024/ 4/24	2026/ 3/30
ＴＴ3101033	2023/ 2/22	2026/ 3/26	ＭＪ4427763	2025/ 2/19	2026/ 3/27	ＴＳ4619411	2019/10/17	2026/ 3/27	ＭＪ3551794	2024/ 6/14	2026/ 3/30
ＴＴ3369494	2023/ 4/ 7	2026/ 3/26	ＭＶ0003102	2025/ 3/31	2026/ 3/27	ＴＳ5049804	2019/12/26	2026/ 3/27	ＭＶ0028314	2025/ 3/31	2026/ 3/30
ＴＴ3689372	2023/ 5/29	2026/ 3/26	ＭＶ0604769	2025/ 7/25	2026/ 3/27	ＴＴ1369166	2020/ 6/12	2026/ 3/27	ＭＶ0167787	2025/ 5/ 8	2026/ 3/30
ＴＴ3746246	2023/ 6/ 7	2026/ 3/26	ＭＶ0852971	2025/ 9/25	2026/ 3/27	ＴＴ1836156	2021/10/ 1	2026/ 3/27	ＭＶ0774878	2025/ 8/29	2026/ 3/30
ＴＴ4080155	2023/ 7/11	2026/ 3/26	ＭＶ0885572	2025/10/15	2026/ 3/27	ＴＴ1843581	2021/10/27	2026/ 3/27	ＭＶ0774879	2025/ 8/29	2026/ 3/30
ＴＴ4257821	2023/ 8/16	2026/ 3/26	ＭＶ1444581	2026/ 3/13	2026/ 3/27	ＴＴ2136401	2022/ 6/13	2026/ 3/27	ＭＶ1052449	2025/11/28	2026/ 3/30
ＴＴ4530761	2023/ 9/ 4	2026/ 3/26	ＴＭ0943115	2025/ 7/30	2026/ 3/27	ＴＴ2333092	2022/ 7/15	2026/ 3/27	ＭＶ1125417	2025/12/24	2026/ 3/30
ＴＴ4766530	2023/10/13	2026/ 3/26	ＴＭ1068555	2025/ 8/19	2026/ 3/27	ＴＴ2399075	2022/ 8/17	2026/ 3/27	ＭＺ2258267	2025/ 3/13	2026/ 3/30
ＴＴ4812474	2023/11/ 1	2026/ 3/26	ＴＭ1409687	2025/10/15	2026/ 3/27	ＴＴ2520552	2022/ 9/17	2026/ 3/27	ＴＭ0278601	2025/ 5/ 7	2026/ 3/30
ＴＴ4912429	2023/11/ 9	2026/ 3/26	ＴＭ1473274	2025/12/ 8	2026/ 3/27	ＴＴ2786260	2022/12/28	2026/ 3/27	ＴＭ0760090	2025/ 7/14	2026/ 3/30
ＴＴ5164856	2024/ 1/ 5	2026/ 3/26	ＴＭ2250327	2026/ 3/ 2	2026/ 3/27	ＴＴ2801311	2022/12/13	2026/ 3/27	ＴＭ0970958	2025/ 8/ 4	2026/ 3/30
ＴＴ5261312	2024/ 1/12	2026/ 3/26	ＴＲ3267771	2016/ 6/ 1	2026/ 3/27	ＴＴ2894141	2023/ 2/ 3	2026/ 3/27	ＴＭ1066234	2025/ 8/20	2026/ 3/30
ＴＴ6396357	2024/ 6/26	2026/ 3/26	ＴＲ3497453	2016/ 7/ 5	2026/ 3/27	ＴＴ2975871	2023/ 1/27	2026/ 3/27	ＴＭ1126614	2025/ 8/29	2026/ 3/30
ＴＴ6397306	2024/ 6/27	2026/ 3/26	ＴＲ6278461	2016/ 7/ 8	2026/ 3/27	ＴＴ3101626	2023/ 2/27	2026/ 3/27	ＴＭ1446887	2025/10/22	2026/ 3/30
ＴＴ6556119	2024/ 7/29	2026/ 3/26	ＴＲ6658248	2016/ 9/ 1	2026/ 3/27	ＴＴ3344668	2023/ 4/20	2026/ 3/27	ＴＭ1845595	2026/ 1/16	2026/ 3/30
ＴＴ6936423	2024/ 9/13	2026/ 3/26	ＴＲ7057599	2016/11/ 9	2026/ 3/27	ＴＴ3465652	2023/ 4/26	2026/ 3/27	ＴＭ2195465	2026/ 2/26	2026/ 3/30

ＴＲ3311940	2016/ 6/ 2	2026/ 3/30	ＴＴ2017787	2022/ 3/16	2026/ 3/30	ＭＪ2909583	2024/ 1/15	2026/ 3/31	ＴＳ1485331	2018/ 8/29	2026/ 3/31
ＴＲ3319592	2016/ 6/29	2026/ 3/30	ＴＴ2177177	2022/ 5/24	2026/ 3/30	ＭＪ2994902	2024/ 2/16	2026/ 3/31	ＴＳ1561578	2018/ 9/10	2026/ 3/31
ＴＲ3371525	2016/ 6/15	2026/ 3/30	ＴＴ2336829	2022/ 6/30	2026/ 3/30	ＭＪ3291041	2024/ 4/ 2	2026/ 3/31	ＴＳ1732558	2018/ 9/19	2026/ 3/31
ＴＲ3480264	2016/ 6/28	2026/ 3/30	ＴＴ2370629	2022/ 8/17	2026/ 3/30	ＭＪ3475541	2024/ 5/30	2026/ 3/31	ＴＳ1791383	2018/10/10	2026/ 3/31
ＴＲ5882629	2016/ 3/30	2026/ 3/30	ＴＴ2455624	2022/10/19	2026/ 3/30	ＭＪ3873530	2024/ 8/29	2026/ 3/31	ＴＳ2598173	2019/ 1/21	2026/ 3/31
ＴＲ6040692	2016/ 4/22	2026/ 3/30	ＴＴ2563960	2022/10/ 5	2026/ 3/30	ＭＪ3919613	2024/ 9/19	2026/ 3/31	ＴＳ2611863	2019/ 1/31	2026/ 3/31
ＴＲ6279798	2016/ 7/12	2026/ 3/30	ＴＴ2587446	2022/10/ 6	2026/ 3/30	ＭＪ3967853	2024/10/ 1	2026/ 3/31	ＴＳ3119785	2019/ 3/30	2026/ 3/31
ＴＲ6413428	2016/ 8/10	2026/ 3/30	ＴＴ2800958	2022/12/12	2026/ 3/30	ＭＶ0471932	2025/ 6/26	2026/ 3/31	ＴＳ3413157	2019/ 5/20	2026/ 3/31
ＴＲ6496840	2016/ 8/12	2026/ 3/30	ＴＴ2807229	2022/12/22	2026/ 3/30	ＭＶ0569042	2025/ 7/15	2026/ 3/31	ＴＳ3467679	2019/ 5/15	2026/ 3/31
ＴＲ6710384	2016/ 9/15	2026/ 3/30	ＴＴ3063079	2023/ 2/ 7	2026/ 3/30	ＭＶ0943355	2025/10/29	2026/ 3/31	ＴＳ3604807	2019/ 7/ 1	2026/ 3/31
ＴＲ6750159	2016/10/ 3	2026/ 3/30	ＴＴ3125515	2023/ 3/ 1	2026/ 3/30	ＭＶ1249361	2026/ 1/30	2026/ 3/31	ＴＳ3867072	2019/ 7/ 4	2026/ 3/31
ＴＲ6773329	2016/ 9/26	2026/ 3/30	ＴＴ3221579	2023/ 3/27	2026/ 3/30	ＭＶ1280967	2026/ 2/27	2026/ 3/31	ＴＳ4160200	2019/ 8/13	2026/ 3/31
ＴＲ7143443	2016/11/29	2026/ 3/30	ＴＴ3234202	2023/ 3/14	2026/ 3/30	ＭＶ1352201	2026/ 2/25	2026/ 3/31	ＴＳ4463131	2019/ 9/24	2026/ 3/31
ＴＲ8023620	2017/ 4/ 4	2026/ 3/30	ＴＴ3578638	2023/ 5/ 2	2026/ 3/30	ＴＭ0070004	2025/ 4/ 2	2026/ 3/31	ＴＳ4616217	2019/10/16	2026/ 3/31
ＴＲ8035963	2017/ 4/20	2026/ 3/30	ＴＴ3647117	2023/ 5/23	2026/ 3/30	ＴＭ0611296	2025/ 6/18	2026/ 3/31	ＴＳ4998865	2019/12/13	2026/ 3/31
ＴＲ8038684	2017/ 4/10	2026/ 3/30	ＴＴ3650855	2023/ 5/10	2026/ 3/30	ＴＭ1556925	2025/11/ 5	2026/ 3/31	ＴＳ5265854	2020/ 1/22	2026/ 3/31
ＴＲ8506935	2017/ 6/20	2026/ 3/30	ＴＴ3786088	2023/ 6/ 9	2026/ 3/30	ＴＭ1571987	2025/11/ 7	2026/ 3/31	ＴＴ1097478	2020/ 2/28	2026/ 3/31
ＴＲ8698358	2018/ 1/24	2026/ 3/30	ＴＴ4036394	2023/ 6/30	2026/ 3/30	ＴＭ1920491	2025/12/15	2026/ 3/31	ＴＴ1244681	2020/ 4/ 6	2026/ 3/31
ＴＲ8945670	2017/ 8/18	2026/ 3/30	ＴＴ4120503	2023/ 7/28	2026/ 3/30	ＴＭ2136449	2026/ 2/16	2026/ 3/31	ＴＴ2343215	2022/ 8/19	2026/ 3/31
ＴＲ9139514	2017/ 9/ 7	2026/ 3/30	ＴＴ4327460	2023/ 8/28	2026/ 3/30	ＴＲ3442631	2016/ 6/22	2026/ 3/31	ＴＴ2545791	2022/ 9/27	2026/ 3/31
ＴＲ9626718	2017/12/ 6	2026/ 3/30	ＴＴ4332858	2023/ 9/ 7	2026/ 3/30	ＴＲ3535032	2016/ 7/ 1	2026/ 3/31	ＴＴ2756292	2022/12/26	2026/ 3/31
ＴＲ9781653	2018/ 1/ 5	2026/ 3/30	ＴＴ4419565	2023/ 9/ 7	2026/ 3/30	ＴＲ6056081	2016/ 4/27	2026/ 3/31	ＴＴ3319892	2023/ 3/24	2026/ 3/31
ＴＲ9797546	2017/12/25	2026/ 3/30	ＴＴ4878638	2023/11/ 8	2026/ 3/30	ＴＲ6110130	2016/ 4/28	2026/ 3/31	ＴＴ3327973	2023/ 3/20	2026/ 3/31
ＴＲ9813887	2018/ 1/12	2026/ 3/30	ＴＴ5708818	2024/ 3/14	2026/ 3/30	ＴＲ6272418	2016/ 7/14	2026/ 3/31	ＴＴ3475517	2023/ 4/21	2026/ 3/31
ＴＳ0148850	2018/ 2/ 9	2026/ 3/30	ＴＴ5823655	2024/ 4/11	2026/ 3/30	ＴＲ6394566	2016/ 8/ 3	2026/ 3/31	ＴＴ4098528	2023/ 7/14	2026/ 3/31
ＴＳ0218349	2018/ 3/ 2	2026/ 3/30	ＴＴ6788299	2024/ 8/14	2026/ 3/30	ＴＲ6463475	2016/ 8/17	2026/ 3/31	ＴＴ5133914	2023/12/26	2026/ 3/31
ＴＳ0286334	2018/ 3/ 7	2026/ 3/30	ＴＴ6924913	2024/ 9/ 4	2026/ 3/30	ＴＲ6486011	2016/ 8/ 3	2026/ 3/31	ＴＴ5138174	2024/ 1/15	2026/ 3/31
ＴＳ0607284	2018/ 5/ 2	2026/ 3/30	ＴＴ7121704	2024/10/15	2026/ 3/30	ＴＲ6627848	2016/ 9/ 2	2026/ 3/31	ＴＴ5271878	2024/ 2/ 6	2026/ 3/31
ＴＳ1227653	2018/ 7/23	2026/ 3/30	ＴＴ7143023	2024/10/ 3	2026/ 3/30	ＴＲ6852576	2016/10/11	2026/ 3/31	ＴＴ5687348	2024/ 3/ 5	2026/ 3/31
ＴＳ1590945	2018/ 9/11	2026/ 3/30	ＴＴ7265851	2024/11/ 6	2026/ 3/30	ＴＲ7001490	2016/11/11	2026/ 3/31	ＴＴ5889580	2024/ 4/ 5	2026/ 3/31
ＴＳ1991761	2018/11/ 1	2026/ 3/30	ＴＴ7268522	2024/11/ 6	2026/ 3/30	ＴＲ7203628	2016/12/15	2026/ 3/31	ＴＴ5928022	2024/ 4/17	2026/ 3/31
ＴＳ2128636	2018/11/30	2026/ 3/30	ＴＴ7808442	2025/ 1/29	2026/ 3/30	ＴＲ7467457	2017/ 1/18	2026/ 3/31	ＴＴ6071995	2024/ 5/14	2026/ 3/31
ＴＳ2393099	2019/ 1/ 8	2026/ 3/30	ＴＴ8021990	2025/ 3/ 7	2026/ 3/30	ＴＲ7581401	2017/ 2/ 9	2026/ 3/31	ＴＴ6441907	2024/ 7/ 8	2026/ 3/31
ＴＳ2762086	2019/ 3/ 1	2026/ 3/30	ＴＴ8094705	2025/ 3/24	2026/ 3/30	ＴＲ7650777	2017/ 2/14	2026/ 3/31	ＴＴ6609691	2024/ 8/ 5	2026/ 3/31
ＴＳ3150631	2019/ 4/ 3	2026/ 3/30	ＴＺ1235616	2017/10/27	2026/ 3/30	ＴＲ7660950	2017/ 2/21	2026/ 3/31	ＴＴ6609883	2024/ 8/ 7	2026/ 3/31
ＴＳ3371145	2019/ 5/15	2026/ 3/30	ＴＺ1246605	2017/11/14	2026/ 3/30	ＴＲ7787493	2017/ 5/31	2026/ 3/31	ＴＴ6670181	2024/ 8/ 9	2026/ 3/31
ＴＳ3454894	2019/ 5/14	2026/ 3/30	ＭＪ1568746	2022/ 6/28	2026/ 3/31	ＴＲ8029301	2017/ 4/13	2026/ 3/31	ＴＴ7470185	2024/12/12	2026/ 3/31
ＴＳ3734626	2019/ 6/19	2026/ 3/30	ＭＪ1613710	2022/ 9/22	2026/ 3/31	ＴＲ8437641	2017/ 6/ 5	2026/ 3/31	ＴＴ7513481	2024/12/11	2026/ 3/31
ＴＳ4010558	2019/ 7/22	2026/ 3/30	ＭＪ1687673	2022/11/ 7	2026/ 3/31	ＴＲ8465000	2017/ 6/14	2026/ 3/31	ＴＴ7530343	2024/12/ 9	2026/ 3/31
ＴＳ4080871	2019/ 7/30	2026/ 3/30	ＭＪ1733301	2022/11/ 9	2026/ 3/31	ＴＲ8486657	2017/ 6/ 9	2026/ 3/31	ＴＴ7585130	2024/12/18	2026/ 3/31
ＴＳ4133454	2019/ 8/ 2	2026/ 3/30	ＭＪ1779914	2022/12/28	2026/ 3/31	ＴＲ8516795	2017/ 6/16	2026/ 3/31	ＴＴ7585860	2024/12/20	2026/ 3/31
ＴＳ4301565	2019/ 9/ 2	2026/ 3/30	ＭＪ1826208	2023/ 2/10	2026/ 3/31	ＴＲ9169630	2017/ 9/15	2026/ 3/31	ＴＴ7694343	2025/ 1/22	2026/ 3/31
ＴＳ4417335	2019/ 9/12	2026/ 3/30	ＭＪ1900183	2023/ 2/21	2026/ 3/31	ＴＲ9271617	2017/10/ 3	2026/ 3/31	ＴＺ1126005	2016/ 5/17	2026/ 3/31
ＴＳ5153913	2020/ 1/20	2026/ 3/30	ＭＪ1920446	2023/ 4/ 5	2026/ 3/31	ＴＲ9655408	2017/12/ 8	2026/ 3/31	ＴＺ1261232	2018/ 3/ 8	2026/ 3/31
ＴＴ1486272	2020/ 8/18	2026/ 3/30	ＭＪ2341287	2023/ 8/10	2026/ 3/31	ＴＳ0089039	2018/ 2/13	2026/ 3/31	ＴＺ2068677	2021/ 5/13	2026/ 3/31
ＴＴ1596280	2020/ 9/25	2026/ 3/30	ＭＪ2498572	2023/ 8/18	2026/ 3/31	ＴＳ1009023	2018/ 6/15	2026/ 3/31	ＴＺ2153738	2023/ 5/31	2026/ 3/31
ＴＴ1772516	2021/ 7/12	2026/ 3/30	ＭＪ2575395	2023/ 9/22	2026/ 3/31	ＴＳ1378830	2018/ 8/ 6	2026/ 3/31			

○文部科学省告示第七十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年四月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
東京の街路	令和八年三月三十一日	令和八年四月三日から同年十月三十日	株式会社キュレイターズ 代表取締役社長　井澤　昌美 東京都渋谷区桜丘町三〇―四渋谷アジアマンション三〇六	公益財団法人東日本鉄道文化財団 東京ステーションギャラリー 東京都千代田区丸の内一―九―一 令和八年四月十八日から同年六月二十一日
森の中の多重塔（増上寺）	同右	同右	公益財団法人東日本鉄道文化財団 東京ステーションギャラリー 館長　冨田　章 東京都千代田区丸の内一―九―一	同右
歌舞伎役者（剣士　仁木弾正）―a	同右	同右	地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪中之島美術館 館長　菅谷　富夫 大阪府大阪市北区中之島四―三―一	地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪中之島美術館 大阪府大阪市北区中之島四―三―一 令和八年七月四日から同年九月二十七日
歌舞伎役者（剣士　仁木弾正）―b	同右	同右	同右	同右
街道	同右	同右	同右	同右
行脚僧	同右	同右	同右	同右
森の空き地にいる男たち	同右	同右	同右	同右
芸者―a	同右	同右	同右	同右
座る芸者―a	同右	同右	同右	同右
座る芸者―b	同右	同右	同右	同右
舞妓	同右	同右	同右	同右
扇を持つ舞妓	同右	同右	同右	同右

| | | |

○文部科学省告示第七十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年四月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
自画像	令和八年三月三十一日	令和八年四月十五日から同年十二月三十一日	株式会社中日新聞社東京本社 事業局長　寺尾　晶子 東京都千代田区内幸町二―一―四	東京都美術館 令和八年四月二十八日から同年七月五日 東京都台東区上野公園八―三六
冷却小屋	同右	同右	東京都美術館 館長　高橋　明也 東京都台東区上野公園八―三六	豊田市美術館 令和八年七月十八日から同年九月二十三日 愛知県豊田市小坂本町八―五―一
粉挽き場	同右	同右	豊田市美術館 館長　高橋　秀治 愛知県豊田市小坂本町八―五―一	あべのハルカス美術館 令和八年十月三日から同年十二月六日 大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四三
冬の野	同右	同右	あべのハルカス美術館 館長　浅野　秀剛 大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四三	あべのハルカス一六階
スプール・ベッド	同右	同右	あべのハルカス一六階	同右
マザー・アーチーの教会	同右	同右	同右	同右
うたた寝	同右	同右	同右	同右
ゼラニウム	同右	同右	同右	同右
ヒメコンドル（《飛翔》のための格子入り習作）	同右	同右	同右	同右
花びら	同右	同右	同右	同右
ハリケーンの海	同右	同右	同右	同右
クリスティーナ・オルソン	同右	同右	同右	同右
クリスマスの朝	同右	同右	同右	同右

備考　指定美術品等の関係書類を文化庁参事官（文化拠点担当）に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。

○農林水産省告示第六百三十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年三月十五日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年四月十七日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第109976号	配合肥料	カルパワー585Up号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第109981号	化成肥料	東西有機入り化成302	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第109982号	液状肥料	AS―LR261	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第109986号	汚泥肥料	KSH	株式会社桔梗屋	山梨県笛吹市一宮町坪井1928番地
生第109988号	化成肥料	西日本苦土有機入り化成８号	西日本肥料株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地３
生第109989号	副産肥料	シリカNEXT３号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第110006号	化成肥料	マンガンほう素有機入り粒状268MKP	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第110020号	汚泥肥料	UTF肥料	JAうすきたまごファーム株式会社	福岡県福岡市中央区那の津五丁目３番１号
生第110021号	汚泥肥料	バイオ液肥プラス	株式会社八重瀬堆肥センター	沖縄県島尻郡八重瀬町字後原658番地の２
生第110022号	汚泥肥料	大地のめざめA１号	川竹　成稔	長崎県大村市小路口町257番地

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第109980号	化成肥料	未来苦土有機入り824号	未来科学株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109983号	配合肥料	TM養液タンクA	TOMATEC株式会社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目１番27号
生第109984号	配合肥料	TM養液タンクB	TOMATEC株式会社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目１番27号
生第109985号	化成肥料	ホウ素入り高度化成500号	ゆたか化学株式会社	茨城県結城市若宮８番40
生第109997号	液状肥料	硝酸カルマグ８号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
生第110008号	化成肥料	中日本ジシアン入り高度化成NS121N	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第110009号	化成肥料	くみあい苦土ホウ素有機入り化成S009	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第110031号	液状肥料	ネオフォス・バランケム	有限会社グリーン化学	千葉県流山市流山三丁目351番地
生第110033号	液体けい酸加里肥料	CG液体けい酸加里肥料１号	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
生第110035号	化成肥料	化成肥料B651	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第109977号	混合有機質肥料	全有機９－１－０	国際紙パルプ商事株式会社	東京都中央区明石町６番24号
輸第109978号	副産肥料	副産肥料18―０―０	株式会社FYC	福岡県福岡市中央区港２丁目１番５号
輸第110010号	硫酸アンモニア	硫酸アンモニア20.5	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
輸第110011号	重過りん酸石灰	重過りん酸石灰―44―38	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
輸第110012号	過りん酸石灰	過りん酸石灰２号	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
輸第110032号	化成肥料	化成肥料１―０―48	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第110034号	化成肥料	有機入り化成肥料15―15―15―３	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第110036号	化成肥料	化成肥料15―15―15H	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第110037号	化成肥料	高度化成肥料S506Zn	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第110038号	熔成りん肥	熔燐５号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第110039号	熔成りん肥	熔燐４号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第110040号	化成肥料	17―45―39燐安	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第六百三十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年三月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年四月十七日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110007号	液状肥料	サンスポットネオ	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第110013号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合NP12―Ca40	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110023号	混合りん酸肥料	小野田混合りん酸肥料NEXT	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第110024号	混合りん酸肥料	けい酸入り混合りん酸特号NEXT	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号

生第110026号	化成肥料	KCP22―10	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第110030号	副産肥料	小野田シリカNEXT350	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第110050号	汚泥肥料	サンコンポスト	寺内堆肥センター株式会社	兵庫県南あわじ市八木寺内1766番地
生第110064号	汚泥肥料	みやの循環肥料	宇都宮市上下水道局	栃木県宇都宮市河原町１番41号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110004号	配合肥料	カルパワー510W号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第110005号	配合肥料	カルパワー570号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第110014号	化成肥料	苦土入りL型477	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110015号	化成肥料	高度化成０―３―51	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110016号	化成肥料	GE尿素苦土硫加燐安484	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第110017号	化成肥料	苦土入りGE高度化成824	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第110018号	化成肥料	くみあい尿素苦土けい酸加里入り複合S282	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第110052号	化成肥料	園芸化成S448	富士肥料株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第110054号	化成肥料	くみあいジシアン・亜リン酸入り化成785	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第110055号	化成肥料	くみあい苦土亜リン酸入り化成S052	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第110056号	化成肥料	くみあいジシアン苦土ホウ素有機入り化成S498	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第110062号	尿素	45.0尿素T	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
生第110063号	尿素	46.0尿素T	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
生第110066号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーCS50	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第110067号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーCS70	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第110068号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーCS90	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第110069号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーCS110	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第110070号	被覆窒素肥料	グリーンパートナーCS130	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
輸第110053号	化成肥料	41―０―４	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
輸第110065号	配合肥料	NK配合3.5―０―48	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第110071号	りん酸加里	りん酸一カリウム	和光化学株式会社	群馬県高崎市問屋町三丁目２番地の３
輸第110072号	りん酸アンモニア	第一りん酸アンモニア	LD国際商事株式会社	東京都八王子市別所１―41―１―７―702
輸第110073号	りん酸加里	第一りん酸加里	LD国際商事株式会社	東京都八王子市別所１―41―１―７―702
輸第110074号	被覆窒素肥料	被覆尿素S―42	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
輸第110075号	被覆窒素肥料	被覆尿素L―42	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
輸第110076号	被覆窒素肥料	被覆尿素L―43	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
輸第110077号	配合肥料	RS用配合肥料10―９―９―２	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第110078号	配合肥料	VG用配合肥料８―７―７―２	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第五百八十二号

堺泉北港について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の二第一項の港湾広域防災区域を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百五十六号の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月二十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　港湾の名称　堺泉北港

二　港湾管理者の名称　大阪府

三　区域　(1)から(32)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(32)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち、(33)から(50)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(33)に掲げる地点と(50)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域を除いた区域

(1)　地点　北緯三四度三六分〇九秒一三二´　東経一三五度一五分五八秒五三五の

(2)　地点　北緯三四度三六分〇八秒一四六´　東経一三五度一六分〇二秒一八二の

(3)　地点　北緯三四度三六分〇二秒七六七´　東経一三五度一五分五九秒九五六の

(4)　地点　北緯三四度三五分五一秒六三五´　東経一三五度一六分三七秒五九四の

(5)　地点　北緯三四度三五分五一秒一七六´　東経一三五度一六分三七秒三九五の

(6)　地点　北緯三四度三五分五三秒一五四´　東経一三五度一六分三〇秒七〇九の

(7)　地点　北緯三四度三五分五二秒三一一´　東経一三五度一六分三〇秒三四五の

(8)　北緯三四度三五分四三秒二五六、東経一三五度二六分三二秒〇九五の地点
(9)　北緯三四度三五分三八秒六三〇、東経一三五度二六分四七秒七三二の地点
(10)　北緯三四度三五分三五秒八九四、東経一三五度二七分〇九秒五六九の地点
(11)　北緯三四度三五分四二秒二五九、東経一三五度二七分三〇秒九八一の地点
(12)　北緯三四度三五分三五秒四五七、東経一三五度二七分〇九秒三五〇の地点
(13)　北緯三四度三五分二九秒七五二、東経一三五度二六分四八秒九四八の地点
(14)　北緯三四度三五分二五秒四五二、東経一三五度二六分五〇秒八七三の地点
(15)　北緯三四度三五分二六秒一六七、東経一三五度二六分五二秒八四一の地点
(16)　北緯三四度三五分一五秒五〇七、東経一三五度二六分五七秒六一二の地点
(17)　北緯三四度三五分一一秒八二三、東経一三五度二六分四五秒五七八の地点
(18)　北緯三四度三五分〇三秒六六五、東経一三五度二六分二八秒七八八の地点
(19)　北緯三四度三五分二九秒三〇九、東経一三五度二五分二三秒六九八の地点
(20)　北緯三四度三六分〇四秒〇七二、東経一三五度二四分一〇秒一九七の地点
(21)　北緯三四度三六分一七秒九五五、東経一三五度二三分四一秒三四八の地点
(22)　北緯三四度三六分二〇秒五六四、東経一三五度二三分二八秒六六〇の地点
(23)　北緯三四度三六分二〇秒五四九、東経一三五度二〇分五八秒六二四の地点
(24)　北緯三四度三五分二六秒〇三六、東経一三五度一九分四六秒三九四の地点
(25)　北緯三四度三六分二八秒六〇六、東経一三五度二〇分〇八秒二四六の地点
(26)　北緯三四度三六分三〇秒三〇〇、東経一三五度二二分二〇秒五〇〇の地点
(27)　北緯三四度三六分三〇秒三〇〇、東経一三五度二三分三五秒二〇〇の地点
(28)　北緯三四度三六分三〇秒二七四、東経一三五度二五分三二秒三六七の地点
(29)　北緯三四度三六分二四秒八五〇、東経一三五度二五分五〇秒七七〇の地点
(30)　北緯三四度三六分一二秒〇一一、東経一三五度二五分四五秒二三五の地点
(31)　北緯三四度三六分一〇秒一六三、東経一三五度二五分五一秒九〇〇の地点
(32)　北緯三四度三六分一〇秒八〇五、東経一三五度二五分五三秒一一〇の地点
(33)　北緯三四度三五分五九秒〇六一、東経一三五度二五分四一秒四八四の地点
(34)　北緯三四度三六分〇三秒二五二、東経一三五度二五分二七秒三〇八の地点
(35)　北緯三四度三六分一八秒一五九、東経一三五度二五分二四秒七七三の地点
(36)　北緯三四度三六分二五秒四一七、東経一三五度二四分五九秒七四八の地点
(37)　北緯三四度三六分二五秒四三一、東経一三五度二三分四五秒三二〇の地点
(38)　北緯三四度三六分一一秒一〇〇、東経一三五度二四分一五秒一〇〇の地点
(39)　北緯三四度三五分三六秒五〇三、東経一三五度二五分二八秒二五〇の地点
(40)　北緯三四度三五分一四秒五〇〇、東経一三五度二六分二四秒一〇〇の地点
(41)　北緯三四度三五分二二秒五〇七、東経一三五度二六分四〇秒八七八の地点
(42)　北緯三四度三五分二三秒一八一、東経一三五度二六分四五秒三八四の地点
(43)　北緯三四度三五分二三秒七八一、東経一三五度二六分四五秒〇八五の地点
(44)　北緯三四度三五分二三秒四四七、東経一三五度二六分四四秒三二二の地点
(45)　北緯三四度三五分二七秒七三五、東経一三五度二六分四二秒四〇二の地点
(46)　北緯三四度三五分三七秒九八八、東経一三五度二六分四六秒九八八の地点
(47)　北緯三四度三五分四二秒八三二、東経一三五度二六分三〇秒五四四の地点
(48)　北緯三四度三五分五四秒三〇七、東経一三五度二六分二〇秒九八六の地点
(49)　北緯三四度三六分〇一秒〇六四、東経一三五度二五分五八秒一三六の地点
(50)　北緯三四度三六分〇四秒三一九、東経一三五度二五分四六秒九九六の地点
（港湾広域防災区域の範囲を示す詳細図を近畿地方整備局港湾空港部近畿圏臨海防災センターにおいて縦覧に供する。）

附　則

平成二十八年国土交通省告示第五百七十号は廃止する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日

国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　松元　　崇

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄に掲げる表の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる表の破線で囲んだ部分のように改める。

変　更　後	変　更　前
（掛金及び負担金の額） **第31条**　法第99条第２項第１号、第２号、第３号及び第５号の規定による掛金及び連合会、職員団体又は組合の負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項及び第２項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項及び第２項に規定する標準期末手当等の額に同表に掲げる掛金率又は負担金率（法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員にあっては同表に掲げる短期給付に係る掛金率及び負担金率を、介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。	（掛金及び負担金の額） **第31条**　法第99条第２項第１号、第２号及び第４号の規定による掛金及び連合会、職員団体又は組合の負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項及び第２項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項及び第２項に規定する標準期末手当等の額に同表に掲げる掛金率又は負担金率（法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員にあっては同表に掲げる短期給付に係る掛金率及び負担金率を、介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
					連合会・職員団体・組合			
長期組合員	43.5/1,000	1.04/1,000	6.69/1,000	1.15/1,000	43.5/1,000	1.04/1,000	6.69/1,000	1.15/1,000
短期組合員	43.5/1,000	1.04/1,000	6.69/1,000	1.15/1,000	43.5/1,000	1.04/1,000	6.69/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	87.0/1,000	2.08/1,000	13.38/1,000	2.30/1,000				

2　［略］

3　法第99条第２項第４号の規定による掛金及び負担金の額は、連合会の定款の定めるところによる。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
				連合会・職員団体・組合		
長期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000
短期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000
任意継続組合員	78.2/1,000	2.08/1,000	18.48/1,000			

2　［略］

3　法第99条第２項第３号の規定による掛金及び負担金の額は、連合会の定款の定めるところによる。

備考　表中の［　］の記載は、注記である。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。

令和８年３月31日　　内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　高市　早苗

第29条第１項中「第２号及び第４号」を「第２号、第３号及び第５号」に改め、同項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	38.40/1,000	1.04/1,000	4.42/1,000	1.15/1,000	38.40/1,000	1.04/1,000	4.42/1,000	1.15/1,000
短期組合員	38.40/1,000	1.04/1,000	4.42/1,000	1.15/1,000	38.40/1,000	1.04/1,000	4.42/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	76.80/1,000	2.08/1,000	8.84/1,000	2.30/1,000				

第29条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	38.40/1,000	1.04/1,000	4.42/1,000	1.15/1,000

第29条第３項中「1.17/1,000」を「1.11/1,000」に改め、同条第５項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年４月１日

厚生労働省共済組合代表者
厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変　更　後

（掛金及び負担金の額）

第32条　法第99条第２項第１号、第２号、第３号及び第５号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	5.29/1,000	1.15/1,000	45.96/1,000	1.27/1,000	5.29/1,000	1.15/1,000
短期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	5.29/1,000	1.15/1,000	45.96/1,000	1.27/1,000	5.29/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	91.92/1,000	2.54/1,000	10.58/1,000	2.30/1,000				

２　法第99条第６項又は第125条の規定による専従職員である組合員に係る職員団体又は組合職員である組合員に係る組合が負担すべき負担金（長期給付に係るものを除く。）の額は、次の表に掲げる組合員の種別に応じてそれぞれ当該組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に同表に掲げる負担金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る負担金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	5.29/1,000	1.15/1,000
短期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	5.29/1,000	1.15/1,000

変　更　前

（掛金及び負担金の額）

第32条　法第99条第２項第１号、第２号及び第４号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	13.11/1,000	45.96/1,000	1.27/1,000	13.11/1,000
短期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	13.11/1,000	45.96/1,000	1.27/1,000	13.11/1,000
任意継続組合員	91.92/1,000	2.54/1,000	26.22/1,000			

２　法第99条第６項又は第125条の規定による専従職員である組合員に係る職員団体又は組合職員である組合員に係る組合が負担すべき負担金（長期給付に係るものを除く。）の額は、次の表に掲げる組合員の種別に応じてそれぞれ当該組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に同表に掲げる負担金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る負担金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	13.11/1,000
短期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	13.11/1,000

3　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「$\frac{45.96}{1,000}$」とあるのは「$\frac{1.13}{1,000}$」とする。

［4　略］

5　法第99条第２項第４号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

別表

支　部　名	支　部　長	支部が管轄する機関	支部所在地
［略］	［略］	［略］	［略］
九州厚生局支部	［略］	［略］	福岡県福岡市博多区博多駅東 九州厚生局内
［略］	［略］	［略］	［略］
大阪労働局支部	［略］	大阪労働局（労働基準監督署、公共職業安定所及び中央労働委員会西日本地方事務所を含む。）	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

3　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「$\frac{45.96}{1,000}$」とあるのは「$\frac{1.03}{1,000}$」とする。

［4　同左］

5　法第99条第２項第３号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

別表

支　部　名	支　部　長	支部が管轄する機関	支部所在地
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
九州厚生局支部	［同左］	［同左］	福岡県福岡市博多区博多駅前 九州厚生局内
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
大阪労働局支部	［同左］	大阪労働局（労働基準監督署並びに公共職業安定所及び同出張所並びに中央労働委員会西日本地方事務所を含む。）	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公告第１号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第２項の規定により、全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路を令和８年３月27日に次のとおり指定したので、公告する。

令和８年４月27日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　澤田　　聡

全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第２項の当機構が指定する高速道路に、次の表の高速道路を追加する。

一般国道57号	熊本県菊池郡大津町大字杉水字中津3403番１から熊本市北区下硯川町字六反畑413番３までの区間

３．指定する地域
　愛知県
４．指定の区分
　液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第78条第４項において準用する同令第77条第２項及び第４項から第７項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
５．指定年月日
　令和８年３月31日

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和八年三月二十六日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
北海道苫小牧市元中野町二丁目一三番一六号
特定非営利活動法人クリスマス島海の塩の会
清算人　長尾　宇展

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
宮城県仙台市太白区土手内一丁目一四番四号
合同会社オフィス・ノエ
清算人　八矢　浩

解散公告

当社は、令和八年三月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
山形県長井市ままの上三番五号
有限会社長井総合保険事務所
清算人　佐藤ふじ子

解散公告

当社は、令和八年四月一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
山形県西村山郡河北町谷地甲一六三番地の一
合同会社エルダット・リサーチ＆コンサルティング
代表清算人　石垣　一司

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
山形市旅篭町一丁目九番一号
有限会社山形動物病院
清算人　山口　省三

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
福島県福島市小倉寺字神ノ前二六番地の八
有限会社福島中央デンソー
清算人　八巻　芳光

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
埼玉県さいたま市西区大字宝来一七一〇番地一伊藤ビル三〇三
株式会社曽根設計
代表清算人　曽根　儀一

高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関の指定をしたので、同法第74条の２第１項第１号の規定に基づき、公示する。
令和８年４月27日
愛知県知事　大村　秀章

１．名称
　ヒノトインスペック株式会社
２．所在地
　名古屋市中村区並木二丁目182番地

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県羽生市下新郷六四三番地一一

有限会社イシジマフードサービス

代表清算人　中原　智美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県加須市上種足七九四番地五

小林工業合同会社

清算人　小林　邦夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県三郷市早稲田三丁目一九番地三号棟

一〇一号　有限会社エフ・オー・エイ

代表清算人　東　伸

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県川口市榛松三丁目一五番八号

特定非営利活動法人川口国際交流クラブ

清算人　石井　達夫

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目一〇五四番地七

特定非営利活動法人大砂土東小学童保育の会

清算人　今井　孝

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県桶川市若宮一丁目八番二二―五〇一号

株式会社ライフクリエイション

代表清算人　清水健太郎

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮一六四番地四

有限会社宮代電設工業

清算人　宗山　久子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

千葉県市原市潤井戸字巽二一〇三番地

株式会社ラ・フィット

代表清算人　鈴木　隆史

解散公告

当社は、令和八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

千葉県習志野市谷津一丁目一五―二二―三三〇六号

株式会社興栄

代表清算人　丘山　瑛力

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都台東区駒形一丁目四番八号

公益財団法人バンダイコレクション財団

代表清算人　小野里竜章

解散公告

当社は、令和八年三月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都江戸川区瑞江二丁目五番三号グレイス瑞江二ＦＢＩＺｃｏｍｆｏｒｔ江戸川瑞江二Ｆ―三号室　Ｔｏｋｙｏ　Ｏｒｉｇｉｎ株式会社

代表清算人　佐藤　之泰

解散公告

当社は、令和八年三月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都港区赤坂九丁目五―二六パレ乃木坂五〇一

株式会社Ｍｒ＆Ｃｏ.

代表清算人　黒田眞理子

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都国立市泉一丁目一二番地三

一般社団法人障がい者地域共生推進センター

代表清算人　藤波　克之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

有限会社トラベル・アクシデント・ユイジェンシー

清算人　酒井　直樹

解散公告

当社は、令和八年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都大田区中央五丁目七番一〇号

有限会社木颯舎

清算人　山上　晴美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都世田谷区尾山台三丁目二八番一号

中川三郎スタジオ合同会社

清算人　中川　大輔

解散公告

当社は、令和七年十一月五日解散いたしました。債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都練馬区大泉学園町五丁目三六番九号

JP.Pride株式会社

代表清算人　田口　誠

解散公告

当社は、令和八年三月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都荒川区南千住五丁目一番一―一一〇四号　株式会社ＢＯＰ　Ａｆｆｅｃｔｓ

代表清算人　黒田　正実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都新宿区山吹町二六一番地

株式会社惟建築計画

代表清算人　渡部　和生

解散公告

当社は、令和八年三月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学南研究棟アントレプレナーラボ二六一

Storm Therapeutics合同会社

清算人　ストームセラピューティクス・エルティーディー

職務執行者　浅沼　栄

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都江東区白河三丁目二番八号

再エネスマイル株式会社

代表清算人　山久保泰広

解散公告

当社は、令和八年三月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区笹塚二丁目一二番一号

合同会社笹塚ダイワビル

清算人　黒澤　智弘

解散公告

当法人は、令和八年三月二十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都品川区旗の台二丁目七番一一号

特定非営利活動法人日本乳がん情報ネットワーク

清算人　田原総一朗

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区三番町三〇番地八第二生光ビル

株式会社シンセイ

代表清算人　柳　恵理子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＳＣＯＲＥ　Ｈｅｉｓｅｉ特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＳＣＯＲＥ　Ｈｅｉｓｅｉ合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー一六階

ＰＯＤカルチャー合同会社

清算人　松本　勇二

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区広尾五丁目一四番二号ＮＩＫＩビル五階

ＪＤＩ株式会社

代表清算人　瀧﨑　貢

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都足立区大谷田三丁目一六番一七号

株式会社ＺＥＳＴ

代表清算人　関口　亮太

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都青梅市長淵五丁目二五一番地

梅花商事株式会社

代表清算人　齋藤　鉄夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング九階九〇一号

ＢＴＩＧ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　スティーブン・ドラスキン

解散公告

当社は、令和七年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

Ｃマネジメント株式会社

代表清算人　長坂　英樹

解散公告

当社は、令和七年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

Ｆマネジメント株式会社

代表清算人　長坂　英樹

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都杉並区和泉一丁目三三番三号

メディカ株式会社

代表清算人　森川　多映

解散公告

当社は、令和八年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

東京都文京区本郷五―九―五菊坂回廊ビル二〇六室

愛普株式会社

代表清算人　謝　暁光

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

横浜市戸塚区柏尾町一八五番地四

株式会社ビー・ブイ・プランニング

代表清算人　大村　洋一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

横浜市鶴見区馬場四丁目二二番一八号

株式会社フラット

代表清算人　山口　淑子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

神奈川県横浜市磯子区森一―一二―七―一〇五

有限会社ノーブル

清算人　増野　修二

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

石川県能美市寺井町ロ四三番地一

有限会社塩村商事

清算人　塩村久美子

解散公告

当社は、令和八年三月九日開催の株主総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

山梨県甲府市城東四丁目二番三号

株式会社ＹＫＳ確認検査機構

代表清算人　**栁**澤　健夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

山梨県上野原市桐原一〇〇四八番地

有限会社高橋工務店

清算人　高橋　孝堅

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

静岡県浜松市中央区和合町三一五番地の四七四

有限会社中川研磨

清算人　中川　正己

解散公告

当社は、令和八年三月十五日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

愛知県名古屋市東区相生町九二番

合資会社オフィスワン

代表清算人　渡邉　陽子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

愛知県名古屋市西区花の木三丁目一九番四号

株式会社横関

代表清算人　横関　和正

解散公告

当社は、令和八年四月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

愛知県清須市春日焼田七七番地

株式会社Ｅ―ＮＥＴコミュニケーション

代表清算人　髙橋　謙一

解散公告

当社は、令和八年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

京都市山科区御陵鴨戸町四番地の一一

有限会社せがわ

清算人　瀬川　華子

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

大阪府茨木市舟木町二番二二号

合同会社森脇商店

清算人　森脇　初音

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

大阪府寝屋川市成田東町三番二六号

オデッセイ株式会社

代表清算人　川口麻衣子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

大阪府交野市私市六丁目三〇番七号

大豊株式会社

代表清算人　西村　英美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

大阪府茨木市西安威一丁目一七番五〇号

扶葉殖産株式会社

代表清算人　抱　寛治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

大阪市東成区神路四―三―一〇スターレジデンス新深江三〇六号室　新本合株式会社

代表清算人　邱　小　玲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

大阪府交野市藤が尾四丁目四番二号

株式会社Ｉａｍｍｅ

代表清算人　中来田夏紀

解散公告

当法人は、令和八年四月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

大阪市中央区高麗橋四丁目三番七号北ビル七階

一般社団法人Ｆ９―２

代表清算人　安田祐一郎

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

兵庫県西宮市高座町一四番四六―六〇一号

株式会社ピノキオ

代表清算人　川口　文子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

神戸市須磨区高倉台二丁目一五番二号

合同会社ＦＲＯＮＴＩＥＲＥ

清算人　川﨑　安功

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

神戸市中央区弁天町二―八エスタシオン・デ・神戸内

株式会社サンシャイントラベル

代表清算人　岡本　基

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

奈良市五条西一丁目二九番一七号

有限会社ふぁみりーえいど

清算人　石田　靜子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

奈良県橿原市田中町六九番地九

有限会社アルファ・デンタル

清算人　坂　登志生

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

奈良県奈良市古市町二一七四番地

有限会社インディペンデント

清算人　大西　守

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

岡山県倉敷市林六七三番地の一

有限会社明宝

清算人　小川惠美子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

岡山県倉敷市児島下の町二丁目一二番七号

有限会社細川商店

清算人　細川　政寛

解散公告

当組合は、令和八年三月二十四日開催の臨時総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

広島市西区草津港二丁目七番七号

広島西部流通倉庫団地協同組合

代表清算人　梶間　弘識

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

広島市中区鉄砲町四番七号

株式会社エーツー

代表清算人　坂本　茂

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

広島市中区鉄砲町四番七号

株式会社スタジオカーサ

代表清算人　坂本　茂

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

広島市中区八丁堀一番一二号

有限会社あうりっと

清算人　川上　悌子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

山口県岩国市通津二五六九番地

三井食品有限会社

清算人　三井　吉昭

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

徳島県徳島市幸町三丁目六一

ＮＰＯ法人ほっぷＳＭＯＰじゃんぷ・子どもたちの未来へ　清算人　中瀬　勝則

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

徳島県徳島市中昭和町一丁目二番地徳島県立総合福祉センター二階

公益財団法人とくしまあいランド推進協議会

清算人　大西　秀城

清算人　酒巻　英紀

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

愛媛県北宇和郡鬼北町大字生田四二番地一

ＮＰＯ法人リ・バース

清算人　西川　鈴香

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

福岡市南区五十川二丁目一三番七号

株式会社三和電工

代表清算人　松本美喜男

解散公告

当社は、令和八年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

福岡県北九州市八幡東区荒生田二丁目一番一号

有限会社北進

清算人　松尾　信子

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

北九州市小倉南区石田町一三番一七号

有限会社藤産業

清算人　伊藤　隆之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

宮崎県宮崎市橘通東五丁目四番三〇号

有限会社原田商店

清算人　松田　靖宇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

宮崎県えびの市大字坂元一六六六番地八五

有限会社馬越

清算人　南馬越幸利

解散公告

当社は令和八年三月三十一日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

宮崎県延岡市日の出町一丁目一三番地一

有限会社平野板金工業所

清算人　平野　精一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

宮崎市大字小松三一一一番地三

有限会社日本総合システム

清算人　野口　千夏

解散公告

当社は、令和八年三月二十六日開催の株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

宮崎県宮崎市田野町甲一〇七二六番地五

有限会社佐藤精工

代表清算人　佐藤　勝

解散公告

当社は、令和八年三月二十七日総社員の同意により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

宮崎市田野町乙七六七六番地一三

合同会社宮脇酒店

清算人　宮脇　美知

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

鹿児島県伊佐市菱刈田中九二七番地

株式会社農村生活

代表清算人　遠矢　寿子

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

沖縄県浦添市港川二丁目三一番六号

株式会社秀建設計

代表清算人　仲田　秀啓

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月三十日新潟地方裁判所高田支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

新潟県妙高市大字北條五三七番地

宗教法人長泉寺

清算人　杉田　了

連絡先　新潟県上越市板倉区南中島四〇七番地　明通寺内

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

静岡県富士宮市宮町一三番三〇号

医療法人社団珊瑚会

清算人　蕪木　滋彦

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

京都市中京区三条通烏丸東入ル梅忠町二四番地　三条ＣＯＨＪＵ　ＢＬＤＧ．三Ｆ

医療法人多田消化器クリニック

清算人　多田　正大

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により令和八年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

島根県仁多郡奥出雲町横田一〇六三番地一

医療法人社団　信愛会

清算人　藤原　卓

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月二十二日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、令和八年三月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

山口県美祢市大嶺町東分一三八四番地の一

医療法人社団玄晴会

清算人　來島　孝晴

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月十日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年十二月九日文部科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

山形県酒田市飯森山三丁目五番地の一

学校法人東北公益文科大学

清算人　上野　隆一

解散公告（第二回）

当法人は、定款をもって定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

神奈川県足柄下郡湯河原町門川四四一番地

一ジャンボー湯河原一階　医療法人遥波会

清算人　栗原　崇

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月十四日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

新潟県新潟市江南区茜ケ丘二番一号

医療法人社団吉田医院

清算人　吉田眞佐人

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月三十日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

岐阜県中津川市山口九八番地の二八

宗教法人開弘院

清算人　研谷　昌志

解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

兵庫県伊丹市口酒井一丁目四番二三号

玄徳寺

清算人　源　淳道

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月二十六日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申出ください。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

島根県松江市乃白町二二二四番地

松江市乃白田和土地区画整理組合

代表清算人　持田　光敏

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月二十日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

福岡市南区大楠三丁目一八番一八号

医療法人渋谷レディーズクリニック

清算人　渋谷　孝博

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

佐賀県佐賀市神野東四丁目一二番八号

医療法人浜崎整形外科

清算人　高屋三由貴

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

熊本市中央区呉服町二丁目三六番地一

医療法人社團惠藤会

清算人　藤木　崇弘

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

札幌市中央区宮の森一条十六丁目七番三七号レジデンス宮の森内

レジデンス宮の森管理組合法人

清算人　ラッツリフ芳

解散公告（第三回）

当法人は、北海道知事の認可により、令和八年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

札幌市白石区南郷通二十一丁目南五番四一号

医療法人社団ＥＶＥウィミンズクリニック

清算人　小泉　基生

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十六日開催の理事会及び評議委員会の決議により、令和八年三月三十日埼玉県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県幸手市大字幸手三九三一

学校法人中村学園

代表清算人　並木　昭憲

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十二日開催の社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により、令和八年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

埼玉県さいたま市南区文蔵三丁目二七番三号

医療法人屋成外科胃腸科医院

清算人　屋成　信行

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

新潟県十日町市妻有町西二丁目二番地三

ロイヤルプラザ二Ｅ

ゼンセン同盟十日町繊労

清算人　板場　俊樹

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十七日

鹿児島県奄美市名瀬長浜町一三番七号

医療法人中村歯科

清算人　中村　繁

令和七年度決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

資産の部計　一、九七六、〇七〇

負債及び正味財産の部

負債の部計　一五、四四一

正味財産の部計　一、九六〇、六二九

負債及び正味財産の部計　一、九七六、〇七〇

令和八年四月二十七日

鹿児島市上福元町六八九六番地一

公益財団法人霊園開発協会

代表理事　森山　道成

第２期決算公告　令和８年４月27日

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４－２横浜ブルーアベニュー12Ｆ

アクアリア上下水道サービス株式会社

代表取締役

ジョゼ・エンリケ・ボフィル・マエストレ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,499
	固定資産	—
	資産合計	**1,499**
負債及び純資産の部	流動負債	16,131
	固定負債	—
	株主資本	△14,632
	資本金	10
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△14,642
	その他利益剰余金	△14,642
	（うち当期純損失）	(14,642)
	負債・純資産合計	**1,499**

第 23 期 決 算 公 告

令和８年３月31日

福島県二本松市住吉５番地の１
マレリ福島株式会社
代表取締役　伊奈　　清

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,320	流動負債	2,625
固定資産	2,667	固定負債	92
		（退職給付引当金）	(0)
		（製品保証引当金）	(21)
		株主資本	5,269
		資本金	90
		資本剰余金	2,846
		その他資本剰余金	2,846
		利益剰余金	2,332
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	2,302
		（うち当期純利益）	(745)
資産合計	7,987	負債・純資産合計	7,987

第 62 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　　島根県雲南市木次町東日登425番地２
サンセイ株式会社
代表取締役　内田　祐司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,801,318	流動負債	745,744
固定資産	170,913	（うち賞与引当金）	(27,560)
		固定負債	72,465
		（うち退職給付引当金）	(58,562)
		株主資本	1,154,022
		資本金	30,000
		利益剰余金	1,124,022
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,116,522
		（うち当期純利益）	(103,592)
資産合計	1,972,231	負債・純資産合計	1,972,231

第35期決算公告　令和８年４月27日
千葉県千葉市中央区川崎町１―38
ジェフユナイテッド株式会社
代表取締役　島田　亮
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,184,921
	固定資産	885,042
	合計	2,069,968
負純資債及産のび部	流動負債	1,085,614
	固定負債	496,887
	株主資本	487,463
	資本金	490,000
	資本剰余金	390,000
	資本準備金	390,000
	利益剰余金	△392,536
	その他利益剰余金	△392,536
	（うち当期純利益）	（89,021）
	合計	2,069,968

第24期決算公告
令和８年４月27日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目６番地
株式会社ブライナ
代表取締役　佐原　雅史
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	142,595
	固定資産	16,279
	合計	158,874
負純資債及産のび部	流動負債	6,101
	固定負債	18,328
	株主資本	134,444
	資本金	10,000
	利益剰余金	124,444
	（うち当期純損失）	（10,004）
	合計	158,874

第４期決算公告　令和８年４月27日
東京都中央区晴海一丁目８番10号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーＸ39階
Flywheel Digital Japan株式会社
代表取締役　ダンカン・ペインター
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	306,018
	資産合計	306,018
負純資債及産のび部	流動負債	306,126
	株主資本	△107
	資本金	10
	利益剰余金	△117
	その他利益剰余金	△117
	（うち当期純利益）	（101,552）
	負債・純資産合計	306,018

第６期決算公告　令和８年４月27日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
城山トラストタワー21階
フォリス・ジャパン株式会社
代表取締役　ラファエル・デ・マルコ・エ・メロ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	315,029,269
	固定資産	27,506,683
	資産合計	342,535,952
負純資債及産のび部	流動負債	341,903,395
	有給休暇引当金	8,293,144
	固定負債	3,857,388
	株主資本	△3,224,831
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△8,224,831
	その他利益剰余金	△8,224,831
	（うち当期純利益）	（45,447,229）
	負債・純資産合計	342,535,952

第15期決算公告
令和８年４月27日
東京都千代田区麹町六丁目４番地６
BTSジャパン株式会社
代表取締役　加藤　順一
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	351,081,724
	固定資産	10,268,144
	資産合計	361,349,868
負純資債及産のび部	流動負債	168,395,950
	株主資本	192,953,918
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	182,953,918
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	180,453,918
	（うち当期純利益）	（39,067,997）
	負債・純資産合計	361,349,868

決算公告　令和８年４月27日
東京都千代田区鍛冶町一丁目８番６号
株式会社池田理化
代表取締役　高橋　秀雄
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,314,377
	固定資産	7,524,517
	繰延資産	2,967
	資産合計	33,841,861
負純資債及産のび部	流動負債	15,310,108
	賞与引当金	240,000
	株主資本	18,531,753
	資本金	50,400
	利益剰余金	18,481,353
	利益準備金	12,600
	その他利益剰余金	18,468,753
	（うち当期純利益）	（1,584,289）
	負債・純資産合計	33,841,861

第25期決算公告
令和８年４月27日
東京都文京区西片一丁目15番15号
ロケットジャパン株式会社
代表取締役　力石　尚武
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,586,929
	固定資産	380,009
	資産合計	9,966,938
負純資債及産のび部	流動負債	7,460,073
	有給休暇引当金	11,190
	固定負債	132,453
	退職給付引当金	132,453
	株主資本	2,374,412
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,364,412
	（うち当期純利益）	（143,071）
	負債・純資産合計	9,966,938

第６期決算公告
令和８年４月27日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
城山トラストタワー21階
フォリスＧＦＳ・ジャパン株式会社
代表取締役　ラファエル・デ・マルコ・エ・メロ
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	120,245,621
	資産合計	120,245,621
負純資債及産のび部	流動負債	24,348,201
	株主資本	95,897,420
	資本金	62,500,000
	資本準備金	57,500,000
	利益剰余金	△24,102,580
	その他利益剰余金	△24,102,580
	（うち当期純利益）	（291,646）
	負債・純資産合計	120,245,621

第６期決算公告
令和８年４月27日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
城山トラストタワー21階
フォリスＤＡＸ・ジャパン株式会社
代表取締役　ラファエル・デ・マルコ・エ・メロ
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	100,210,934
	資産合計	100,210,934
負純資債及産のび部	流動負債	19,529,173
	株主資本	80,681,761
	資本金	52,500,000
	資本準備金	47,500,000
	利益剰余金	△19,318,239
	その他利益剰余金	△19,318,239
	（うち当期純損失）	（1,720,652）
	負債・純資産合計	100,210,934

第32期決算公告
令和８年４月24日
東京都世田谷区祖師谷三丁目12番12号
株式会社ビコーズ
代表取締役　渡邊　一徳
貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,032,588
	固定資産	251,532
	資産合計	1,284,121
負純資債及産のび部	流動負債	881,032
	固定負債	123,234
	株主資本	279,853
	資本金	10,000
	利益剰余金	269,853
	その他利益剰余金	269,853
	（うち当期純損失）	（15,348）
	負債・純資産合計	1,284,121

第18期決算公告　令和８年４月27日
東京都世田谷区玉川二丁目14番７号
ツインシティーＳ３階
中央ライズアクロスグループ内
Ergotron Japan株式会社
代表取締役　スコット・ジェームズ・ギル
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,293
	合計	42,293
負純資債及産のび部	流動負債	7,226
	株主資本	35,066
	資本金	5,000
	利益剰余金	30,066
	その他利益剰余金	30,066
	（うち当期純利益）	（692）
	合計	42,293

決算公告
令和８年４月27日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
ＪＰタワー
ＴＳＰ株式会社
代表取締役　セオドア・シーチャオ・ウォン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,968
	資産合計	26,968
負純資債及産のび部	流動負債	11,639
	株主資本	15,329
	資本金	11,507
	資本剰余金	△91,206
	その他資本剰余金	△91,206
	利益剰余金	95,027
	その他利益剰余金	95,027
	（うち当期純利益）	（13,650）
	負債・純資産合計	26,968

第９期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
特定目的会社ニセコヴィラリアルティ
取締役　片山　英世

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	特定資産	2,910,699
	棚卸資産	2,910,699
	その他の資産	2,024,202
	流動資産	2,024,202
	資産合計	4,934,901
負債及び純資産の部	流動負債	4,768,240
	社員資本	166,661
	特定資本金	300
	優先資本金	570,000
	剰余金	△ 403,638
	当期未処理損失	403,638
	（うち当期純損失）	(85,511)
	負債・純資産合計	4,934,901

第17期決算公告

令和７年11月21日
東京都品川区西五反田２－11－８
株式会社学研教育ホールディングス
代表取締役社長　勝野　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,027
	固定資産	11,949
	合計	12,976
負債及び純資産の部	流動負債	1,020
	固定負債	8,065
	株主資本	3,890
	資本金	10
	資本剰余金	3,057
	資本準備金	2
	その他資本剰余金	3,055
	利益剰余金	823
	その他利益剰余金	823
	（うち当期純利益）	(658)
	合計	12,976

第４期決算公告

令和８年４月27日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番５号
リンクスクエア新宿16階
株式会社Bucketplace Japan
代表取締役　金　炯辰

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	359,258
	固定資産	7,146
	資産合計	366,404
負債及び純資産の部	流動負債	31,400
	株主資本	335,004
	資本金	90,000
	資本剰余金	660,000
	資本準備金	200,000
	その他資本剰余金	460,000
	利益剰余金	△414,995
	その他利益剰余金	△414,995
	（うち当期純損失）	(119,526)
	負債・純資産合計	366,404

第８期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
特定目的会社京都レジデンスリアルティ
取締役　片山　英世

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	特定資産	1,076,260
	棚卸資産	1,076,260
	その他の資産	0
	流動資産	0
	資産合計	1,076,260
負債及び純資産の部	流動負債	154,678
	社員資本	921,582
	特定資本金	300
	優先資本金	1,110,000
	剰余金	△ 188,717
	当期未処理損失	188,717
	（うち当期純損失）	(29,888)
	負債・純資産合計	1,076,260

第８期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
特定目的会社
京都リゾーツリアルティ
取締役　片山　英世

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	その他の資産	9
	流動資産	9
	資産合計	9
負債及び純資産の部	流動負債	4,103
	社員資本	△ 4,094
	特定資本金	300
	剰余金	△ 4,394
	当期未処理損失	4,394
	（うち当期純損失）	(1,806)
	負債・純資産合計	9

第８期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
特定目的会社
ニセコリゾーツリアルティ
取締役　片山　英世

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	その他の資産	0
	流動資産	0
	資産合計	0
負債及び純資産の部	流動負債	3,521
	社員資本	△ 3,521
	特定資本金	300
	剰余金	△ 3,821
	当期未処理損失	3,821
	（うち当期純損失）	(1,476)
	負債・純資産合計	0

第14期決算公告

令和８年４月27日
東京都中央区銀座四丁目14番11号七十七銀座ビル８階
Ｘ－Ｅｌｉｏ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　ジュイス・ノゲラ・プヨル・シコイ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	823,531	流動負債	92,574
固定資産	66,052	（賞与引当金）	(26,712)
		固定負債	26,456
		株主資本	770,552
		資本金	62,500
		資本剰余金	366,732
		資本準備金	62,500
		その他資本剰余金	304,232
		利益剰余金	341,320
		その他利益剰余金	341,320
		（うち当期純利益）	(275,258)
資産合計	889,583	負債・純資産合計	889,583

第６期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区南青山一丁目24番３号ＷｅＷｏｒｋＮｏｇｉｚａｋａ
オルガノン株式会社
代表取締役　アルパ・アルプテキン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,770	流動負債	9,395
固定資産	441	（売上割戻引当金）	(208)
		（返品調整引当金）	(14)
		（賞与引当金）	(151)
		固定負債	96
		株主資本	13,720
		資本金	100
		資本剰余金	7,635
		その他資本剰余金	7,635
		利益剰余金	5,984
		その他利益剰余金	5,984
		（うち当期純利益）	(849)
資産合計	23,211	負債・純資産合計	23,211

第57期決算公告

令和８年４月27日
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見3728番地の１
株式会社かつら木材商店
代表取締役社長　高木　　靖

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,079,562	流動負債	545,270
固定資産	327,470	固定負債	18,971
		退職給付引当金	18,971
		株主資本	842,791
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,004,851
		利益準備金	1,500
		その他利益剰余金	1,003,351
		（うち当期純利益）	(47,473)
		自己株式	△172,060
資産合計	1,407,033	負債・純資産合計	1,407,033

第27期決算公告

令和８年４月27日
東京都新宿区西新宿三丁目20番２号東京オペラシティタワー45階
ジュニパーネットワークス株式会社
代表取締役　望月　弘一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,219,093	流動負債	3,089,560
固定資産	1,742,109	（賞与引当金）	(6,400)
		固定負債	37,448
		（退職給与引当金）	(33,220)
		株主資本	1,834,193
		資本金	95,000
		資本剰余金	254,450
		資本準備金	254,450
		利益剰余金	1,484,743
		その他利益剰余金	1,484,743
		（うち当期純利益）	(137,814)
資産合計	4,961,202	負債・純資産合計	4,961,202

第 25 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

福岡県福岡市中央区天神１丁目14番18号
天神ブリッククロス北棟12階
株式会社コムスタッフ
代表取締役　大北　敦司

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	283,348	流動負債	89,299
固定資産	40,769	（賞与引当金）	(7,938)
		固定負債	106,057
		退職給付引当金	106,057
		株主資本	128,760
		資本金	15,000
		利益剰余金	113,760
		利益準備金	3,750
		その他利益剰余金	110,010
		（うち当期純利益）	(13,213)
資産合計	324,118	負債・純資産合計	324,118

第 23 期 決 算 公 告

2026年４月24日　北九州市八幡西区小嶺二丁目10番１号
株式会社三井スタンピング
代表取締役社長　久壽米木和宏

貸借対照表の要旨　（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,751,840	流動負債	883,844
固定資産	4,989,600	固定負債	2,202,783
		負債合計	**3,086,627**
		株主資本	3,654,812
		資本金	100,000
		資本剰余金	350,000
		資本準備金	225,000
		その他資本剰余金	125,000
		利益剰余金	3,204,812
		その他利益剰余金	3,204,812
		（うち当期純利益）	(221,764)
		純資産合計	**3,654,812**
資産合計	6,741,440	負債・純資産合計	6,741,440

第 32 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

大分県杵築市大字熊野21番地の１
大分シーイーシー株式会社
代表取締役　高木　英樹

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	675,193	流動負債	235,048
固定資産	122,712	（賞与引当金）	(31,298)
		固定負債	23,801
		引当金	50,508
		退職給付引当金	50,508
		株主資本	488,547
		資本金	30,000
		利益剰余金	458,547
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	451,047
		（うち当期純利益）	(155,849)
資産合計	797,906	負債・純資産合計	797,906

第 56 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

福岡市中央区長浜一丁目４番６号
フォーサイトシステム株式会社
代表取締役社長　渡邉　健一

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,532,354	流動負債	1,069,840
固定資産	2,082,141	（賞与引当金）	(76,381)
		固定負債	185,292
		株主資本	8,359,363
		資本金	250,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	7,959,363
		利益準備金	18,960
		その他利益剰余金	7,940,403
		（うち当期純利益）	(917,827)
資産合計	9,614,496	負債・純資産合計	9,614,496

第 10 期 決 算 公 告

令和８年３月31日

東京都港区虎ノ門二丁目４番７号Ｔ－ＬＩＴＥ13階
カナディアン・ソーラーＯ＆Ｍジャパン株式会社
代表取締役　山田　亮太

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	437,809	流動負債	299,621
固定資産	75,667	**負債合計**	**299,621**
		株主資本	213,855
		資本金	100,000
		利益剰余金	113,855
		その他利益剰余金	113,855
		（うち当期純利益）	(144,344)
		純資産合計	**213,855**
資産合計	513,476	負債・純資産合計	513,476

第 6 期 決 算 公 告

令和８年４月27日　札幌市北区北十条西三丁目１
株式会社ＭＪＯＬＮＩＲ　ＳＰＡＣＥＷＯＲＫＳ
代表取締役　米倉　一男

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	286,096	流動負債	91,679
固定資産	23,936	固定負債	23,460
		株主資本	194,834
		資本金	100,000
		資本剰余金	493,030
		資本準備金	427,506
		その他資本剰余金	65,524
		利益剰余金	△398,196
		その他利益剰余金	△398,196
		（うち当期純損失）	(398,196)
		新株予約権	59
合計	310,032	合計	310,032

第 77 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

東京都台東区東上野二丁目１番11号
東京シヤツ株式会社
代表取締役　内山　幸治

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,682,596	流動負債	1,210,561
固定資産	465,912	（賞与引当金）	(18,000)
		固定負債	218,650
		（退職給付引当金）	(122,034)
		株主資本	719,297
		資本金	75,000
		資本剰余金	772,920
		その他資本剰余金	772,920
		利益剰余金	△128,622
		利益準備金	20,630
		その他利益剰余金	△149,252
		（うち当期純利益）	(46,428)
資産合計	2,148,509	負債・純資産合計	2,148,509

第 41 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

東京都昭島市つつじが丘一丁目１番50号
常石造船昭島研究所株式会社
代表取締役社長　五十嵐和之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	696	流動負債	427
固定資産	268	賞与引当金	20
		固定負債	78
		退職給付引当金	78
		株主資本	459
		資本金	100
		資本剰余金	204
		資本準備金	54
		その他資本剰余金	150
		利益剰余金	155
		その他利益剰余金	155
		（うち当期純損失）	(44)
資産合計	964	負債・純資産合計	964

第 42 期 決 算 公 告

令和８年４月27日　東京都千代田区丸の内１丁目11番１号

日本ビルド株式会社

代表取締役　遠藤　昭二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,192	流動負債	3,505
固定資産	9,565	引当金	10
		固定負債	3,982
		引当金	31
		株主資本	4,270
		資本金	490
		資本剰余金	67
		資本準備金	67
		利益剰余金	3,712
		利益準備金	54
		その他利益剰余金	3,657
		（うち当期純利益）	（423）
資産合計	11,758	負債・純資産合計	11,758

第 10 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

東京都港区三田２丁目７番13号ＴＤＳ三田ビル６Ｆ

株式会社アクル

代表取締役　近藤　　修

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	194,339	流動負債	64,018
固定資産	90,169	固定負債	92,748
		株主資本	97,742
		資本金	11,130
		資本剰余金	59,130
		資本準備金	11,130
		その他資本剰余金	48,000
		利益剰余金	27,481
		その他利益剰余金	27,481
		（うち当期純利益）	（33,663）
		新株予約権	30,000
資産合計	284,507	負債・純資産合計	284,507

第 10 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号

ＲＩＺＡＰ建設株式会社

（旧商号：ＲＩＺＡＰビジネスソリューションズ株式会社）

（旧商号：ＲＩＺＡＰトレーディング株式会社）

代表取締役　幕田　　純

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,838	流動負債	211,717
		株主資本	△208,879
		資本金	1,000
		利益剰余金	△209,879
		その他利益剰余金	△209,879
		（うち当期純損失）	（285）
資産合計	2,838	負債・純資産合計	2,838

第 29 期 決 算 公 告

令和８年３月31日　東京都港区芝３丁目２番18号

株式会社Ｄ・Ｒ・Ｍ

代表取締役　住谷　英一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,593,696	流動負債	7,220,560
固定資産	6,563,550	賞与引当金	8,954
		固定負債	6,995,120
		退職給付引当金	32,304
		株主資本	5,941,566
		資本金	96,000
		資本剰余金	384,000
		その他資本剰余金	384,000
		利益剰余金	5,461,566
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	5,456,566
		（うち当期純利益）	（931,908）
資産合計	20,157,246	負債・純資産合計	20,157,246

第 29 期 決 算 公 告

令和８年３月31日

東京都江東区豊洲三丁目２番24号豊洲フォレシア11階

アルティウムジャパン株式会社

代表取締役　アリストレリト・ボリセイ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	526,410	流動負債	334,304
固定資産	28,724	固定負債	65,240
有形固定資産	774	（うち退職給与引当金）	（47,025）
投資その他の資産	27,950	負債合計	399,545
		株主資本	155,589
		資本金	10,000
		利益剰余金	145,589
		利益準備金	1,080
		その他利益剰余金	144,509
		（うち当期純利益）	（8,825）
		純資産合計	155,589
資産合計	555,135	負債・純資産合計	555,135

第 5 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

東京都品川区西品川一丁目１番１号

住友不動産大崎ガーデンタワー９階

ペガサス・テック・ホールディングス株式会社

代表取締役　エムディー・アニス・ウッザマン

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,628,646	流動負債	150,124
固定資産	3,127,305	株主資本	4,605,827
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,478,208
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	4,378,208
		利益剰余金	27,618
		その他利益剰余金	27,618
		（うち当期純利益）	（36,117）
合計	4,755,951	合計	4,755,951

第 6 期 決 算 公 告

令和８年３月26日　北海道函館市鈴蘭丘町３番地63

ＮＤＫ　ＳＡＷ　ｄｅｖｉｃｅｓ株式会社

代表取締役　呉　　凱

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,383	流動負債	256
固定資産	2,140	固定負債	95
繰延資産	1	（退職給付引当金）	（92）
		負債合計	351
		株主資本	3,173
		資本金	1,552
		資本剰余金	1,924
		資本準備金	1,551
		その他資本剰余金	374
		利益剰余金	△303
		その他利益剰余金	△303
		純資産合計	3,173
資産合計	3,524	負債・純資産合計	3,524

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,564
売上原価	1,500
売上総利益	65
販売費及び一般管理費	496
営業損失	431
営業外収益	5
営業外費用	53
経常損失	479
税引前当期純損失	479
法人税、住民税及び事業税	7
当期純損失	486

第 66 期決算公告

令和８年３月27日

東京都港区芝４―17―５相鉄田町ビル８階

ＰＡＣＲＡＦＴ株式会社

代表取締役社長　髙畠　　敦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	13,892,875
	固定資産	3,925,195
	資産合計	17,818,070
負債及び純資産の部	流動負債	5,930,121
	固定負債	621,639
	株主資本	11,266,309
	資本金	245,000
	資本剰余金	195,000
	資本準備金	195,000
	利益剰余金	10,826,309
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	10,813,809
	（うち当期純利益）	（1,738,593）
	負債・純資産合計	17,818,070

第２期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区北青山三丁目８番５号
L'Officiel Group Japan株式会社
代表取締役
フェリドゥン・ハムドゥッラープル

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	82,500
	資産合計	82,500
負純資債及産のび部	流動負債	70,000
	負債合計	70,000
	株主資本	12,500
	資本金	100,000
	利益剰余金	△87,500
	その他利益剰余金	△87,500
	（うち当期純損失）	(70,000)
	純資産合計	12,500
	負債・純資産合計	82,500

第 53 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

神奈川県川崎市幸区堀川町66－２
ＴＶＳ　ＲＥＧＺＡ株式会社
代表取締役　王　　偉

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	35,896	流動負債	24,165
固定資産	3,971	固定負債	3,284
		株主資本	12,417
		資本金	100
		利益剰余金	12,317
		その他利益剰余金	12,317
資産合計	39,867	負債・純資産合計	39,867

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	89,496
売上原価	61,831
売上総利益	27,665
販売費及び一般管理費	17,534
営業利益	10,131
営業外収益	418
営業外費用	12
経常利益	10,537
特別損失	240
税引前当期純利益	10,297
法人税、住民税及び事業税	135
法人税等調整額	2,184
当期純利益	7,977

第２期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区四番町４番地９
新東京国際リーガル内
ＡＭＴＤ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役
フェリドゥン・ハムドゥッラープル

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	41,700
	資産合計	41,700
負純資債及産のび部	流動負債	70,000
	負債合計	70,000
	株主資本	△28,300
	資本金	100,000
	利益剰余金	△128,300
	その他利益剰余金	△128,300
	（うち当期純損失）	(70,000)
	純資産合計	△28,300
	負債・純資産合計	41,700

第 59 期 決 算 公 告

2026年４月27日
神奈川県横須賀市内川二丁目３番１号
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
代表取締役社長　山﨑　　肇

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	39,301	流動負債	43,263
固定資産	9,192	固定負債	6,051
		負債合計	49,315
		株主資本	△820
		資本金	11,214
		資本剰余金	8,213
		資本準備金	8,213
		利益剰余金	△20,249
		利益準備金	1,016
		その他利益剰余金	△21,265
		純資産合計	△820
資産合計	48,494	負債・純資産合計	48,494

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	10,347
売上原価	7,185
売上総利益	3,162
販売費及び一般管理費	1,226
営業利益	1,936
営業外損益	△368
経常利益	1,567
特別損益	△2,411
税引前当期純損失	843
法人税、住民税及び事業税	3
当期純損失	847

第 13 期 決 算 公 告

令和８年４月27日
東京都千代田区一番町８番地
イー・アソシエイツ株式会社
代表取締役社長　近藤　忠雄

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	177,412
	固定資産	106,785
	資産合計	284,197
負純資債及産のび部	流動負債	162,797
	固定負債	340,097
	株主資本	△218,697
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	△418,697
	その他利益剰余金	△418,697
	（うち当期純損失）	(281,630)
	負債・純資産合計	284,197

第 59 期 決 算 公 告

2026年３月31日
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目６番20号
日本ヒルティ株式会社
代表取締役　堺　　直樹

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,205	流動負債	9,030
固定資産	3,206	固定負債	4,799
		（うち退職給付引当金）	(705)
		負債合計	13,830
		株主資本	6,581
		資本金	3,200
		資本剰余金	929
		資本準備金	929
		利益剰余金	2,451
		その他利益剰余金	2,451
		純資産合計	6,581
資産合計	20,411	負債・純資産合計	20,411

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	21,708
売上原価	11,963
売上総利益	9,745
販売費及び一般管理費	8,917
営業利益	827
営業外収益	0
営業外費用	117
経常利益	710
特別損失	0
税引前当期純利益	710
法人税、住民税及び事業税	383
法人税等調整額	△ 50
当期純利益	376

第 73 期決算公告

令和８年４月27日
東京都中央区京橋二丁目５番15号
ディップソール株式会社
代表取締役社長　高橋　和重

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,985
	固定資産	4,319
	合計	7,304
負純資債及産のび部	流動負債	920
	固定負債	135
	株主資本	6,249
	資本金	98
	資本剰余金	52
	資本準備金	52
	利益剰余金	6,099
	利益準備金	37
	その他利益剰余金	6,062
	（うち当期純利益）	(2,102)
	合計	7,304

第 68 期 決 算 公 告

令和８年４月27日
東京都足立区六月三丁目19番15号
株式会社鈴木産業
代表取締役　鈴木　憲夫

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	39,944
	固定資産	4,699
	資産合計	44,644
負純資債及産のび部	流動負債	12,276
	固定負債	47,801
	株主資本	△15,433
	資本金	48,000
	利益剰余金	△63,433
	その他利益剰余金	△63,433
	（うち当期純損失）	(26,930)
	負債・純資産合計	44,644

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日
東京都足立区六月三丁目一九番一五号
株式会社鈴木産業
代表取締役　鈴木　憲夫

第 20 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

東京都新宿区四谷四丁目30

株式会社ＧＰＰ

代表取締役　飯沼　孝壮

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4
	固定資産	3
	繰延資産	—
	資産合計	7
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	7
	資本金	10
	利益剰余金	△3
	その他利益剰余金	△3
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	7

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十七日

東京都新宿区四谷四丁目三〇

（甲）株式会社ＧＰＰ

代表取締役　飯沼　孝壮

熊本県熊本市西区春日三丁目一五―一七

（乙）有限会社アルファ

代表取締役　飯沼　孝壮

第 25 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館20Ｆ

スリオジャパン株式会社

代表取締役　高橋　由幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,496,070,385
	固定資産	91,354,101
	合計	1,587,424,486
負債及び純資産の部	流動負債	204,659,210
	株主資本	1,382,765,276
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	1,282,765,276
	利益準備金	25,000,000
	その他利益剰余金	1,257,765,276
	（うち当期純利益）	(105,432,049)
	合計	1,587,424,486

令和８年４月27日

東京都港区赤坂二丁目14番５号

Ｄａｉｗａ赤坂ビル７階

株式会社ＳＡＯ不動産

代表取締役　白須　靖浩

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	496,683
	固定資産	29,500
	繰延資産	326
	資産合計	526,510
負債及び純資産の部	流動負債	26,840
	株主資本	499,669
	資本金	500,100
	利益剰余金	△430
	その他利益剰余金	△430
	（うち当期純損失）	(430)
	負債・純資産合計	526,510

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億十万円減少し、資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都港区赤坂二丁目一四番五号Ｄａｉｗａ赤坂ビル七階

株式会社ＳＡＯ不動産

代表取締役　白須　靖浩

第 34 期決算公告

令和８年４月23日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番３号

横浜マリノス株式会社

代表取締役　中山　昭宏

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,127,560
	固定資産	1,279,182
	合計	3,406,743
負債及び純資産の部	流動負債	3,122,386
	固定負債	185,884
	株主資本	98,472
	資本金	99,000
	資本剰余金	6,378
	資本準備金	6,378
	利益剰余金	△ 6,905
	その他利益剰余金	△ 6,905
	（うち当期純利益）	(3,124)
	合計	3,406,743

令和８年４月27日

東京都渋谷区南平台町１番１号

株式会社ナカヤ

代表取締役　多田　尚二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,128,543
	固定資産	10,892,611
	合計	15,021,154
負債及び純資産の部	流動負債	89,651
	固定負債	559,147
	株主資本	14,372,355
	資本金	42,700
	資本剰余金	8,977,711
	資本準備金	5,996,714
	その他資本剰余金	2,980,997
	利益剰余金	5,351,943
	その他利益剰余金	5,351,943
	（うち当期純利益）	(232,475)
	合計	15,021,154

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十九億九千六百七十一万四千百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区南平台町一番一号

株式会社ナカヤ

代表取締役　多田　尚二

第 27 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

福井市下河北町第11号８番地１

株式会社エクスタイル

代表取締役　佐藤　清純

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	759,026
	固定資産	416,395
	合計	1,175,422
負債及び純資産の部	流動負債	51,852
	固定負債	32,500
	退職給付引当金	32,500
	株主資本	1,091,070
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,081,070
	その他利益剰余金	1,081,070
	（うち当期純利益）	(32,051)
	合計	1,175,422

第 5 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

東京都千代田区神田神保町一丁目24番地１

Ｄｉｖｅｒ―Ｘ株式会社

代表取締役　迫田　大翔

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,482
	合計	81,482
負債及び純資産の部	流動負債	57,762
	固定負債	22,340
	株主資本	1,380
	資本金	50,000
	資本剰余金	159,486
	資本準備金	159,486
	利益剰余金	△208,105
	その他利益剰余金	△208,105
	（うち当期純損失）	(29,547)
	合計	81,482

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千三百五十万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区神田神保町一丁目二四番地一

Ｄｉｖｅｒ―Ｘ株式会社

代表取締役　迫田　大翔

第 22 期決算公告

令和８年２月25日

長野市平林一丁目22番３号

ニューＹＳビル202

株式会社防災ダイレクト

代表取締役　鈴木　由知

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,040,573
	固定資産	35,822
	資産合計	1,076,394
負債及び純資産の部	流動負債	41,589
	固定負債	0
	株主資本	1,034,805
	資本金	3,000
	資本剰余金	9,000
	利益剰余金	1,022,805
	その他利益剰余金	1,022,805
	（うち当期純利益）	(32,323)
	負債・純資産合計	1,076,394

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記のとおりです。

(甲)計算書類の公告義務はありません。

(乙)令和八年四月二十七日

神奈川県平塚市紅谷町一二番二二号一〇階

(甲)株式会社ＬＳＹ

代表取締役　山下　裕之

神奈川県平塚市紅谷町九番一号リーデンスタワー湘南平塚二Ｆ・Ｌ－Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｃｅｎｔｅｒ二〇四Ｎ

(乙)有限会社トレオハス

取締役　鬼原　浩彰

第59期決算公告

令和８年４月27日

神奈川県平塚市紅谷町12番22号10階

株式会社ＬＳＹ

代表取締役　山下　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,090,398
	固定資産	3,806,618
	合計	4,897,016
負債及び純資産の部	流動負債	594,016
	固定負債	3,736,470
	株主資本	566,528
	資本金	30,000
	利益剰余金	536,528
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	536,478
	（うち当期純利益）	(194,537)
	合計	4,897,016

第142期決算公告

令和８年４月27日

愛知県豊橋市下五井町青木110番地

株式会社豊橋魚市場

代表取締役　堀江　雄太

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,797,054
	固定資産	458,367
	合計	5,255,421
負債及び純資産の部	流動負債	3,330,092
	固定負債	262,944
	株主資本	1,662,385
	資本金	80,000
	資本剰余金	1,155
	利益剰余金	1,587,730
	利益準備金	31,800
	その他利益剰余金	1,555,930
	（うち当期純利益）	(131,505)
	自己株式	△6,500
	合計	5,255,421

第67期決算公告

令和８年４月27日

徳島県阿南市新野町北宮の久保30番地

メグミフーズ株式会社

代表取締役　神原　輝福

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,856,330
	固定資産	2,431,964
	合計	6,288,294
負債及び純資産の部	流動負債	2,006,190
	固定負債	803,232
	株主資本	3,478,871
	資本金	14,000
	利益剰余金	3,464,871
	利益準備金	840
	その他利益剰余金	3,464,031
	（うち当期純損失）	(42,151)
	合計	6,288,294

第34期決算公告

令和８年４月27日

神奈川県鎌倉市大船二丁目19番15号

ＭｉＺ株式会社

代表取締役　佐藤　文平

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	183,111,117
	固定資産	382,167,983
	繰延資産	367,923
	資産合計	565,647,023
負債及び純資産の部	流動負債	45,674,986
	固定負債	214,693,000
	株主資本	305,279,037
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	255,279,037
	利益準備金	3,000,000
	その他利益剰余金	252,279,037
	（うち当期純損失）	(253,331,855)
	負債・純資産合計	565,647,023

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社鎌倉土地建物（本店　神奈川県鎌倉市大船二丁目一九番一五号）に対して、当社が保有する不動産の保有、維持管理、利用提供、賃貸その他これらに附随関連する事業（建物保守・修繕管理、清掃・警備契約の管理、保険契約の締結及び管理、固定資産税管理を含む）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

神奈川県鎌倉市大船二丁目一九番一五号

ＭｉＺ株式会社

代表取締役　佐藤　文平

第29期決算公告

令和８年４月27日

福岡市博多区博多駅東３丁目12―１

アバンダント95　701号

スクレッティング株式会社

代表取締役　朴　基顕

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,790,245
	固定資産	1,970,301
	資産合計	11,760,546
負債及び純資産の部	流動負債	9,717,415
	固定負債	111,194
	株主資本	1,931,937
	資本金	499,000
	利益剰余金	1,432,937
	利益準備金	124,750
	その他利益剰余金	1,308,187
	（うち当期純利益）	(292,499)
	負債・純資産合計	11,760,546

第28期決算公告

令和８年４月27日

新潟市中央区花園一丁目１番15号２

株式会社絆コーポレーション

代表取締役　小川　潤也

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	248,101
	固定資産	32,696
	合計	280,797
負債及び純資産の部	流動負債	48,813
	株主資本	231,984
	資本金	20,000
	利益剰余金	211,984
	利益準備金	1,300
	その他利益剰余金	210,684
	（うち当期純利益）	(19,752)
	合計	280,797

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ケアスタッフ（住所新潟市中央区花園一丁目一番一五号二）に対して当社のケアスタッフ事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

新潟市中央区花園一丁目一番一五号二

株式会社絆コーポレーション

代表取締役　小川　潤也

第57期決算公告

令和８年３月10日

福島県喜多方市字長内7840番地

株式会社レゾナック軽金属

代表取締役　江田　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	897,622
	固定資産	193,712
	資産合計	1,091,334
負債及び純資産の部	流動負債	1,197,532
	固定負債	341,895
	株主資本	△448,093
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	△598,093
	利益準備金	6,900
	別途積立金	5,894
	その他利益剰余金	△610,887
	（うち当期純利益）	(204,826)
	負債・純資産合計	1,091,334

令和８年４月27日

愛知県豊橋市西幸町字笠松38番地の10

日下建設株式会社

代表取締役　増田　好則

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,401,924
	固定資産	356,532
	資産合計	1,758,456
負債及び純資産の部	流動負債	354,593
	株主資本	1,403,863
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,373,863
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,366,363
	（うち当期純利益）	(104,596)
	負債・純資産合計	1,758,456

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十二億一千八百五十八万六千四百六十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

愛知県豊橋市西幸町字笠松三八番地の一〇

日下建設株式会社

代表取締役　増田　好則

第 11 期 決 算 公 告

令和８年４月27日
京都府亀岡市千代川町明晴四丁目２番地８
株式会社小林鉄筋工業
代表取締役　小林幸一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	145,905
	固定資産	332,997
	合計	478,902
負債及び純資産の部	流動負債	11,405
	固定負債	441,915
	株主資本	25,581
	資本金	1,000
	利益剰余金	24,581
	その他利益剰余金	24,581
	（うち当期純利益）	(5,642)
	合計	478,902

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十七日
京都府亀岡市保津町下大年四―一
（甲）株式会社Ｂｅｌｌｅｓｉａ
代表取締役　小林瞭太郎
京都府亀岡市千代川町明晴四丁目二番地八
（乙）株式会社小林鉄筋工業
代表取締役　小林幸一郎

第 19 期決算公告　令和８年４月27日

福島県耶麻郡猪苗代町字葉山7105番地
株式会社モータープロ
代表取締役　遠藤　昭二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	104
	固定資産	0
	合計	104
負債及び純資産の部	株主資本	104
	資本金	10
	資本剰余金	92
	その他資本剰余金	92
	利益剰余金	1
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	△18
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	104

第 54 期決算公告　令和８年４月27日

鳥取県倉吉市八屋231番地５
ウエニ電器株式会社
代表取締役　廣木　肇

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	77,597
	固定資産	78,889
	繰延資産	5,029
	合計	161,515
負債及び純資産の部	流動負債	11,586
	固定負債	69
	株主資本	149,859
	資本金	10,000
	利益剰余金	385,909
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	385,709
	自己株式	△246,050
	（うち当期純損失）	(17,677)
	合計	161,515

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した事業年度はありません。

令和八年四月二十七日
鳥取県倉吉市八屋二三一番地五
（甲）ウエニ電器株式会社
代表取締役　廣木　肇
東京都渋谷区恵比寿一丁目二四番七号
（乙）株式会社ｃｅｗａｔｅｒ
代表取締役　廣木　肇

第 4 期決算公告　令和８年４月27日

埼玉県さいたま市浦和区常盤７―３―16
株式会社エコロジーフォース
代表取締役　松本　朗

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,383,892
	固定資産	76,320
	合計	1,460,211
負債及び純資産の部	流動負債	933,956
	固定負債	13,240
	株主資本	513,016
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	503,016
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	503,016
	（うち当期純利益）	(309,944)
	合計	1,460,211

第 22 期決算公告　令和８年４月27日

岡山県津山市一方335番地の１
ツチダ産業株式会社
代表取締役　永山久一朗

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,512,286
	固定資産	490,572
	合計	2,002,858
負債及び純資産の部	流動負債	402,805
	固定負債	7,911
	株主資本	1,592,141
	資本金	20,000
	資本剰余金	28,987
	その他資本剰余金	28,987
	利益剰余金	1,543,154
	その他利益剰余金	1,543,154
	（うち当期純利益）	(242,130)
	合計	2,002,858

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十七日
岡山県津山市一方三三五番地の一
（甲）ツチダ産業株式会社
代表取締役　永山久一朗
岡山県久米郡美咲町金堀八二番地二
（乙）有限会社このは
代表取締役　末長　靖士

第 50 期決算公告　令和８年４月27日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―11―９
日本環境クリアー株式会社
代表取締役　杉山　英司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	889,718
	固定資産	98,309
	合計	988,028
負債及び純資産の部	流動負債	523,608
	固定負債	2,399
	株主資本	462,021
	資本金	70,000
	資本剰余金	6,500
	資本準備金	6,500
	利益剰余金	385,521
	利益準備金	14,915
	その他利益剰余金	370,606
	（うち当期純利益）	(37,623)
	合計	988,028

第 28 期 決 算 公 告

令和８年４月27日
福岡県久留米市山川神代一丁目４番31号
株式会社みらいふ
代表取締役　古下　裕二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,031,208
	固定資産	3,056,416
	資産合計	10,087,624
負債及び純資産の部	流動負債	3,808,173
	固定負債	0
	株主資本	6,279,451
	資本金	50,000
	利益剰余金	6,229,451
	その他利益剰余金	6,229,451
	（うち当期純利益）	(738,752)
	負債・純資産合計	10,087,624

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十七日
福岡県久留米市山川神代一丁目四番三一号
（甲）株式会社みらいふ
代表取締役　古下　裕二
愛媛県松山市福角町甲五三六番地
（乙）有限会社堀江サッシ工業
代表取締役　藤井　隆久

第 2 期 決 算 公 告

令和８年４月27日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
霞が関ビル５階
リズム・キャピタル・ジャパン株式会社
代表取締役　北濱　哲

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,356,749
	固定資産	860,000
	資産合計	4,216,749
負債及び純資産の部	流動負債	115,972,991
	株主資本	△111,756,242
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△121,756,242
	その他利益剰余金	△121,756,242
	（うち当期純損失）	(120,214,774)
	負債・純資産合計	4,216,749

第28期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
丸の内ビルディング
オークツリー・ジャパン株式会社
代表取締役　竹入　厚志

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	925
	固定資産	531
	資産合計	1,457
負債及び純資産の部	流動負債	841
	賞与引当金	268
	固定負債	132
	退職給付引当金	69
	株主資本	483
	資本金	50
	利益剰余金	433
	その他利益剰余金	433
	（うち当期純利益）	(33)
	負債・純資産合計	1,457

第10期決算公告

令和８年４月27日
北九州市小倉南区大字木下589番地２
株式会社Ｙｏｕｍｅシステム
代表取締役　阿部　賢治

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	32,481,326
	固定資産	21,442,512
	合計	53,923,838
負債及び純資産の部	流動負債	2,077,138
	固定負債	31,383,000
	株主資本	20,463,700
	資本金	22,900,000
	利益剰余金	7,263,700
	利益準備金	862,000
	その他利益剰余金	6,401,700
	（うち当期純損失）	(517,524)
	自己株式	△9,700,000
	合計	53,923,838

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し九百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日
北九州市小倉南区大字木下五八九番地二
株式会社Ｙｏｕｍｅシステム
代表取締役　阿部　賢治

第10期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区麹町１－４－４
株式会社Ｍ＆Ａクラウド
代表取締役　前川　拓也

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	596,574
	固定資産	121,439
	資産合計	718,013
負債及び純資産の部	流動負債	453,126
	（うち賞与引当金）	(249)
	固定負債	458,806
	株主資本	△193,919
	資本金	100,000
	資本剰余金	900,000
	資本準備金	900,000
	利益剰余金	△1,193,919
	その他利益剰余金	△1,193,919
	（うち当期純損失）	(341,827)
	負債・純資産合計	718,013

第13期決算公告

令和８年３月31日
東京都港区虎ノ門二丁目４番７号Ｔ－ＬＩＴＥ13階
カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
代表取締役　山田　亮太

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,324	流動負債	1,296
固定資産	8,695	固定負債	17,790
		負債合計	19,086
		株主資本	2,658
		資本金	1,100
		資本剰余金	1,000
		利益剰余金	558
		その他利益剰余金	558
		評価・換算差額等	△725
		その他有価証券評価差額金	△725
		純資産合計	1,933
資産合計	21,019	負債・純資産合計	21,019

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,637
売上原価	464
売上総利益	1,173
販売費及び一般管理費	695
営業利益	478
営業外収益	186
営業外費用	620
経常利益	44
特別利益	12
税引前当期純利益	56
法人税、住民税及び事業税	23
法人税等調整額	△8
当期純利益	41

第16期決算公告

令和８年４月27日
東京都豊島区東池袋５丁目51番12号
株式会社マルエツフレッシュフーズ
代表取締役社長　細川　忍

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,979,221
	固定資産	9,120
	合計	2,988,341
負債及び純資産の部	流動負債	2,053,396
	固定負債	1,750,000
	株主資本	△815,056
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	△915,056
	その他利益剰余金	△915,056
	（うち当期純利益）	(188,851)
	合計	2,988,341

第9期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区西新橋二丁目35番２号ＹＰ虎ノ門５Ｆ
アクゾノーベルコーティング株式会社
代表取締役　大澤　勝彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,417	流動負債	2,505
固定資産	669	賞与引当金	80
		製品保証引当金	10
		固定負債	2,000
		退職給付引当金	146
		株主資本	1,581
		資本金	800
		資本剰余金	381
		資本準備金	381
		利益剰余金	399
		その他利益剰余金	399
資産合計	6,086	負債・純資産合計	6,086

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,055
売上原価	5,298
売上総利益	2,757
販売費及び一般管理費	1,926
営業利益	830
営業外収益	2
営業外費用	37
経常利益	795
特別損失	0
税引前当期純利益	794
法人税、住民税及び事業税	227
法人税等調整額	△34
当期純利益	601

第3期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区麹町二丁目10番地３
ＴＥＲＡＤＡ麹町ビル
バイオクリスト・ジャパン株式会社
代表取締役　大西久美子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	377,847,482
	固定資産	14,435,674
	資産合計	392,283,156
負債及び純資産の部	流動負債	65,350,959
	固定負債	275,810
	株主資本	326,656,387
	資本金	262,582,001
	利益剰余金	64,074,386
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	64,074,386
	（うち当期純利益）	(45,788,995)
	負債・純資産合計	392,283,156

第21期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区三田三丁目５番19号33階
ＦＰＴジャパンホールディングス株式会社
代表取締役　ド・ヴァン・カック

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,150,275	流動負債	10,508,790
固定資産	17,201,546	固定負債	8,174,179
		退職給付引当金	122,781
		その他	8,051,398
		株主資本	4,668,852
		資本金	2,300,000
		資本剰余金	1,900,000
		資本準備金	1,900,000
		利益剰余金	468,852
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	393,852
資産合計	23,351,821	負債・純資産合計	23,351,821

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	6,281,930
売上原価	1,037,073
売上総利益	5,244,857
販売費及び一般管理費	5,061,878
営業利益	182,979
営業外収益	1,855,900
営業外費用	2,002,450
経常利益	36,430
特別損失	581
税引前当期純利益	35,850
法人税、住民税及び事業税	90,757
法人税等調整額	△43,948
当期純損失	10,960

第　２　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区三田三丁目５番19号33階

ＦＰＴスマートクラウドジャパン株式会社

代表取締役　グエン・フウ・ロン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,383,390	流動負債	353,249
固定資産	5,418,657	固定負債	2,219
		退職給付引当金	2,219
		負債合計	355,468
		株主資本	13,446,578
		資本金	8,250,000
		資本剰余金	6,750,000
		資本準備金	6,750,000
		利益剰余金	△1,553,422
		その他利益剰余金	△1,553,422
		純資産合計	13,446,578
資産合計	13,802,046	負債・純資産合計	13,802,046

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	192,793
売上原価	1,798,197
売上総損失	1,605,404
販売費及び一般管理費	308,825
営業損失	1,914,229
営業外収益	437,255
営業外費用	60,872
経常損失	1,537,846
税引前当期純損失	1,537,846
法人税、住民税及び事業税	2,319
当期純損失	1,540,165

第８期決算公告

令和８年４月27日

東京都港区三田三丁目５番19号33階

ＦＰＴコンサルティングジャパン株式会社

代表取締役　グエン・フウ・ロン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,765,450
	固定資産	274,733
	資産合計	4,040,183
負債及び純資産の部	流動負債	2,433,779
	固定負債	275,419
	退職給付引当金	275,419
	株主資本	1,330,984
	資本金	270,000
	資本剰余金	70,000
	資本準備金	70,000
	利益剰余金	990,984
	その他利益剰余金	990,984
	（うち当期純利益）	（536,197）
	負債・純資産合計	4,040,183

第　５　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

つくばファシリティ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	10,265	流動負債	96
固定資産	10,265	固定負債	9,071
特定資産合計	10,265	負債合計	9,167
その他の資産	638	社員資本	1,737
流動資産	629	特定資本金	21
固定資産	8	優先資本金	3,605
繰延資産	0	剰余金	△1,889
その他の資産合計	638	純資産合計	1,737
資産合計	10,904	負債・純資産合計	10,904

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	166
営業費用	821
営業損失	655
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	654
税引前当期純損失	654
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	655

第８期決算公告

令和８年４月27日

東京都港区芝公園１－７－６・６階

ＦＰＴソフトウェアジャパン株式会社

代表取締役　ド・ヴァン・カック

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	18,663,537
	固定資産	291,448
	資産合計	18,954,985
負債及び純資産の部	流動負債	15,660,689
	固定負債	852,285
	退職給付引当金	810,593
	株主資本	2,442,011
	資本金	90,000
	資本剰余金	201,935
	利益剰余金	2,150,076
	利益準備金	28,980
	その他利益剰余金	2,121,096
	（うち当期純利益）	（1,645,493）
	負債・純資産合計	18,954,985

第　５　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

八王子ＰＪ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	7,153	流動負債	77
固定資産	7,153	固定負債	5,740
特定資産合計	7,153	負債合計	5,817
その他の資産	265	社員資本	1,600
流動資産	243	特定資本金	20
繰延資産	22	優先資本金	2,571
		剰余金	△990
その他の資産合計	265	純資産合計	1,600
資産合計	7,418	負債・純資産合計	7,418

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	54
営業費用	471
営業損失	417
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	416
税引前当期純損失	416
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	417

第９期決算公告

令和８年４月27日

東京都港区芝公園１－７－６・６階

ＦＰＴテクノジャパン株式会社

代表取締役　グェン・ホアン・リン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,429,007
	固定資産	22,926
	資産合計	1,451,933
負債及び純資産の部	流動負債	1,098,215
	固定負債	79,644
	退職給付引当金	60,881
	株主資本	274,074
	資本金	51,000
	資本剰余金	114,939
	利益剰余金	108,135
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	95,635
	（うち当期純利益）	（81,228）
	負債・純資産合計	1,451,933

第　４　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

勝どきプロパティ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	90,134	流動負債	1,802
流動資産	5,485	固定負債	66,358
固定資産	84,648	負債合計	68,161
特定資産合計	90,134	社員資本	24,742
その他の資産	2,769	特定資本金	53
流動資産	2,585	優先資本金	27,920
固定資産	177	剰余金	△3,230
繰延資産	6		
その他の資産合計	2,769	純資産合計	24,742
資産合計	92,904	負債・純資産合計	92,904

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,450
営業費用	5,208
営業損失	1,757
営業外収益	11
営業外費用	0
経常損失	1,745
税引前当期純損失	1,745
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,747

第28期決算公告

令和８年４月27日

東京都品川区大崎二丁目11番１号

ターボシステムズユナイテッド株式会社

代表取締役社長　吉成　宏昭

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,369,703
	固定資産	1,035,081
	資産合計	6,404,785
負債及び純資産の部	流動負債	4,267,341
	（引当金）	（254,275）
	固定負債	585,857
	株主資本	1,551,585
	資本金	400,000
	利益剰余金	1,151,585
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	1,051,585
	（うち当期純利益）	（567,577）
	負債・純資産合計	6,404,785

第１期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区大手町二丁目２番２号
ＪＳＦＰマネジメント株式会社
代表取締役　山口　亮

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,554
	固定資産	728,500
	繰延資産	557
	合計	732,611
負債及び純資産の部	流動負債	3,977
	固定負債	—
	株主資本	728,634
	資本金	371,360
	資本剰余金	371,360
	資本準備金	371,360
	利益剰余金	△14,085
	その他利益剰余金	△14,085
	（うち当期純損失）	（14,085）
	合計	732,611

第４期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
谷田部ファシリティ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	15,490	流動負債	52
固定資産	15,490	固定負債	13,300
特定資産合計	15,490	負債合計	13,352
その他の資産	1,229	社員資本	3,367
流動資産	1,173	特定資本金	0
固定資産	51	優先資本金	4,676
繰延資産	4	剰余金	△1,309
その他の資産合計	1,229	純資産合計	3,367
資産合計	16,719	負債・純資産合計	16,719

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	972
営業損失	972
営業外収益	4
営業外費用	0
経常損失	967
税引前当期純損失	967
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	968

第６期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
ＭＭホテルシステムズ株式会社
代表取締役　鈴木　亨

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,600,702
	固定資産	240
	合計	1,600,942
負債及び純資産の部	流動負債	1,026,402
	固定負債	574,958
	株主資本	△418
	資本金	100
	利益剰余金	△518
	繰越利益剰余金	△518
	（うち当期純損失）	（1,613）
	合計	1,600,942

第４期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
境古河ファシリティ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	20,205	流動負債	67
固定資産	20,205	固定負債	17,064
特定資産合計	20,205	負債合計	17,132
その他の資産	1,405	社員資本	4,478
流動資産	1,359	特定資本金	20
固定資産	37	優先資本金	6,030
繰延資産	8	剰余金	△1,571
その他の資産合計	1,405	純資産合計	4,478
資産合計	21,610	負債・純資産合計	21,610

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	130
営業費用	1,273
営業損失	1,142
営業外収益	5
営業外費用	0
経常損失	1,137
税引前当期純損失	1,137
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,139

第２期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
ミライズ・キャピタル株式会社
代表取締役　阿部　昌彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	138,227
	固定資産	1,308
	資産合計	139,536
負債及び純資産の部	流動負債	16,717
	株主資本	122,819
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	92,819
	その他利益剰余金	92,819
	（うち当期純利益）	（46,774）
	負債・純資産合計	139,536

第４期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
大阪ロジスティクス特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	7,400	流動負債	461
固定資産	7,400	固定負債	5,798
特定資産合計	7,400	負債合計	6,259
その他の資産	1,145	社員資本	2,285
流動資産	1,135	特定資本金	0
固定資産	8	優先資本金	2,653
繰延資産	1	剰余金	△367
その他の資産合計	1,145	純資産合計	2,285
資産合計	8,545	負債・純資産合計	8,545

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	151
営業費用	366
営業損失	215
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	214
税引前当期純損失	214
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	215

第12期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区丸の内２－４－１
キャニオン・キャピタル・ジャパン株式会社
代表取締役　西川　友也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	408,609,573
	固定資産	46,779,010
	資産合計	455,388,583
負債及び純資産の部	流動負債	58,263,955
	株主資本	397,124,628
	資本金	90,000,000
	資本剰余金	172,118,932
	資本準備金	80,000,000
	その他資本剰余金	92,118,932
	利益剰余金	135,005,696
	その他利益剰余金	135,005,696
	（うち当期純利益）	（25,756,669）
	負債・純資産合計	455,388,583

第４期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
江坂インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	16,878	流動負債	511
流動資産	1,109	固定負債	11,027
固定資産	15,768	負債合計	11,539
特定資産合計	16,878	社員資本	6,144
その他の資産	805	特定資本金	20
流動資産	772	優先資本金	6,307
固定資産	27	剰余金	△182
繰延資産	6		
その他の資産合計	805	純資産合計	6,144
資産合計	17,684	負債・純資産合計	17,684

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	845
営業費用	958
営業損失	112
営業外収益	2
営業外費用	0
経常損失	110
税引前当期純損失	110
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	111

第　5　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

加須ファシリティ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	5,428	流動負債	27
流動資産	0	固定負債	4,500
固定資産	5,428	**負債合計**	**4,527**
特定資産合計	**5,428**	社員資本	1,253
その他の資産	352	特定資本金	20
流動資産	345	優先資本金	1,930
固定資産	4	剰余金	△696
繰延資産	1		
その他の資産合計	**352**	**純資産合計**	**1,253**
資産合計	**5,780**	**負債・純資産合計**	**5,780**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2
営業費用	362
営業損失	359
営業外収益	1
営業外費用	0
経常損失	358
税引前当期純損失	358
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	359

第１期決算公告　　令和８年４月27日

東京都千代田区丸の内２丁目７番２号
ＪＰタワー23階

株式会社
エスコーポレートソリューションズ

代表取締役　武林　　聡

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	91,661
	固定資産	140,820
	資産合計	**232,481**
負債及び純資産の部	流動負債	52,073
	固定負債	163,416
	株主資本	16,991
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,991
	その他利益剰余金	6,991
	（うち当期純利益）	（6,991）
	負債・純資産合計	**232,481**

第　3　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

銀座６丁目特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	13,341	流動負債	298
流動資産	197	固定負債	10,000
固定資産	13,144	**負債合計**	**10,298**
特定資産合計	**13,341**	社員資本	3,793
その他の資産	750	特定資本金	0
流動資産	700	優先資本金	6,210
固定資産	42	剰余金	△2,417
繰延資産	7		
その他の資産合計	**750**	**純資産合計**	**3,793**
資産合計	**14,091**	**負債・純資産合計**	**14,091**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	21
営業費用	1,530
営業損失	1,509
営業外収益	2
営業外費用	0
経常損失	1,507
税引前当期純損失	1,507
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,508

第７期決算公告　　令和８年３月27日

東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー15階

イーストディル・セキュアード・ジャパン株式会社

代表取締役　スコット・スモーラー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	67,966,014
	固定資産	970,575
	資産合計	**68,936,589**
負債及び純資産の部	流動負債	11,958,839
	株主資本	56,977,751
	資本金	9,500,000
	利益剰余金	47,477,751
	その他利益剰余金	47,477,751
	（うち当期純利益）	（3,238,387）
	負債・純資産合計	**68,936,589**

第　3　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

ＭＭインベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	36,417	流動負債	751
流動資産	794	固定負債	27,653
固定資産	35,623	**負債合計**	**28,405**
特定資産合計	**36,417**	社員資本	10,191
その他の資産	2,180	特定資本金	0
流動資産	1,517	優先資本金	12,099
固定資産	656	剰余金	△1,908
繰延資産	6		
その他の資産合計	**2,180**	**純資産合計**	**10,191**
資産合計	**38,597**	**負債・純資産合計**	**38,597**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,144
営業費用	1,889
営業損失	744
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	744
税引前当期純損失	744
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	745

第 33 期 決 算 公 告

令和８年３月５日

東京都新宿区新宿二丁目８番８号
株式会社あけぼのエンジニアリング
代表取締役　小暮　敏志

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	193,996
	固定資産	14,089
	資産合計	**208,085**
負債及び純資産の部	流動負債	57,276
	固定負債	6,028
	株主資本	144,781
	資本金	10,000
	利益剰余金	134,781
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	132,281
	（うち当期純利益）	（18,350）
	負債・純資産合計	**208,085**

第　3　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

港インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	15,431	流動負債	658
流動資産	1,156	固定負債	10,974
固定資産	14,274	**負債合計**	**11,632**
特定資産合計	**15,431**	社員資本	5,258
その他の資産	1,459	特定資本金	0
流動資産	1,322	優先資本金	5,400
固定資産	132	剰余金	△141
繰延資産	4		
その他の資産合計	**1,459**	**純資産合計**	**5,258**
資産合計	**16,891**	**負債・純資産合計**	**16,891**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,093
営業費用	1,238
営業損失	145
営業外収益	4
営業外費用	0
経常損失	140
税引前当期純損失	140
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	141

第 11 期決算公告　　令和８年４月27日

東京都品川区西品川一丁目１番１号

株式会社ペガサス・テック・ベンチャーズ・ジャパン

代表取締役　名雲　俊忠

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	122,470
	固定資産	508
	合計	**122,978**
負債及び純資産の部	流動負債	72,750
	株主資本	50,228
	資本金	5,031
	利益剰余金	45,197
	その他利益剰余金	45,197
	（うち当期純利益）	（11,766）
	合計	**122,978**

第１期決算公告　令和８年４月27日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟28階
Enpower Japan株式会社
代表取締役　ヨン・チェ

貸借対照表の要旨（平成30年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,631,157
	固定資産	395,000
	合計	3,026,157
負純資債及産のび部	流動負債	14,016,707
	固定負債	—
	株主資本	△10,990,550
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	△15,990,550
	その他利益剰余金	△15,990,550
	（うち当期純損失）	(15,990,550)
	合計	3,026,157

第３期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
広島観音ロジスティクス特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	21,845	流動負債	212
流動資産	813	固定負債	15,343
固定資産	21,032	負債合計	15,556
特定資産合計	21,845	社員資本	7,068
その他の資産	779	特定資本金	0
流動資産	728	優先資本金	6,780
固定資産	44	剰余金	288
繰延資産	6		
その他の資産合計	779	純資産合計	7,068
資産合計	22,624	負債・純資産合計	22,624

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,191
営業費用	902
営業利益	288
営業外収益	1
営業外費用	0
経常利益	290
税引前当期純利益	290
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	288

第２期決算公告　令和８年４月27日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟28階
Enpower Japan株式会社
代表取締役　ヨン・チェ

貸借対照表の要旨（令和元年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,796,870
	固定資産	335,000
	合計	6,131,870
負純資債及産のび部	流動負債	41,819,872
	固定負債	—
	株主資本	△35,688,002
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	△40,688,002
	その他利益剰余金	△40,688,002
	（うち当期純損失）	(24,116,517)
	合計	6,131,870

第３期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
つくば谷田部ロジスティクス特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	10,171	流動負債	123
流動資産	411	固定負債	7,177
固定資産	9,760	負債合計	7,300
特定資産合計	10,171	社員資本	3,289
その他の資産	418	特定資本金	0
流動資産	402	優先資本金	3,140
固定資産	11	剰余金	149
繰延資産	4		
その他の資産合計	418	純資産合計	3,289
資産合計	10,589	負債・純資産合計	10,589

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	456
営業費用	307
営業利益	149
営業外収益	1
営業外費用	0
経常利益	150
税引前当期純利益	150
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	149

第３期決算公告　令和８年４月27日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟28階
Enpower Japan株式会社
代表取締役　ヨン・チェ

貸借対照表の要旨（令和２年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	52,433,976
	固定資産	22,580,604
	合計	75,014,580
負純資債及産のび部	流動負債	60,951,091
	固定負債	—
	株主資本	14,063,489
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	25,000,000
	資本準備金	25,000,000
	利益剰余金	△40,936,511
	その他利益剰余金	△40,936,511
	（うち当期純損失）	(351,841)
	合計	75,014,580

第２期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
春日部ファシリティ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,440	流動負債	4
固定資産	1,440	固定負債	800
特定資産合計	1,440	負債合計	804
その他の資産	60	社員資本	696
流動資産	56	特定資本金	0
固定資産	0	優先資本金	792
繰延資産	4	剰余金	△96
その他の資産合計	60	純資産合計	696
資産合計	1,500	負債・純資産合計	1,500

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	39
営業損失	39
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	39
税引前当期純損失	39
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	40

第４期決算公告　令和８年４月27日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟28階
Enpower Japan株式会社
代表取締役　ヨン・チェ

貸借対照表の要旨（令和３年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	31,655,849
	固定資産	29,314,578
	合計	60,970,427
負純資債及産のび部	流動負債	51,845,021
	固定負債	—
	株主資本	9,125,406
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	25,000,000
	資本準備金	25,000,000
	利益剰余金	△45,874,594
	その他利益剰余金	△45,874,594
	（うち当期純損失）	(4,938,083)
	合計	60,970,427

第２期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
晴海Ｙ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	24,361	流動負債	371
流動資産	1,048	固定負債	17,850
固定資産	23,312	負債合計	18,221
特定資産合計	24,361	社員資本	8,372
その他の資産	2,233	特定資本金	0
流動資産	2,085	優先資本金	8,600
固定資産	139	剰余金	△227
繰延資産	8		
その他の資産合計	2,233	純資産合計	8,372
資産合計	26,594	負債・純資産合計	26,594

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,298
営業費用	1,530
営業損失	231
営業外収益	5
営業外費用	0
経常損失	225
税引前当期純損失	225
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	227

第　２　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

青山インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	76,069	流動負債	919
流動資産	2,892	固定負債	58,117
固定資産	73,176	**負債合計**	**59,037**
特定資産合計	**76,069**	社員資本	22,622
その他の資産	5,590	特定資本金	0
流動資産	4,535	優先資本金	22,475
固定資産	1,042	剰余金	147
繰延資産	12		
その他の資産合計	**5,590**	**純資産合計**	**22,622**
資産合計	**81,660**	**負債・純資産合計**	**81,660**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,045
営業費用	1,841
営業利益	203
営業外収益	4
営業外費用	4
経常利益	204
税引前当期純利益	204
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	202

第５期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟28階
Enpower Japan株式会社
代表取締役　ヨン・チェ

貸借対照表の要旨（令和４年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	265,426,173
	固定資産	23,688,476
	合計	**289,114,649**
負債及び純資産の部	流動負債	284,725,802
	固定負債	—
	株主資本	4,388,847
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	25,000,000
	資本準備金	25,000,000
	利益剰余金	△50,611,153
	その他利益剰余金	△50,611,153
	（うち当期純損失）	（4,736,559）
	合計	**289,114,649**

第　19　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

お台場インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	104,989	流動負債	1,080
流動資産	711	固定負債	81,000
固定資産	104,277	**負債合計**	**82,080**
特定資産合計	**104,989**	社員資本	30,286
その他の資産	7,377	特定資本金	300
流動資産	6,909	優先資本金	29,700
固定資産	459	剰余金	286
繰延資産	8		
その他の資産合計	**7,377**	**純資産合計**	**30,286**
資産合計	**112,366**	**負債・純資産合計**	**112,366**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4,624
営業費用	4,272
営業利益	351
営業外収益	10
営業外費用	0
経常利益	362
税引前当期純利益	362
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	360

第６期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟28階
Enpower Japan株式会社
代表取締役　ヨン・チェ

貸借対照表の要旨（令和５年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	134,276,675
	固定資産	38,024,336
	合計	**172,301,011**
負債及び純資産の部	流動負債	257,866,700
	固定負債	—
	株主資本	△85,565,689
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	25,000,000
	資本準備金	25,000,000
	利益剰余金	△140,565,689
	その他利益剰余金	△140,565,689
	（うち当期純損失）	（89,954,536）
	合計	**172,301,011**

第　２　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

札幌インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	6,813	流動負債	299
流動資産	301	固定負債	4,879
固定資産	6,512	**負債合計**	**5,178**
特定資産合計	**6,813**	社員資本	2,524
その他の資産	889	特定資本金	0
流動資産	857	優先資本金	2,580
固定資産	29	剰余金	△56
繰延資産	2		
その他の資産合計	**889**	**純資産合計**	**2,524**
資産合計	**7,702**	**負債・純資産合計**	**7,702**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	216
営業費用	272
営業損失	56
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	55
税引前当期純損失	55
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	56

第７期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟28階
Enpower Japan株式会社
代表取締役　ヨン・チェ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	139,385,261
	固定資産	62,712,157
	合計	**202,097,418**
負債及び純資産の部	流動負債	324,629,460
	固定負債	33,332,000
	株主資本	△155,864,042
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	25,000,000
	資本準備金	25,000,000
	利益剰余金	△210,864,042
	その他利益剰余金	△210,864,042
	（うち当期純損失）	（70,298,353）
	合計	**202,097,418**

第　２　期　決　算　公　告

令和８年４月27日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

赤坂インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月12日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産	2,666	流動負債	177
流動資産	2,666	**負債合計**	**177**
		社員資本	2,489
		特定資本金	0
		優先資本金	1,707
		剰余金	782
その他の資産合計	**2,666**	**純資産合計**	**2,489**
資産合計	**2,666**	**負債・純資産合計**	**2,666**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月12日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	6,077
営業費用	5,294
営業利益	782
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	783
税引前当期純利益	783
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	782

第８期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟28階
Enpower Japan株式会社
代表取締役　ヨン・チェ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	64,686,775
	固定資産	69,060,937
	合計	**133,747,712**
負債及び純資産の部	流動負債	487,503,363
	固定負債	28,328,000
	株主資本	△382,083,651
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	25,000,000
	資本準備金	25,000,000
	利益剰余金	△437,083,651
	その他利益剰余金	△437,083,651
	（うち当期純損失）	（226,219,609）
	合計	**133,747,712**

第１期決算公告

令和８年４月27日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号
室アークアウトソーシング株式会社内
CLTS Technologies Japan株式会社
代表取締役　ファイリーモン・ジン・
タオ・シャム

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	239
	合計	239
負純資産及のび部	流動負債	1,564
	株主資本	△1,324
	資本金	10
	利益剰余金	△1,334
	その他利益剰余金	△1,334
	（うち当期純損失）	（1,334）
	合計	239

第２期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
野田ロジスティクス１特定目的会社
取締役　壽命　正晃

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	16,188	流動負債	848
流動資産	0	固定負債	10,579
固定資産	16,188	負債合計	11,427
特定資産合計	16,188	社員資本	4,945
その他の資産	184	特定資本金	0
流動資産	135	優先資本金	5,340
固定資産	47	剰余金	△394
繰延資産	2		
その他の資産合計	184	純資産合計	4,945
資産合計	16,373	負債・純資産合計	16,373

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日
至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	△217
営業費用	175
営業損失	393
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	393
税引前当期純損失	393
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	394

第11期決算公告　令和８年４月27日

長野県茅野市宮川11400番地１
株式会社
グリーン電力エンジニアリング信州
代表取締役　弘田　憲生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	4
	固定資産	0
	合計	4
負純資産及のび部	流動負債	0
	株主資本	3
	資本金	10
	利益剰余金	△6
	その他利益剰余金	△6
	（うち当期純損失）	（0）
	合計	4

第２期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
ＡＣＰトライベッカ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	9,320	流動負債	78
流動資産	9,320	固定負債	7,376
固定資産	0	負債合計	7,454
特定資産合計	9,320	社員資本	2,173
その他の資産	307	特定資本金	0
流動資産	256	優先資本金	2,271
固定資産	49	剰余金	△98
繰延資産	1		
その他の資産合計	307	純資産合計	2,173
資産合計	9,627	負債・純資産合計	9,627

損益計算書の要旨
（自　令和７年10月１日
至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	93
営業費用	78
営業利益	15
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	15
税引前当期純利益	15
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	14

第９期決算公告　令和８年４月27日

沖縄県那覇市久米二丁目２番地10号６階
ＦＰＴニアショアジャパン株式会社
代表取締役　ルン・ホン・ハイ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	644,564
	固定資産	251,860
	資産合計	896,425
負純資産及のび部	流動負債	638,798
	固定負債	105,077
	退職給付引当金	71,031
	株主資本	152,550
	資本金	50,000
	利益剰余金	102,550
	利益準備金	9,255
	その他利益剰余金	93,296
	（うち当期純利益）	（79,676）
	負債・純資産合計	896,425

第20期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
幸浦ファシリティ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	66,606	流動負債	3,201
固定資産	66,606	固定負債	44,570
特定資産合計	66,606	負債合計	47,771
その他の資産	1,209	社員資本	20,045
流動資産	1,009	特定資本金	313
固定資産	197	優先資本金	20,186
繰延資産	2	剰余金	△454
その他の資産合計	1,209	純資産合計	20,045
資産合計	67,816	負債・純資産合計	67,816

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月22日
至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	△123
営業費用	336
営業損失	459
営業外収益	5
営業外費用	0
経常損失	454
税引前当期純損失	454
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	454

第43期決算公告　令和８年４月27日

札幌市北区屯田五条十丁目10番24号
株式会社ホクショク
代表取締役　山﨑　浩

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	325,760
	固定資産	318,850
	資産合計	644,610
負純資産及のび部	流動負債	351,637
	固定負債	65,447
	株主資本	227,526
	資本金	20,000
	利益剰余金	207,526
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	202,526
	（うち当期純利益）	（59,060）
	負債・純資産合計	644,610

第１期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
福岡インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産	78,000	流動負債	11,600
流動資産	78,000	負債合計	11,600
		社員資本	66,400
		特定資本金	100,000
		剰余金	△33,600
その他の資産合計	78,000	純資産合計	66,400
資産合計	78,000	負債・純資産合計	78,000

損益計算書の要旨
（自　令和７年10月27日
至　令和７年12月31日）
（単位：円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	22,000
営業損失	22,000
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	22,000
税引前当期純損失	22,000
法人税、住民税及び事業税	11,600
当期純損失	33,600

第２期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
Ｚｅｎｉｔｈ特定目的会社
取締役　**鄭　　武壽**

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	31,160	流動負債	273
流動資産	1,205	固定負債	16,147
固定資産	29,954	**負債合計**	**16,421**
その他の資産	3,024	社員資本	17,764
流動資産	2,865	特定資本金	0
固定資産	159	優先資本金	17,495
		剰余金	269
		当期未処分利益	269
		純資産合計	**17,764**
資産合計	**34,185**	**負債・純資産合計**	**34,185**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,280
営業費用	991
営業利益	289
営業外収益	19
営業外費用	0
経常利益	309
税引前当期純利益	309
法人税、住民税及び事業税	1
前期繰越損失	38
当期純利益	269

第28期決算公告

令和８年４月24日
東京都中央区明石町２番１号
株式会社エムジー商品試験センター
代表取締役　竹内　昌枝

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	100,879
	固定資産	7,835
	資産合計	**108,714**
負債及び純資産の部	流動負債	14,136
	固定負債	5,266
	負債合計	**19,402**
	株主資本	89,312
	資本金	10,000
	利益剰余金	79,312
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	76,812
	（うち当期純損失）	（14）
	純資産合計	**89,312**
	負債・純資産合計	**108,714**

第１期決算公告

令和８年４月27日
東京都渋谷区松濤一丁目29番１号
渋谷クロスロード６階
株式会社ＯＣＥＶＩＡ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
代表取締役　チャン・バン・ミン

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部		
	資産合計	**0**
負債及び純資産の部	流動負債	1,014,560
	株主資本	△1,014,560
	資本金	1
	利益剰余金	△1,014,561
	その他利益剰余金	△1,014,561
	（うち当期純損失）	（1,014,561）
	負債・純資産合計	**0**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億八千四百十五万七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日
東京都渋谷区松濤一丁目二九番一号
渋谷クロスロード六階
株式会社ＯＣＥＶＩＡ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
代表取締役　チャン・バン・ミン

第32期決算公告

令和８年４月27日
静岡県御殿場市神山719番地
ＧＫＢ株式会社
代表取締役　庄司　政史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	405,262
	固定資産	431,871
	合計	**837,133**
負債及び純資産の部	流動負債	279,746
	固定負債	846,917
	株主資本	△ 289,530
	資本金	30,000
	資本剰余金	170,000
	その他資本剰余金	170,000
	利益剰余金	△ 372,748
	その他利益剰余金	△ 372,748
	（うち当期純利益）	（64,288）
	自己株式	△ 116,783
	合計	**837,133**

第25期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区平河町２－５－３
株式会社ＹＵＤＡＮＥＲＵ
代表取締役
フェルナンデス・サード・フランク・エム

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,421
	固定資産	600
	資産合計	**5,021**
負債及び純資産の部	流動負債	57,710
	固定負債	23,106
	株主資本	△75,795
	資本金	100,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	△195,795
	その他利益剰余金	△195,795
	（うち当期純損失）	（5,175）
	負債・純資産合計	**5,021**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日
東京都千代田区平河町二―五―三
株式会社ＹＵＤＡＮＥＲＵ
代表取締役　フェルナンデス・サード・フランク・エム

第61期決算公告

令和８年４月27日
岡山県真庭市栗原1343番地
株式会社四方一商店
代表取締役　芦田　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	753,048
	固定資産	209,342
	合計	**962,390**
負債及び純資産の部	流動負債	58,284
	固定負債	100,375
	株主資本	803,731
	資本金	10,000
	利益剰余金	793,731
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	791,231
	（うち当期純利益）	（67,351）
	合計	**962,390**

第６期決算公告

令和８年４月27日
東京都中央区日本橋本町三丁目11番５号
ソニア・セラピューティクス株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	588,429
	固定資産	48,631
	資産合計	**637,060**
負債及び純資産の部	流動負債	96,908
	固定負債	784,393
	株主資本	△245,709
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,841,738
	資本準備金	1,900,000
	その他資本剰余金	941,738
	利益剰余金	△3,187,448
	その他利益剰余金	△3,187,448
	（うち当期純損失）	（1,004,522）
	新株予約権	1,468
	負債・純資産合計	**637,060**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日
東京都中央区日本橋本町三丁目一一番五号
（甲）ソニア・セラピューティクス株式会社
代表取締役　佐藤　亨
東京都中央区日本橋本町三丁目一一番五号
（乙）ソニア・セラピューティクス合同会社
代表社員
ＳＯＮＩＲＥ　Ｔｈｅｒａｐｅｕｔｉｃｓ　Ｉｎｃ.
職務執行者　佐藤　亨

第９期決算公告

令和８年４月27日
東京都品川区上大崎二丁目15番19号
ＭＧ目黒駅前ビル
ＲＴＢ　ＨＯＵＳＥ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役
ラタイチャック・ヤクブ・ロック

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,777,921,646
	固定資産	614,254,280
	資産合計	**2,392,175,926**
負債及び純資産の部	流動負債	1,455,894,286
	（うち賞与引当金）	（97,309,430）
	株主資本	936,281,640
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	931,281,640
	利益準備金	1,250,000
	その他利益剰余金	930,031,640
	（うち当期純利益）	（358,690,237）
	負債・純資産合計	**2,392,175,926**

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和８年４月27日をもって利用を終了しました前払式支払手段「MobalPay」につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者＞

Mobell Communications Limited

＜払戻しを行う前払式支払手段の種類＞

モバルペイ

＜払戻しの申出期間＞

令和８年５月10日（０時00分）から令和８年８月８日（23時59分）まで。

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

＜お問い合わせ先＞

モベルコミュニケーションズリミテッド

〒162―0833 東京都新宿区箪笥町34番地

ＶＯＲＴ神楽坂Ｉ　８階

E-mail：hello@mobalpay.com

Web：https://www.mobalpay.com/

受付時間

午前10時00分から午後５時00分まで。（土日祝日を除く）

第７期決算公告

令和８年４月27日

東京都中央区銀座三丁目４番１号

ロジＨＲ株式会社

代表取締役　上遠野知則

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	22,837,390
	資産合計	22,837,390
負債及び純資産の部	流動負債	497,088
	固定負債	77,966
	株主資本	22,262,336
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	3,000,000
	その他資本剰余金	3,000,000
	利益剰余金	9,262,336
	その他利益剰余金	9,262,336
	（うち当期純利益）	(3,860,490)
	負債・純資産合計	22,837,390

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十八日であり、株主総会の決議は、令和八年四月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都中央区銀座三丁目四番一号

ロジＨＲ株式会社

代表取締役　上遠野知則

第１期決算公告

令和８年４月27日

東京都足立区六町四丁目７番37号

ＶＩＣ株式会社

代表取締役　小関　利英

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	214,577
	固定資産	543,804
	資産合計	758,381
負債及び純資産の部	流動負債	97,002
	固定負債	605,165
	負債合計	702,168
	株主資本	56,212
	資本金	30,000
	利益剰余金	26,212
	その他利益剰余金	26,212
	（うち当期純利益）	(26,212)
	純資産合計	56,212
	負債・純資産合計	758,381

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＤＥＸＴＲＩＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社（住所東京都足立区六町四丁目七番三七号）に対して当社の株式への投資及び運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都足立区六町四丁目七番三七号

ＶＩＣ株式会社

代表取締役　小関　利英

随意契約に関するお知らせ

次のとおり随意契約についてお知らせします。

令和８年４月27日

東京国際エアカーゴターミナル株式会社

代表取締役社長　坂本　　聡

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　物品及び数量　Ｘ線検査装置　１台

2　随意契約の予定日　令和８年５月７日

3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　d「緊急性」

4　随意契約を予定している相手方の名称　全日空商事株式会社

5　担当　〒144―0041 東京都大田区羽田空港２－６－３　業務部総務・購買課　電話03―5757―7501

6　Summary

⑴　Classification of the products to be procured: 26

⑵　Nature and quantity of the products: X-Ray screening system 1 set

⑶　Expected date of the contract award: May 7, 2026

⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement: d "Extreme Urgency"

⑸　Contact point for the notice: General Affairs Section Administration Division, Tokyo International Air Cargo Terminal Ltd. 2―6―3 Hanedakuukou Oota-ku Tokyo 144―0041 Japan TEL 03―5757―7501

第46期決算公告

令和８年４月27日

神奈川県綾瀬市深谷中七丁目16番３号

株式会社巳作電設

代表取締役　為末　和善

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	181,641,127
	固定資産	28,726,889
	資産合計	210,368,016
負債及び純資産の部	流動負債	12,950,500
	固定負債	162,811,992
	株主資本	34,605,524
	資本金	200,000,000
	利益剰余金	14,605,524
	利益準備金	3,750,000
	その他利益剰余金	10,855,524
	（うち当期純利益）	(23,864,567)
	負債・純資産合計	210,368,016

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はございません。

令和八年四月二十七日

神奈川県綾瀬市深谷中七丁目一六番三号

（甲）株式会社巳作電設

代表取締役　為末　和善

神奈川県綾瀬市深谷中七丁目一六番三号

（乙）有限会社ケーブルサービス

取締役　為末　和善

第２期決算公告

令和８年４月27日

岐阜県羽島郡岐南町上印食三丁目178番地

株式会社ＫＳＣ

代表取締役　近藤　敬章

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	335
	固定資産	29,440
	繰延資産	425
	合計	30,201
負債及び純資産の部	流動負債	20
	固定負債	30,000
	株主資本	181
	資本金	500
	利益剰余金	△318
	その他利益剰余金	△318
	（うち当期純損失）	(219)
	合計	30,201

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千九百八万二千八百四十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

岐阜県羽島郡岐南町上印食三丁目一七八番地

株式会社ＫＳＣ

代表取締役　近藤　敬章

第６期決算公告

令和８年４月27日

東京都新宿区岩戸町４番地
87ビルディング岩戸町３階
株式会社アリスグリント
代表取締役　峰野　朝光

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	336,718
	固定資産	77,392
	合計	414,110
負債及び純資産の部	流動負債	258,904
	固定負債	32,360
	株主資本	122,846
	資本金	10,000
	利益剰余金	112,846
	その他利益剰余金	112,846
	（うち当期純利益）	(26,607)
	合計	414,110

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都新宿区岩戸町四番地８７ビルディング岩戸町三階
株式会社アリスグリント
代表取締役　峰野　朝光

第80期決算公告

令和８年４月27日

北九州市若松区北湊町13番１号
ＡＧＣエスアイテック株式会社
代表取締役　古川　孝則

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,750,860
	固定資産	9,022,087
	資産合計	12,772,948
負債及び純資産の部	流動負債	4,278,378
	賞与引当金	90,189
	その他	4,188,189
	固定負債	3,416,916
	退職給付引当金	719,716
	その他	2,697,200
	負債合計	7,695,295
	株主資本	5,053,337
	資本金	300,000
	利益剰余金	4,753,337
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	4,678,337
	（うち当期純利益）	(1,201,501)
	評価・換算差額等	24,315
	その他有価証券評価差額金	24,315
	純資産合計	5,077,653
	負債・純資産合計	12,772,948

第７期決算公告

令和８年４月27日

東京都目黒区青葉台四丁目７番７号
住友不動産青葉台ヒルズ６階
株式会社ｈａｙａｏｋｉ
代表取締役　髙田　順司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,116,234
	固定資産	85,223
	資産合計	1,201,458
負債及び純資産の部	流動負債	954,986
	固定負債	17,200
	株主資本	229,271
	資本金	1,000
	利益剰余金	228,271
	その他利益剰余金	228,271
	（うち当期純利益）	(194,061)
	負債・純資産合計	1,201,458

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ｈａｙａｏｋｉ（乙、住所東京都目黒区青葉台四丁目七番七号住友不動産青葉台ヒルズ六階）のアパレル事業及びインテリア事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都目黒区青葉台四丁目七番七号
住友不動産青葉台ヒルズ六階
株式会社ｌｉｂｏｎ　ｓｔｕｄｉｏ
代表取締役　藤原　志帆

第43期決算公告　令和８年４月27日

静岡県磐田市西貝塚3456番地21
株式会社グレイトターフ
代表取締役　髙野美保子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	190,976
	固定資産	115,801
	資産合計	306,778
負債及び純資産の部	流動負債	102,111
	固定負債	33,703
	株主資本	170,963
	資本金	3,000
	利益剰余金	167,963
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	167,263
	（うち当期純利益）	(12,673)
	負債・純資産合計	306,778

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

静岡県袋井市田町二丁目一一番地の一三
（甲）株式会社八ヶ代ホールディングス
代表取締役　八ケ代人士
静岡県磐田市西貝塚三四五六番地二一
（乙）株式会社グレイトターフ
代表取締役　髙野美保子

第80期決算公告

令和８年３月30日

福岡県久留米市御井朝妻一丁目６番14号
ニシヨリ株式会社
代表取締役　池田　靖彦

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,219
	固定資産	4,497
	資産合計	7,717
負債及び純資産の部	流動負債	1,985
	（うち賞与引当金）	(48)
	固定負債	1,641
	負債合計	3,627
	株主資本	3,954
	資本金	100
	資本剰余金	168
	資本準備金	168
	利益剰余金	3,685
	利益準備金	37
	その他利益剰余金	3,647
	（うち当期純利益）	(193)
	評価・換算差額等	135
	その他有価証券評価差額金	135
	純資産合計	4,090
	負債・純資産合計	7,717

第１期決算公告

令和８年４月27日

名古屋市緑区滝ノ水一丁目1219番地
株式会社グリューネボックス
代表取締役　樋渡　敏

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	101,205
	固定資産	81,246
	繰延資産	436
	合計	182,889
負債及び純資産の部	流動負債	169
	固定負債	183,197
	株主資本	△476
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,476
	その他利益剰余金	△1,476
	（うち当期純損失）	(1,476)
	合計	182,889

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

名古屋市緑区滝ノ水一丁目一二一九番地
株式会社グリューネボックス
代表取締役　樋渡　敏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＦＯＲＤＥＬソリューションズ（福岡市博多区綱場町六番一三号九産綱場ビル四階）に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

福岡市中央区天神三丁目一〇番一号
株式会社ＦＯＲＤＥＬソリューションズ
代表取締役　堤　修二郎

第12期決算公告

令和８年４月27日
福岡市中央区天神三丁目10番１号
株式会社ＦＯＲＤＥＬソリューションズ
代表取締役　堤　修二郎

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	225,953
	固定資産	72,607
	合計	298,560
負純資産の債及び部	流動負債	225,256
	固定負債	233,958
	株主資本	△160,653
	資本金	3,000
	利益剰余金	△163,653
	その他利益剰余金	△163,653
	（うち当期純利益）	(19,727)
	合計	298,560

第９期決算公告　令和８年４月27日
東京都江東区豊洲３－２－24
株式会社メドコム

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,824,767
	固定資産	119,187
	資産合計	2,943,954
負純資産の債及び部	流動負債	267,836
	固定負債	517,063
	株主資本	2,139,054
	資本金	50,000
	資本剰余金	4,075,558
	資本準備金	2,782,966
	その他資本剰余金	1,292,592
	利益剰余金	△1,986,504
	その他利益剰余金	△1,986,504
	（うち当期純損失）	(934,140)
	新株予約権	20,000
	負債・純資産合計	2,943,954

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千八百万円、資本準備金の額を七千六百七十五万九千九百十八円減少し、それぞれ一千万円、一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年四月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都中央区日本橋本石町二丁目一番一号先アスパ日本橋オフィス
Ｋｏｂｏ Ｐｒｏｄｕｃｔｓ Ａｓｉａ Ｐａｃｉｆｉｃ株式会社
代表取締役　渋川　尚平

第４期決算公告

令和８年４月27日
東京都中央区日本橋本石町二丁目１番１号先
アスパ日本橋オフィス
Kobo Products Asia Pacific株式会社
代表取締役　渋川　尚平

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	245,453	流動負債	121,514
固定資産	192,437	固定負債	95,942
		株主資本	220,434
		資本金	88,000
		資本剰余金	86,760
		資本準備金	86,760
		利益剰余金	45,674
		その他利益剰余金	45,674
		（うち当期純利益）	(28,992)
資産合計	437,890	負債・純資産合計	437,890

合併公告

左記会社は甲の商号を株式会社スパイラルとする（令和八年四月中に商号変更予定）商号変更を条件に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社各社の株主総会の承認決議は、甲については令和八年五月十五日ごろ、乙については令和八年五月十五日ごろに予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十七日

愛知県豊橋市三ノ輪町字三ノ輪八番地
一一　（甲）有限会社スパイラル
代表取締役　大森　詳元
（商号変更後）株式会社スパイラル
代表取締役　山田　直美
愛知県豊橋市羽田町三二番地
（乙）有限会社セラン
代表取締役　大森　詳元

第26期決算公告

令和８年４月27日
愛知県豊橋市三ノ輪町字三ノ輪８番地11
有限会社スパイラル
代表取締役　大森　詳元

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	68,577
	固定資産	58,611
	合計	127,189
負純資産の債及び部	流動負債	26,034
	固定負債	42,745
	株主資本	58,409
	資本金	3,000
	利益剰余金	55,409
	その他利益剰余金	55,409
	（うち当期純利益）	(△2,070)
	合計	127,189

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四百九十九万八千三百八十円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

大阪府茨木市駅前四丁目一番二三号
株式会社光徳
代表取締役　青木　良彰

決　算　公　告

令和８年４月27日

大阪府茨木市駅前四丁目１番23号
株式会社光徳
代表取締役　青木　良彰

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	278,479	流動負債	79,618
固定資産	1,264,534	固定負債	268,962
		株主資本	1,187,588
		資本金	90,000
		利益剰余金	1,100,788
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	1,078,288
		（うち当期純利益）	(36,318)
		自己株式	△ 3,200
		評価・換算差額等	6,845
		その他有価証券評価差額金	6,845
資産合計	1,543,014	負債・純資産合計	1,543,014

第 34 期 決 算 公 告

令和８年３月31日

東京都江東区豊洲三丁目２番24号豊洲フォレシア11階

エシェロン・ジャパン株式会社

代表取締役　中村　和敏

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,449	流動負債	1,552,156
固定資産	100	**負債合計**	**1,552,156**
投資その他の資産	100	株主資本	△1,543,607
		資本金	10,000
		利益剰余金	△1,553,607
		その他利益剰余金	△1,553,607
		（うち当期純損失）	（2,386）
		純資産合計	**△1,543,607**
資産合計	**8,549**	**負債・純資産合計**	**8,549**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年３月31日

東京都江東区豊洲三丁目２番24号豊洲フォレシア11階

ダイアログ・セミコンダクター株式会社

代表取締役　中村　和敏

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,202,782	流動負債	1,631
		負債合計	**1,631**
		株主資本	1,201,151
		資本金	40,000
		資本剰余金	15,000
		その他資本剰余金	15,000
		利益剰余金	1,146,151
		その他利益剰余金	1,146,151
		（うち当期純損失）	（842）
		純資産合計	**1,201,151**
資産合計	**1,202,782**	**負債・純資産合計**	**1,202,782**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

川崎市川崎区駅前本町14番地５　丸大ビル301
株式会社アジアビジネスセンター内

株式会社マリオットバケーションクラブインターナショナル

代表取締役　ショーン・ブルース・ファークワー

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,407,323	流動負債	852,562
固定資産	459,780	固定負債	289,284
		株主資本	725,257
		資本金	103,000
		資本剰余金	100,000
		利益剰余金	522,257
		その他利益剰余金	522,257
		（うち当期純利益）	（303,211）
資産合計	**1,867,103**	**負債・純資産合計**	**1,867,103**

第 38 期 決 算 公 告

令和８年４月27日　　神奈川県平塚市東豊田480番地の28

マクダーミッド・パフォーマンス・ソリューションズ・ジャパン株式会社

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,503,067,781	流動負債	719,964,754
固定資産	1,152,099,461	（賞与引当金）	（80,123,209）
		固定負債	155,386,841
		（退職給付引当金）	（81,417,513）
		（その他の引当金）	（3,649,067）
		株主資本	2,779,815,647
		資本金	111,000,000
		資本剰余金	2,937,137,952
		資本準備金	2,937,137,952
		利益剰余金	△268,322,305
		利益準備金	2,950,000
		その他利益剰余金	△271,272,305
		（うち当期純利益）	（19,641,850）
資産合計	**3,655,167,242**	**負債・純資産合計**	**3,655,167,242**

第 15 期 決 算 公 告

令和８年４月27日　　広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

常石造船株式会社

代表取締役社長執行役員　奥村　幸生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	145,577	流動負債	114,655
固定資産	48,452	保証工事引当金	285
		工事損失引当金	879
		賞与引当金	114
		固定負債	25,078
		役員退職慰労引当金	41
		退職給付引当金	80
		負債合計	**139,733**
		株主資本	51,137
		資本金	100
		資本剰余金	13,537
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	13,512
		利益剰余金	37,500
		その他利益剰余金	37,500
		評価・換算差額等	3,159
		その他有価証券評価差額金	259
		繰延ヘッジ損益	△ 372
		土地再評価差額金	3,271
		純資産合計	**54,296**
資産合計	**194,030**	**負債・純資産合計**	**194,030**

損益計算書の要旨（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	124,365	特別利益	14
売上原価	116,685	特別損失	494
売上総利益	7,679	税引前当期純利益	3,612
販売費及び一般管理費	4,640	法人税、住民税及び事業税	1,509
営業利益	3,039	法人税等調整額	316
営業外収益	2,283	当期純利益	1,786
営業外費用	1,230		
経常利益	4,092		

第 28 期 決 算 公 告

令和８年４月27日　　兵庫県尼崎市南塚口町四丁目３番23号

エア・リキード・オペレーション株式会社

代表取締役　大平　　透

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	373,426	流動負債	109,630
固定資産	123,639	固定負債	272,876
		退職給付引当金	272,876
		株主資本	114,559
		資本金	10,000
		資本剰余金	41,073
		資本準備金	41,073
		利益剰余金	63,486
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	60,986
		（うち当期純利益）	（55,279）
合計	**497,065**	**合計**	**497,065**

第 35 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

札幌市北区麻生町三丁目10番１号キタコー麻生ビル２階

株式会社親熱電工

代表取締役　若木　　正

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	134,649	流動負債	246,053
固定資産	478,610	（賞与引当金）	（1,590）
		（役員賞与引当金）	（5,640）
		（その他引当金）	（252）
		固定負債	187,138
		（退職給付引当金）	（16,227）
		株主資本	180,067
		資本金	10,000
		利益剰余金	170,067
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	167,567
		（うち当期純利益）	（100,071）
資産合計	**613,259**	**負債・純資産合計**	**613,259**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日

札幌市白石区北郷三条九丁目一番二六号
（甲）株式会社リヨ・デ・ホーム
代表取締役　牛澤　澄人

札幌市南区澄川六条十丁目一番三七号
（乙）株式会社スタッフ・ワン
代表取締役　大澤　正樹

令和８年４月27日
札幌市白石区北郷三条九丁目１番26号
株式会社リヨ・デ・ホーム
代表取締役　牛澤　澄人

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	196,898
	固定資産	128,934
	資産合計	325,832
負債及び純資産の部	流動負債	138,223
	株主資本	18,940
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△11,059
	その他利益剰余金	△11,059
	（うち当期純利益）	(16,509)
	負債・純資産合計	325,832

令和８年４月27日
札幌市南区澄川六条十丁目１番37号
株式会社スタッフ・ワン
代表取締役　大澤　正樹

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,948
	固定資産	79,197
	資産合計	88,146
負債及び純資産の部	流動負債	47,835
	株主資本	753
	資本金	20,000
	利益剰余金	△19,246
	その他利益剰余金	△19,246
	（うち当期純損失）	(19,473)
	負債・純資産合計	88,146

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

仙台市若林区卸町四丁目三番地の一
（甲）株式会社門間水産
代表取締役　曽我　佳充

仙台市若林区卸町四丁目三番地の一
（乙）株式会社栄進流通
代表取締役　松本　文彦

第52期決算公告
令和８年４月27日
仙台市若林区卸町四丁目３番地の１
株式会社門間水産
代表取締役　曽我　佳充

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	85,428
	固定資産	15,204
	合計	100,633
負債及び純資産の部	流動負債	6,561
	固定負債	7,586
	株主資本	86,485
	資本金	48,000
	利益剰余金	38,485
	利益準備金	10,622
	その他利益剰余金	27,863
	（うち当期純損失）	(1,024)
	合計	100,633

第20期決算公告
令和８年４月27日
仙台市若林区卸町四丁目３番地の１
株式会社栄進流通
代表取締役　松本　文彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	81,095
	固定資産	8,766
	合計	89,862
負債及び純資産の部	流動負債	55,121
	固定負債	10,284
	株主資本	24,456
	資本金	15,000
	利益剰余金	9,456
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	9,306
	（うち当期純利益）	(2,284)
	合計	89,862

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

埼玉県川口市大字安行藤八三三九番地
小櫃ビル三階
（甲）株式会社Ｌ・Ｃ・Ｍ
代表取締役　坂本　勝浩

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号
銀座大竹ビジデンス二階
（乙）ＭＦＣ株式会社
代表取締役　坂本　勝浩

第５期決算公告
令和８年４月27日
埼玉県川口市大字安行藤八339番地
小櫃ビル３階
株式会社Ｌ・Ｃ・Ｍ
代表取締役　坂本　勝浩

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,027
	固定資産	357
	合計	29,385
負債及び純資産の部	流動負債	6,884
	株主資本	22,500
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,500
	その他利益剰余金	2,500
	（うち当期純利益）	(1,504)
	合計	29,385

第３期決算公告
令和８年４月27日
東京都中央区銀座一丁目22番11号
銀座大竹ビジデンス２階
ＭＦＣ株式会社
代表取締役　坂本　勝浩

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,701
	固定資産	783
	合計	14,484
負債及び純資産の部	流動負債	7,778
	株主資本	6,705
	資本金	1,000
	利益剰余金	5,705
	その他利益剰余金	5,705
	（うち当期純利益）	(4,395)
	合計	14,484

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区渋谷一丁目三番九号
ヒューリック渋谷一丁目ビル七階
（甲）株式会社ｋａｎｄ ｐｒｏｄｕｃｔｉｏｎ
代表取締役　片岡　大記

福岡市博多区博多駅中央街一―一ア
ミュプラザ博多地下一階「Ｑ」
（乙）株式会社Ｑｄｏｔ ｋａｎｄ ｐｒｏｄｕｃｔｉｏｎ
代表取締役　片岡　大記

第６期決算公告
令和８年４月27日
東京都渋谷区渋谷一丁目３番９号
ヒューリック渋谷一丁目ビル７階
株式会社ｋａｎｄ ｐｒｏｄｕｃｔｉｏｎ
代表取締役　片岡　大記

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	178,291
	固定資産	3,733
	合計	182,025
負債及び純資産の部	流動負債	71,660
	株主資本	110,365
	資本金	5,805
	利益剰余金	104,560
	その他利益剰余金	104,560
	（うち当期純利益）	(30,947)
	合計	182,025

第４期決算公告
令和８年４月27日
福岡市博多区博多駅中央街１―１
アミュプラザ博多地下１階「Ｑ」
株式会社Ｑｄｏｔ ｋａｎｄ ｐｒｏｄｕｃｔｉｏｎ
代表取締役　片岡　大記

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,427
	合計	4,427
負債及び純資産の部	流動負債	2,510
	株主資本	1,917
	資本金	1,000
	利益剰余金	917
	その他利益剰余金	917
	（うち当期純利益）	(246)
	合計	4,427

第４期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区外神田三丁目12番８号
住友不動産秋葉原ビル17階
株式会社シェイクハンズ
代表取締役　徳村　有聡

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,323
	合計	15,323
負純資産債及の部	流動負債	4,845
	株主資本	10,479
	資本金	5,000
	利益剰余金	5,479
	利益準備金	5,479
	（うち当期純損失）	(4,083)
	合計	15,323

第５期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区外神田三丁目12番８号
住友不動産秋葉原ビル17階
ハンズホールディングス株式会社
代表取締役　徳村　有聡

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	238,429
	固定資産	895,477
	合計	1,133,906
負純資産債及の部	流動負債	202,223
	固定負債	201,365
	株主資本	730,318
	資本金	380,000
	資本剰余金	111,570
	その他資本剰余金	111,570
	利益剰余金	238,748
	利益準備金	238,748
	（うち当期純損失）	(111,037)
	合計	1,133,906

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の取締役会の承認決議は令和八年二月二十八日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日
東京都千代田区外神田三丁目一二番八号
住友不動産秋葉原ビル一七階
（甲）ハンズホールディングス株式会社
代表取締役　徳村　有聡
東京都千代田区外神田三丁目一二番八号
住友不動産秋葉原ビル一七階
（乙）株式会社シェイクハンズ
代表取締役　徳村　有聡

第51期決算公告

令和８年４月27日
神奈川県厚木市上依知1045番地３
株式会社アネックス・コーポレーション
代表取締役　鈴木　正昭

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	283,576
	固定資産	73,165
	合計	356,742
負純資産債及の部	流動負債	146,949
	固定負債	93,700
	株主資本	116,093
	資本金	29,000
	利益剰余金	87,093
	その他利益剰余金	87,093
	（うち当期純損失）	(72,100)
	合計	356,742

第73期決算公告

令和８年４月27日
横浜市鶴見区下末吉三丁目13番36号
株式会社ミヤマ
代表取締役　鈴木　正昭

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,037,321
	固定資産	815,223
	合計	1,852,545
負純資産債及の部	流動負債	1,366,926
	株主資本	485,618
	資本金	20,000
	資本剰余金	8,998
	資本準備金	8,998
	利益剰余金	482,630
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	477,630
	（うち当期純利益）	(74,132)
	自己株式	△26,010
	合計	1,852,545

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日
横浜市鶴見区下末吉三丁目一三番三六号
（甲）株式会社ミヤマ
代表取締役　鈴木　正昭
神奈川県厚木市上依知一〇四五番地三
（乙）株式会社アネックス・コーポレーション
代表取締役　鈴木　正昭

第６期決算公告

令和８年４月27日
山梨県甲府市上阿原町416番地１ＭＰイーストビル１Ｆ
プラスメディア株式会社
代表取締役　保坂　秀太

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,393,651
	固定資産	79,839,436
	繰延資産	483,256
	合計	96,716,343
負純資産債及の部	流動負債	4,835,292
	固定負債	95,204,944
	株主資本	△3,323,893
	資本金	200,000
	利益剰余金	△3,523,893
	その他利益剰余金	△3,523,893
	（うち当期純損失）	(3,637,083)
	合計	96,716,343

第11期決算公告

令和８年４月27日
山梨県甲府市上阿原町1055番地１
プラスユー株式会社
代表取締役　保坂　美彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	50,183,226
	固定資産	8,545,518
	繰延資産	4,929,749
	合計	63,658,493
負純資産債及の部	流動負債	25,847,511
	固定負債	77,262,530
	株主資本	△39,451,548
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△44,451,548
	その他利益剰余金	△44,451,548
	（うち当期純利益）	(29,605,717)
	合計	63,658,493

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年六月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日
山梨県甲府市上阿原町一〇五五番地一
（甲）プラスユー株式会社
代表取締役　保坂　美彦
山梨県甲府市上阿原町四一六番地一ＭＰイーストビル一Ｆ
（乙）プラスメディア株式会社
代表取締役　保坂　秀太

第23期決算公告

令和８年４月27日
静岡県掛川市青葉台20番20号
株式会社Ｊｏｉｎ
代表取締役　稲積　哲平

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	247,068
	固定資産	502,070
	繰延資産	297
	合計	749,436
負純資産債及の部	流動負債	32,880
	固定負債	6,082
	株主資本	710,473
	資本金	3,000
	資本剰余金	1,000
	その他資本剰余金	1,000
	利益剰余金	706,473
	その他利益剰余金	706,473
	（うち当期純損失）	(7,061)
	合計	749,436

第７期決算公告

令和８年４月27日
静岡県掛川市千羽403番地の２
カクシンホールディングス株式会社
代表取締役　稲積　哲平

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	54,801
	固定資産	3,674,205
	合計	3,729,006
負純資産債及の部	流動負債	1,518,706
	固定負債	1,438,380
	株主資本	771,920
	資本金	1,000
	資本剰余金	637,187
	その他資本剰余金	637,187
	利益剰余金	133,732
	その他利益剰余金	133,732
	（うち当期純損失）	(71,662)
	合計	3,729,006

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日
静岡県掛川市千羽四〇三番地の二
（甲）カクシンホールディングス株式会社
代表取締役　稲積　哲平
静岡県掛川市青葉台二〇番二〇号
（乙）株式会社Ｊｏｉｎ
代表取締役　稲積　哲平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

名古屋市千種区千種三丁目二六番一八号

（甲）株式会社シロキ

代表取締役　白木　周作

北九州市小倉北区赤坂海岸九番七号

（乙）赤川紙株式会社

代表取締役　赤司　憲昭

第９期決算公告　令和８年４月27日

名古屋市千種区千種三丁目26番18号

株式会社シロキ

代表取締役　白木　周作

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,508,693
	固定資産	213,849
	合計	9,722,542
負純資産債及びの部	流動負債	8,944,026
	賞与引当金	47,000
	固定負債	101,117
	退職給付引当金	100,117
	株主資本	677,397
	資本金	315,000
	利益剰余金	362,397
	利益準備金	78,750
	その他利益剰余金	283,647
	（うち当期純利益）	(173,768)
	合計	9,722,542

第78期決算公告　令和８年４月27日

北九州市小倉北区赤坂海岸９番７号

赤川紙株式会社

代表取締役　赤司　憲昭

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	289,371
	固定資産	221,896
	合計	511,268
負純資産債及びの部	流動負債	426,069
	固定負債	12,016
	退職給付引当金	12,016
	株主資本	73,181
	資本金	10,000
	利益剰余金	63,181
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	60,681
	（うち当期純利益）	(545)
	合計	511,268

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年六月三十日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

名古屋市中川区広川町四丁目一番地

先中川運河北幹線Ａ地区第七号地

（甲）株式会社川出産業

代表取締役　山本　洋一

名古屋市港区船見町五六番地

（乙）株式会社Ｆｕｓｏエナジー

代表取締役　山本　洋一

決　算　公　告

令和８年４月27日

名古屋市中川区広川町四丁目１番地

地先中川運河北幹線Ａ地区第７号地

株式会社川出産業

代表取締役　山本　洋一

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,511
	固定資産	1,624
	合計	5,135
負純資産債及びの部	流動負債	34,770
	株主資本	△29,634
	資本金	10,000
	利益剰余金	△39,634
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△39,834
	（うち当期純利益）	(4,539)
	合計	5,135

決　算　公　告

令和８年４月27日

名古屋市港区船見町56番地

株式会社Ｆｕｓｏエナジー

代表取締役　山本　洋一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	86,103
	固定資産	67,686
	合計	153,790
負純資産債及びの部	流動負債	51,558
	株主資本	102,231
	資本金	10,000
	利益剰余金	92,231
	その他利益剰余金	92,231
	（うち当期純利益）	(9,931)
	合計	153,790

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

大阪府茨木市五日市一丁目七番二七号

（甲）株式会社ナリコマホールディングス

代表取締役　竹内　美夫

大阪府茨木市五日市一丁目七番二七号

（乙）株式会社フードセンター成駒

代表取締役　竹内　美夫

決算公告　令和８年４月27日

大阪府茨木市五日市一丁目７番27号

株式会社ナリコマホールディングス

代表取締役　竹内　美夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,560,231
	固定資産	10,431,524
	合計	14,991,755
負純資産債及びの部	流動負債	6,732,902
	固定負債	818,345
	株主資本	7,440,508
	資本金	50,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	7,326,908
	利益準備金	8,055
	その他利益剰余金	7,318,853
	（うち当期純損失）	(231,726)
	自己株式	△ 36,400
	合計	14,991,755

決　算　公　告

令和８年４月27日

大阪府茨木市五日市一丁目７番27号

株式会社フードセンター成駒

代表取締役　竹内　美夫

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,021,212
	固定資産	28,626
	合計	1,049,839
負純資産債及びの部	流動負債	81,963
	固定負債	20,000
	株主資本	947,876
	資本金	25,000
	利益剰余金	922,876
	利益準備金	6,750
	その他利益剰余金	916,126
	（うち当期純利益）	(27,320)
	合計	1,049,839

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

大阪府八尾市太田新町七丁目二四八番地

（甲）双葉コーポレーション株式会社

代表取締役　小笹兼太郎

大阪府八尾市太田新町七丁目二四八番地

（乙）モノプラス株式会社

代表取締役　小笹兼太郎

決算公告　令和８年４月27日

大阪府八尾市太田新町七丁目248番地

双葉コーポレーション株式会社

代表取締役　小笹兼太郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,171,778
	固定資産	504,828
	合計	2,676,606
負純資産債及びの部	流動負債	1,016,470
	固定負債	1,191,829
	株主資本	468,306
	資本金	10,000
	利益剰余金	458,306
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	458,006
	（うち当期純利益）	(233,043)
	合計	2,676,606

決　算　公　告

令和８年４月27日

大阪府八尾市太田新町七丁目248番地

モノプラス株式会社

代表取締役　小笹兼太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,055
	固定資産	18,097
	合計	48,152
負純資産債及びの部	流動負債	18,320
	固定負債	40,859
	株主資本	△ 11,026
	資本金	9,000
	利益剰余金	△ 20,026
	その他利益剰余金	△ 20,026
	（うち当期純損失）	(11,113)
	合計	48,152

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

大阪府八尾市光町一丁目三九番一号

（甲）株式会社ジョム

代表取締役　岩本由紀恵

大阪府八尾市光町一丁目三九番一号

（乙）株式会社岩本

代表取締役　岩本　秀治

第16期決算公告　令和８年４月27日

大阪府八尾市光町一丁目39番１号

株式会社ジョム

代表取締役　岩本由紀恵

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	301,333
	固定資産	1,919,302
	合計	2,220,635
負純資債及産びの部	流動負債	55,561
	固定負債	586,005
	株主資本	1,579,068
	資本金	10,000
	資本剰余金	893,901
	資本準備金	893,901
	利益剰余金	675,166
	その他利益剰余金	675,166
	（うち当期純利益）	(87,746)
	合計	2,220,635

第７期決算公告　令和８年４月27日

大阪府八尾市光町一丁目39番１号

株式会社岩本

代表取締役　岩本　秀治

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,843
	固定資産	1,079,414
	合計	1,095,257
負純資債及産びの部	流動負債	112,415
	固定負債	565,528
	株主資本	417,314
	資本金	10,000
	資本剰余金	446,641
	資本準備金	446,641
	利益剰余金	△ 39,327
	その他利益剰余金	△ 39,327
	（うち当期純損失）	(62,130)
	合計	1,095,257

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

大阪市西淀川区出来島一丁目二番一〇号

（甲）株式会社弥栄

代表取締役　尾上　充博

大阪府吹田市南吹田一丁目七番二三号

（乙）株式会社エース

代表取締役　尾上　充博

第３期決算公告

令和８年４月27日

大阪市西淀川区出来島一丁目２番10号

株式会社弥栄

代表取締役　尾上　充博

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,367
	固定資産	110,278
	繰延資産	205
	資産合計	111,850
負純資債及産びの部	流動負債	150
	固定負債	116,032
	株主資本	△4,331
	資本金	1,000
	利益剰余金	△5,331
	その他利益剰余金	△5,331
	（うち当期純損失）	(837)
	負債・純資産合計	111,850

第20期決算公告

令和８年４月27日

大阪府吹田市南吹田一丁目７番23号

株式会社エース

代表取締役　尾上　充博

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	420,338
	固定資産	617,843
	資産合計	1,038,182
負純資債及産びの部	流動負債	296,528
	固定負債	612,146
	株主資本	129,506
	資本金	15,000
	利益剰余金	114,506
	その他利益剰余金	114,506
	（うち当期純利益）	(23,813)
	負債・純資産合計	1,038,182

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

広島市中区宝町四番二八号

（甲）株式会社プレコ

代表取締役　大島　徳子

横浜市青葉区市ケ尾町一一六九番地一

（乙）株式会社プラネッツ

代表取締役　小島ゆき代

第28期決算公告

令和８年４月27日

広島市中区宝町４番28号

株式会社プレコ

代表取締役　大島　徳子

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	63,501
	固定資産	41,612
	合計	105,114
負純資債及産びの部	流動負債	80,976
	株主資本	24,137
	資本金	12,000
	利益剰余金	12,137
	利益準備金	1,360
	その他利益剰余金	10,777
	（うち当期純利益）	(4,120)
	合計	105,114

第38期決算公告

令和８年４月27日

横浜市青葉区市ケ尾町1169番地１

株式会社プラネッツ

代表取締役　小島ゆき代

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,901
	固定資産	1,261
	合計	27,162
負純資債及産びの部	流動負債	11,687
	株主資本	15,474
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 24,525
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	△ 24,545
	（うち当期純損失）	(1,170)
	合計	27,162

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

札幌市手稲区新発寒六条一丁目四番三〇号

（甲）株式会社中央電子

代表取締役　高橋　和也

札幌市手稲区新発寒六条一丁目四番三〇号

（乙）シ・ダブリュテクノロジー株式会社

代表取締役　高橋　和也

第35期決算公告　令和８年４月27日

札幌市手稲区新発寒六条一丁目４番30号

株式会社中央電子

代表取締役　高橋　和也

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,590
	固定資産	5,723
	繰延資産	6,000
	合計	20,313
負純資債及産びの部	流動負債	10,417
	固定負債	12,230
	株主資本	△2,334
	資本金	10,000
	利益剰余金	△12,334
	利益準備金	120
	その他利益剰余金	△12,454
	（うち当期純利益）	(735)
	合計	20,313

第24期決算公告　令和８年４月27日

札幌市手稲区新発寒六条一丁目４番30号

シ・ダブリュテクノロジー株式会社

代表取締役　高橋　和也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,908
	固定資産	12,710
	合計	20,618
負純資債及産びの部	流動負債	12,996
	固定負債	1,530
	株主資本	6,091
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,908
	その他利益剰余金	△3,908
	（うち当期純利益）	(4,439)
	合計	20,618

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月一日をもって商号を株式会社福徳産業へと変更致します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都新宿区四谷二丁目一〇番地五
八ツ橋ビル二階
（甲）株式会社三朋
代表取締役　松元　光司

東京都新宿区四谷二丁目一〇番地五
八ツ橋ビル二階
（乙）株式会社福徳産業
代表取締役　松元　光司

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第48期決算公告

令和８年４月27日
東京都新宿区四谷二丁目10番地５
八ツ橋ビル２階

株式会社三朋

代表取締役　松元　光司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,315,644
	固定資産	3,990,051
	資産合計	7,305,695
負純資債及産のび部	流動負債	650,489
	固定負債	23,241,952
	株主資本	△16,586,746
	資本金	4,000,000
	利益剰余金	△20,586,746
	その他利益剰余金	△20,586,746
	（うち当期純利益）	(96,030)
	負債・純資産合計	7,305,695

第49期決算公告

令和８年４月27日
東京都新宿区四谷二丁目10番地５
八ツ橋ビル２階

株式会社福徳産業

代表取締役　松元　光司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	7,023,335
	固定資産	831,009
	資産合計	7,854,344
負純資債及産のび部	流動負債	6,285,795
	固定負債	12,044,738
	株主資本	△10,476,189
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△20,476,189
	利益準備金	1,000,000
	その他利益剰余金	△21,476,189
	（うち当期純利益）	(877,591)
	負債・純資産合計	7,854,344

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月一日をもって商号を株式会社新日本コーポレーションへと変更致します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十七日

東京都港区高輪一丁目一二番一〇号
（甲）株式会社新日本コーポレーション
代表取締役　松元　光司

東京都港区南麻布三丁目三番二七号
（乙）株式会社クローバー
代表取締役　松元　光司

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第47期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区高輪一丁目12番10号

株式会社新日本コーポレーション

代表取締役　松元　光司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	299,493,763
	固定資産	895,974,568
	繰延資産	992,492
	資産合計	1,196,460,823
負純資債及産のび部	流動負債	112,254,040
	固定負債	901,103,136
	株主資本	183,103,647
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	83,103,647
	その他利益剰余金	83,103,647
	（うち当期純利益）	(50,974,189)
	負債・純資産合計	1,196,460,823

第14期決算公告

令和８年４月27日
東京都港区南麻布三丁目３番27号

株式会社クローバー

代表取締役　松元　光司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,173,553
	固定資産	147,106,879
	資産合計	149,280,432
負純資債及産のび部	流動負債	2,445,130
	固定負債	116,980,388
	株主資本	29,854,914
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△145,086
	その他利益剰余金	△145,086
	（うち当期純利益）	(1,335,982)
	負債・純資産合計	149,280,432

資本金の額の減少及び合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

また、これに先立ち乙は資本金の額を一千万円減少し〇円とすることにいたしました。

この資本金の額の減少及び合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都豊島区要町一丁目二五番八号
（甲）株式会社テーケー
代表取締役　川村　浩高

東京都豊島区要町一丁目二五番八号
（乙）株式会社シーアンドシー
代表取締役　川村　浩高

決算公告

令和８年４月27日
東京都豊島区要町一丁目25番８号

株式会社テーケー

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(万円)
資の産部	流動資産	44,899
	固定資産	46,300
	有形固定資産	20,576
	無形固定資産	396
	投資その他の資産	25,327
	合計	91,200
負純資債及産のび部	流動負債	21,770
	固定負債	16,505
	株主資本	52,924
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,924
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	40,424
	（うち当期純利益）	(14,528)
	合計	91,200

決算公告

令和８年４月27日
東京都豊島区要町一丁目25番８号

株式会社シーアンドシー

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(万円)
資の産部	流動資産	13,991
	固定資産	21,477
	合計	35,469
負純資債及産のび部	流動負債	12,102
	固定負債	17,622
	株主資本	5,744
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,255
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	△4,275
	（うち当期純利益）	(4,033)
	合計	35,469

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区東三丁目一七番一一号
（甲）株式会社セクター
代表取締役　澤畑　聡一

東京都渋谷区東三丁目一七番一一号
ヴェラハイツ恵比寿東五〇四号
（乙）株式会社恵比寿一丁目ビル
代表取締役　澤畑　聡一

第47期決算公告

令和８年４月27日
東京都渋谷区東三丁目17番11号

株式会社セクター

代表取締役　澤畑　聡一

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	396,371
	固定資産	296,234
	合計	692,605
負純資債及産のび部	流動負債	1,833
	固定負債	27,070
	株主資本	663,702
	資本金	40,000
	利益剰余金	623,702
	その他利益剰余金	623,702
	（うち当期純利益）	(4,191)
	合計	692,605

第11期決算公告

令和８年４月27日
東京都渋谷区東三丁目17番11号
ヴェラハイツ恵比寿東504号

株式会社恵比寿一丁目ビル

代表取締役　澤畑　聡一

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,870
	固定資産	512,048
	合計	524,918
負純資債及産のび部	流動負債	70,743
	固定負債	461,791
	株主資本	△7,616
	資本金	10,000
	利益剰余金	△17,616
	その他利益剰余金	△17,616
	（うち当期純損失）	(3,120)
	合計	524,918

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都港区南青山五丁目四番二七号

（甲）株式会社ＢＺ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　伊藤　健志

東京都港区南青山五丁目四番二七号

（乙）株式会社バルビゾン

代表取締役　伊藤　健志

決　算　公　告　令和８年４月27日

東京都港区南青山五丁目４番27号

株式会社ＢＺ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　伊藤　健志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,379,374
	固定資産	6,317,825
	合計	7,697,200
負債及び純資産の部	流動負債	2,193
	固定負債	700,000
	株主資本	6,995,007
	資本金	10,000
	資本剰余金	33,712
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	31,212
	利益剰余金	6,951,294
	その他利益剰余金	6,951,294
	（うち当期純利益）	(2,007,363)
	合計	7,697,200

決　算　公　告　令和８年４月27日

東京都港区南青山五丁目４番27号

株式会社バルビゾン

代表取締役　伊藤　健志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,247,088
	固定資産	30,866,750
	合計	43,113,838
負債及び純資産の部	流動負債	437,699
	固定負債	8,546,018
	建物圧縮引当金	233,688
	株主資本	34,130,119
	資本金	48,400
	利益剰余金	34,081,719
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	34,031,719
	（うち当期純利益）	(723,866)
	合計	43,113,838

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区西神田三丁目八番一号

（甲）ＧｅｎｅＴｅｃｈ株式会社

代表取締役　後藤　幸七

東京都千代田区西神田三丁目八番一号

（乙）ユーロフィンクリニカルジェネティクス株式会社

代表取締役　大藏　良太

最終貸借対照表　令和８年４月27日

東京都千代田区西神田三丁目８番１号

ＧｅｎｅＴｅｃｈ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,039,020
	固定資産	168,380
	合計	1,207,400
負債及び純資産の部	流動負債	363,770
	賞与引当金	36,022
	固定負債	18,300
	株主資本	825,330
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	805,330
	繰越利益剰余金	805,330
	（うち当期純利益）	(331,238)
	合計	1,207,400

最終貸借対照表　令和８年４月27日

東京都千代田区西神田三丁目８番１号

ユーロフィンクリニカルジェネティクス株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,517
	固定資産	3,454
	合計	29,972
負債及び純資産の部	流動負債	29,236
	賞与引当金	4,851
	固定負債	474,377
	株主資本	△473,641
	資本金	122,500
	資本剰余金	275,500
	資本準備金	275,500
	利益剰余金	△871,641
	その他利益剰余金	△871,641
	（うち当期純損失）	(49,137)
	合計	29,972

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年五月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

長野県下伊那郡阿智村浪合一一九二番地九九一

（甲）治部坂企画株式会社

代表取締役　伊東　真

長野県下伊那郡阿智村浪合一一九二番地八七三

（乙）株式会社ＪＩＢＵ

代表取締役　小野　素尊

決　算　公　告

令和８年４月27日

長野県下伊那郡阿智村浪合1192番地991

治部坂企画株式会社

代表取締役　伊東　真

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,256
	固定資産	18,834
	合計	21,091
負債及び純資産の部	流動負債	2,868
	固定負債	31,500
	株主資本	△13,277
	資本金	1,000
	利益剰余金	△14,277
	その他利益剰余金	△14,277
	（うち当期純損失）	(14,277)
	合計	21,091

決　算　公　告

令和８年４月27日

長野県下伊那郡阿智村浪合1192番地873

株式会社ＪＩＢＵ

代表取締役　小野　素尊

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	216
	固定資産	236,159
	合計	236,375
負債及び純資産の部	流動負債	212
	固定負債	222,970
	株主資本	13,193
	資本金	30,000
	利益剰余金	△16,806
	その他利益剰余金	△16,806
	（うち当期純損失）	(30)
	合計	236,375

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の不動産部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

名古屋市東区白壁一丁目二五番地

（甲）株式会社イトウ商事

代表取締役　伊藤　太一

名古屋市東区泉一丁目七番二五号

（乙）株式会社イトウ珈琲商会

代表取締役　伊藤　太一

第56期決算公告　令和８年４月27日

名古屋市東区白壁一丁目25番地

株式会社イトウ商事

代表取締役　伊藤　太一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,264
	固定資産	60,095
	合計	109,359
負債及び純資産の部	流動負債	519
	株主資本	108,840
	資本金	23,000
	利益剰余金	85,840
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	79,840
	（うち当期純利益）	(930)
	合計	109,359

第67期決算公告　令和８年４月27日

名古屋市東区泉一丁目７番25号

株式会社イトウ珈琲商会

代表取締役　伊藤　太一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	445,879
	固定資産	307,955
	繰延資産	1,093
	合計	754,929
負債及び純資産の部	流動負債	72,371
	株主資本	682,557
	資本金	30,000
	利益剰余金	652,557
	利益準備金	30,000
	任意積立金	40,000
	その他利益剰余金	582,557
	（うち当期純損失）	(32,798)
	合計	754,929

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

京都市左京区下鴨北園町一五番地一

（甲）ＯＹＯインベストメンツ株式会社

代表取締役　茶屋　誠一

京都市左京区下鴨北園町一五番地一

（乙）ＡＯＣ株式会社

代表取締役　茶屋　誠一

第３期決算公告　令和８年４月27日

京都市左京区下鴨北園町15番地１

ＯＹＯインベストメンツ株式会社

代表取締役　茶屋　誠一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	106
	固定資産	17,304
	合計	17,410
負債及び純資産の部	流動負債	2
	固定負債	290
	株主資本	17,117
	資本金	10
	資本剰余金	17,018
	資本準備金	8,311
	その他資本剰余金	8,706
	利益剰余金	89
	その他利益剰余金	89
	（うち当期純利益）	(34)
	合計	17,410

第８期決算公告

令和８年４月27日

京都市左京区下鴨北園町15番地１

ＡＯＣ株式会社

代表取締役　茶屋　誠一

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4
	固定資産	103
	合計	107
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	100
	株主資本	7
	資本金	1
	利益剰余金	6
	その他利益剰余金	6
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	107

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

大阪市中央区本町一丁目四番八号

（甲）株式会社黒田生々堂

代表取締役　黒田　雅夫

大阪市中央区南久宝寺町一丁目四番九号

（乙）関西文具株式会社

代表取締役　黒田　純司

第74期決算公告　令和８年４月27日

大阪市中央区本町一丁目４番８号

株式会社黒田生々堂

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,392,718
	固定資産	366,360
	合計	5,759,078
負債及び純資産の部	流動負債	3,596,760
	賞与引当金	27,699
	固定負債	405,460
	退職給付引当金	64,390
	役員退職慰労引当金	249,400
	株主資本	1,756,857
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,736,857
	利益準備金	175
	その他利益剰余金	1,736,682
	（うち当期純利益）	(329,225)
	合計	5,759,078

第71期決算公告　令和８年４月27日

大阪市中央区南久宝寺町一丁目４番９号

関西文具株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	186,524
	固定資産	12,499
	合計	199,024
負債及び純資産の部	流動負債	108,012
	固定負債	23,855
	退職給付引当金	8,195
	株主資本	67,141
	資本金	10,000
	利益剰余金	57,141
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	54,641
	（うち当期純損失）	(958)
	評価・換算差額等	14
	有価証券評価差額金	14
	合計	199,024

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

鹿児島市花野光ヶ丘二丁目２番７号

（甲）株式会社ウィルパワー

代表取締役　児玉　道広

鹿児島市花野光ヶ丘二丁目２番７号

（乙）株式会社トラストパワー

代表取締役　児玉　道広

決　算　公　告

令和８年４月27日

鹿児島市花野光ヶ丘二丁目２番７号

株式会社ウィルパワー

代表取締役　児玉　道広

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	11,269,948
	固定資産	156,757,786
	繰延資産	0
	合計	168,027,734
負債及び純資産の部	流動負債	161,189
	固定負債	144,212,301
	株主資本	23,654,244
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,644,244
	その他利益剰余金	23,644,244
	（うち当期純利益）	(4,069,668)
	合計	168,027,734

決　算　公　告

令和８年４月27日

鹿児島市花野光ヶ丘二丁目２番７号

株式会社トラストパワー

代表取締役　児玉　道広

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	10,242,502
	固定資産	63,762,015
	繰延資産	0
	合計	74,004,517
負債及び純資産の部	流動負債	3,459,517
	固定負債	22,519,241
	株主資本	48,025,759
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	47,025,759
	その他利益剰余金	47,025,759
	（うち当期純利益）	(8,049,686)
	合計	74,004,517

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の賃貸管理事業（賃貸管理方式、サブリース方式）及びこれに付随する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都渋谷区代々木一丁目四五番一号

（甲）株式会社日商管理サービス

代表取締役　高地健太郎

東京都渋谷区桜丘町二〇番一号

（乙）株式会社Ａｓｕｃｒｅ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ

代表取締役　七五三智宏

第32期決算公告　令和８年４月27日

東京都渋谷区代々木一丁目45番１号

株式会社日商管理サービス

代表取締役　高地健太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	4,185,564,306
	固定資産	5,809,712,162
	合計	9,995,276,468
負債及び純資産の部	流動負債	1,134,057,098
	賞与引当金	20,392,948
	固定負債	7,874,076,808
	退職給付引当金	6,874,569
	株主資本	987,142,562
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	977,142,562
	その他利益剰余金	977,142,562
	（うち当期純利益）	(373,218,787)
	合計	9,995,276,468

第14期決算公告　令和８年４月27日

東京都渋谷区桜丘町20番１号

株式会社Ａｓｕｃｒｅ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ

代表取締役　七五三智宏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	543,033,189
	固定資産	508,663,285
	繰延資産	10,400,000
	合計	1,062,096,474
負債及び純資産の部	流動負債	325,717,114
	固定負債	336,031,376
	株主資本	400,347,984
	資本金	90,000,000
	利益剰余金	310,347,984
	その他利益剰余金	310,347,984
	（うち当期純利益）	(9,456,069)
	合計	1,062,096,474

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年四月二十七日

栃木県宇都宮市今泉三丁目二番一八号

（甲）株式会社ティ・エム・コーポレーション

代表取締役　金沢　太竜

東京都台東区上野七丁目二番二号

（乙）株式会社南大門

代表取締役　金沢　太竜

第54期決算公告

令和８年３月27日

大分県臼杵市大字吉小野2950―１

臼津開発株式会社

代表取締役社長　杉本　健一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	87,431
	固定資産	332,510
	資産合計	**419,941**
負債及び純資産の部	流動負債	1,858,106
	（うち賞与引当金）	(6,316)
	固定負債	664,538
	（うち退職給付引当金）	(8,328)
	（うち役員退職慰労引当金）	(4,110)
	負債合計	**2,522,643**
	株主資本	△ 2,102,702
	資本金	120,000
	資本剰余金	984,000
	資本準備金	984,000
	利益剰余金	△ 3,206,702
	その他利益剰余金	△ 3,206,702
	（うち当期純損失）	(5,750)
	純資産合計	**△ 2,102,702**
	負債・純資産合計	**419,941**

第48期決算公告

令和８年４月27日

東京都台東区上野７丁目２番２号

株式会社南大門

代表取締役　金沢　太竜

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,515,936
	固定資産	661,750
	繰延資産	115
	合計	**5,177,801**
負債及び純資産の部	流動負債	368,435
	固定負債	126,153
	株主資本	4,683,213
	資本金	42,600
	利益剰余金	4,640,613
	利益準備金	10,950
	その他利益剰余金	4,629,663
	（うち当期純利益）	(27,576)
	合計	**5,177,801**

第29期決算公告

令和８年４月27日

栃木県宇都宮市今泉３丁目２番18号

株式会社ティ・エム・コーポレーション

代表取締役　金沢　太竜

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	831,322
	固定資産	7,027,098
	繰延資産	0
	合計	**7,858,420**
負債及び純資産の部	流動負債	5,274,871
	固定負債	122,720
	株主資本	2,460,829
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,450,829
	その他利益剰余金	2,450,829
	（うち当期純利益）	(56,501)
	合計	**7,858,420**

第 32 期決算公告

令和８年３月31日

東京都品川区東品川四丁目12番８号

品川シーサイドイーストタワー２階

ＡＷＰジャパン株式会社

代表取締役社長　金子　智一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,349,283
	固定資産	384,942
	資産合計	**3,734,225**
負債及び純資産の部	流動負債	3,976,082
	賞与引当金	93,600
	固定負債	1,477,308
	退職給付引当金	106,221
	負債合計	**5,453,390**
	株主資本	△1,719,165
	資本金	100,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	△1,819,165
	その他利益剰余金	△1,819,165
	（うち当期純損失）	(835,405)
	純資産合計	**△1,719,165**
	負債・純資産合計	**3,734,225**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都八王子市高倉町九番一号

（甲）キーサイト・テクノロジー株式会社

代表取締役　寺澤　紳司

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビルＳＣＳ国際税理士法人内

（乙）スパイレント・コミュニケーションズ・ジャパン株式会社

代表取締役　内藤　昌史

令和８年４月27日

東京都八王子市高倉町９番１号

キーサイト・テクノロジー株式会社

代表取締役　寺澤　紳司

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,166
	固定資産	5,579
	合計	**28,745**
負債及び純資産の部	流動負債	17,886
	（賞与引当金）	(416)
	（有給休暇引当金）	(367)
	固定負債	20
	株主資本	10,838
	資本金	100
	資本剰余金	10,111
	その他資本剰余金	10,111
	利益剰余金	626
	その他利益剰余金	626
	（うち当期純利益）	(296)
	合計	**28,745**

令和８年４月27日

東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビルＳＣＳ国際税理士法人内

スパイレント・コミュニケーションズ・ジャパン株式会社

代表取締役　内藤　昌史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,225
	固定資産	3,997
	合計	**80,223**
負債及び純資産の部	流動負債	45,278
	（未払有給引当金）	(4,008)
	株主資本	34,944
	資本金	3,000
	利益剰余金	31,944
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	31,194
	（うち当期純利益）	(13,944)
	合計	**80,223**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日

仙台市若林区卸町二丁目一一番地の五
（甲）東通インテグレート株式会社
代表取締役　佐藤　博美

仙台市若林区卸町二丁目一一番地の五
（乙）東通システム株式会社
代表取締役　佐藤　博美

宮城県岩沼市桜五丁目七番二一号
（丙）東北通信機器株式会社
代表取締役　佐藤　博美

第 41 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

仙台市若林区卸町二丁目11番地の５
東通システム株式会社
代表取締役　佐藤　博美

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	355,828
	固定資産	55,798
	合計	411,627
負債及び純資産の部	流動負債	244,341
	株主資本	167,286
	資本金	10,000
	利益剰余金	157,286
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	154,786
	（うち当期純利益）	(991)
	合計	411,627

第 44 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

宮城県岩沼市桜五丁目７番21号
東北通信機器株式会社
代表取締役　佐藤　博美

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,209
	固定資産	36,255
	合計	57,465
負債及び純資産の部	流動負債	4,952
	固定負債	20,000
	株主資本	32,512
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,512
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	20,012
	（うち当期純利益）	(166)
	合計	57,465

第 61 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

仙台市若林区卸町二丁目11番地の５
東通インテグレート株式会社
代表取締役　佐藤　博美

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,179,970	流動負債	819,322
固定資産	1,444,472	固定負債	372,356
繰延資産	3,400	株主資本	1,436,163
		資本金	30,160
		資本剰余金	42,500
		資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	40,000
		利益剰余金	1,363,502
		利益準備金	5,040
		その他利益剰余金	1,358,462
		（うち当期純利益）	(1,632)
資産合計	2,627,842	負債・純資産合計	2,627,842

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の管工事業および電気工事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲の取締役会の承認決議は令和八年三月二十六日、乙の取締役会の承認決議は令和八年三月二十七日にそれぞれ終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区外神田三丁目一二番八号
住友不動産秋葉原ビル一七階
（甲）株式会社チョウエイハンズ
代表取締役　徳村　有聡

宮城県仙台市宮城野区鶴ケ谷東二丁目二三番一〇号
（乙）株式会社ハンデックス
代表取締役　徳村　有聡

第 37 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

東京都千代田区外神田三丁目12番８号
住友不動産秋葉原ビル17階
株式会社チョウエイハンズ
代表取締役　徳村　有聡

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,340,713
	固定資産	1,160,818
	資産合計	5,501,531
負債及び純資産の部	流動負債	4,242,177
	（うち賞与引当金）	(73,412)
	（うち完成工事補償引当金）	(136,604)
	（うち修繕引当金）	(16,140)
	固定負債	642,447
	負債合計	4,884,624
	株主資本	616,907
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,843
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	75,843
	利益剰余金	416,065
	その他利益剰余金	416,065
	（うち当期純利益）	(253,251)
	純資産合計	616,907
	負債・純資産合計	5,501,531

第 24 期 決 算 公 告

令和８年４月27日

宮城県仙台市宮城野区鶴ケ谷東二丁目23番10号
株式会社ハンデックス
代表取締役　徳村　有聡

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,383,221	流動負債	1,667,003
固定資産	318,476	（うち賞与引当金）	(122,015)
		（うち完成工事補償引当金）	(5,192)
		固定負債	310,323
		株主資本	724,371
		資本金	100,000
		資本剰余金	190,784
		資本準備金	103,500
		その他資本剰余金	87,284
		利益剰余金	433,587
		利益準備金	25,000
		（うち当期純利益）	(66,050)
資産合計	2,701,697	負債・純資産合計	2,701,697

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年四月九日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年四月二十七日

福井市二の宮五丁目一二番一〇号

（甲）株式会社中村加工所

代表取締役　中村　和裕

福井市八重巻町第一七号四七番地

（乙）株式会社トシエ硝子

代表取締役　中村　和裕

第50期決算公告

令和８年４月27日

福井市二の宮五丁目12番10号

株式会社中村加工所

代表取締役　中村　和裕

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	310,212,154
	固定資産	208,893,132
	合計	519,105,286
負債及び純資産の部	流動負債	189,232,063
	固定負債	92,880,771
	株主資本	236,992,452
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	226,992,452
	利益準備金	1,500,000
	その他利益剰余金	225,492,452
	（うち当期純利益）	(15,682,363)
	合計	519,105,286

第54期決算公告

令和８年４月27日

福井市八重巻町第17号47番地

株式会社トシエ硝子

代表取締役　中村　和裕

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	6,831,628
	固定資産	52,733,725
	合計	59,565,353
負債及び純資産の部	流動負債	8,493,718
	固定負債	31,771,140
	株主資本	19,300,495
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	9,300,495
	利益準備金	8,000,000
	その他利益剰余金	1,300,495
	（うち当期純損失）	(8,222,769)
	合計	59,565,353

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の株式投資部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十七日

愛知県豊橋市下地町字境田一〇〇番地

（甲）株式会社クライムホールディングス

代表取締役　陶山　尊司

愛知県豊橋市下地町字境田一〇〇番地

（乙）株式会社陶山商会

代表取締役　陶山　尊司

第1期決算公告

令和８年４月27日

愛知県豊橋市下地町字境田100番地

株式会社クライムホールディングス

代表取締役　陶山　尊司

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	—
	固定資産	315,453
	繰延資産	—
	合計	315,453
負債及び純資産の部	流動負債	91
	固定負債	—
	株主資本	315,362
	資本金	24,300
	資本剰余金	291,153
	その他資本剰余金	291,153
	利益剰余金	△91
	その他利益剰余金	△91
	（うち当期純損失）	(91)
	合計	315,453

第50期決算公告

2026年４月27日

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

小岩井乳業株式会社

代表取締役社長　松崎　浩樹

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,779
	固定資産	4,160
	有形固定資産	3,346
	無形固定資産	57
	投資その他の資産	757
	資産合計	10,939
負債及び純資産の部	流動負債	3,722
	固定負債	1,635
	（退職給付引当金）	(1,130)
	株主資本	5,574
	資本金	100
	資本剰余金	5,178
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	5,153
	利益剰余金	296
	その他利益剰余金	296
	（当期純利益）	(508)
	評価・換算差額等	8
	その他有価証券評価差額金	8
	負債・純資産合計	10,939

第78期決算公告

令和８年４月27日

愛知県豊橋市下地町字境田100番地

株式会社陶山商会

代表取締役　陶山　尊司

貸借対照表の要旨

（令和７年３月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,835
	固定資産	435,666
	繰延資産	—
	合計	456,501
負債及び純資産の部	流動負債	32,549
	固定負債	102,429
	株主資本	321,522
	資本金	24,300
	資本剰余金	1,330
	資本準備金	1,330
	利益剰余金	295,892
	利益準備金	6,075
	別途積立金	80,000
	その他利益剰余金	209,817
	（うち当期純利益）	(6,069)
	合計	456,501

第52期決算公告

令和８年４月27日

東京都渋谷区神宮前二丁目４番12号

株式会社アールビーズ

代表取締役　黒崎　悠

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,272,181
	固定資産	1,217,163
	資産合計	7,489,344
負債及び純資産の部	流動負債	4,851,827
	賞与引当金	287,183
	受注損失引当金	42,979
	５０周年引当金	18,555
	修繕引当金	62,578
	固定負債	43,751
	負債合計	4,895,578
	株主資本	2,593,766
	資本金	100,000
	資本剰余金	21,452
	その他資本剰余金	21,452
	利益剰余金	2,472,313
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,447,313
	（うち当期純利益）	(438,713)
	純資産合計	2,593,766
	負債・純資産合計	7,489,344